



よりよい明日を、世界の人々と。  
独立行政法人 国際協力機構

# 平成18年度 業務実績報告書

平成19年6月

独立行政法人国際協力機構

総
JR
07-001

本報告書は、「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年外務省令第22号）」及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針（平成15年11月17日外務省独立行政法人評価委員会決定）」に基づき、平成18年度の業務実績についてまとめたものである。

# 目次

## I. 総括

1. はじめに.....	1
2. 改革の総仕上げとその成果	
(1) 中期目標期間中の改革努力.....	1
(2) 改革の成果1（現場（在外）強化）.....	3
(3) 改革の成果2（事業の効果、効率性、迅速性）.....	3
(4) 改革の成果3（経費効率化）.....	4
(5) 改革の成果4（国内事業改革、国内機関の見直し）.....	6
(6) 改革の総仕上げ.....	6
3. 新JICAの発足に向けて	
(1) 資金協力との統合方針の決定.....	10
(2) 第2期中期目標及び中期計画の策定.....	10

## II. 平成18年度業務実績

<要約>.....	11
<小項目ごとの実績>	
1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1)組織運営における機動性の向上	
小項目 No.1 現場（在外）強化と機動的組織運営.....	15
(2)業務運営全体の効率化	
小項目 No.2 事務手続きの迅速化、合理化.....	22
小項目 No.3 事業の主要な投入の単位当たり経費の効率化.....	27
小項目 No.4 本部管理経費の効率化.....	31
(3)施設、設備の効率的利用	
小項目 No.5 施設、設備の利用者数の増加.....	33
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1)総論	
小項目 No.6 効果的な事業の実施.....	34
小項目 No.7 外務大臣からの緊急の要請への対応.....	47

小項目 No.8	情報公開、広報の充実及び知見の公開 .....	48
小項目 No.9	NGO等との連携推進 .....	55
小項目 No.10	環境及び社会への配慮 .....	58
小項目 No.11	男女共同参画 .....	61
小項目 No.12	客観的で体系的な事業評価 .....	64
(2)	各事業毎の目標	
(イ)	技術協力	
小項目 No.13	現地人材、民間等の活用による効果的・効率的事業実施 .....	72
小項目 No.14	案件の適切な投入要素の決定 .....	79
小項目 No.15	本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ .....	82
小項目 No.16	専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価 .....	85
(ロ)	無償資金協力の実施促進	
小項目 No.17	無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上 .....	88
(ハ)	国民等の協力活動	
小項目 No.18	国民等の協力活動の充実 .....	90
小項目 No.19	ボランティアの人材確保及びサポート .....	94
小項目 No.20	草の根技術協力事業に対する国民の参加支援 .....	99
小項目 No.21	開発教育支援 .....	105
(ニ)	海外移住	
小項目 No.22	海外移住者に対する支援 .....	109
(ホ)	災害援助等協力事業	
小項目 No.23	災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施 .....	111
(ヘ)	人材養成確保	
小項目 No.24	人材養成確保の充実 .....	115
(ト)	附帯業務	
小項目 No.25	附帯業務（案件形成支援、調査研究）の実施状況 .....	122
3.	予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画	
(1)	予算（人件費の見積を含む。）	
(2)	収支計画	
(3)	資金計画	
小項目 No.26	（予算、収支計画、資金計画） .....	125
4.	短期借入金の限度額	
小項目 No.27	短期借入金の限度額 .....	133
5.	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
小項目 No.28	重要な財産の譲渡等の計画 .....	134
6.	剰余金の使途	
小項目 No.29	剰余金の使途 .....	135

## 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 施設・設備に関する計画

小項目 No.30 施設・設備に関する計画.....136

### (2) 人事に関する計画

小項目 No.31 人員の勤務評価、適正配置、能力開発の計画.....138

小項目 No.32 常勤職員数と人件費総額.....141

### (3) その他中期計画を達成するために必要な事項

#### (イ) 監査の充実

小項目 No.33 外部監査の実施等監査の充実.....142

#### (ロ) 各年度の業績評価

小項目 No.34 各年度の業績評価と業務運営への反映.....144

## <資料編>

### 1. 国別・開発課題別の取組

(1) 国別の取組.....147

(2) 開発課題別の取組.....151

2. 独立行政法人国際協力機構の概要.....157

# I. 総括

## 1. はじめに

平成18年度は、機構にとって独立行政法人としての最初の中期目標期間の最終年度であり、機構はこれまでの取組を一層強化して、中期目標の達成を目指すとともに、自ら進めてきた改革の定着、総仕上げを図った。

特に、「現場主義／在外強化」については、第1期中期目標においても在外事務所への権限委譲等が謳われているが、独法化と同時に就任した緒方理事長のリーダーシップにより「JICA改革プラン」が打ち出され、その改革方針に則り、中期目標及び中期計画で目標設定した以上に大きく踏み込んだ取組を精力的に進めてきた。その結果、当初の計画段階での想定を大幅に超えた成果を上げることとなった。

同時に18年度には、行政改革推進法の成立（18年6月）、国際協力機構法の改正（18年11月）等により、20年度に資金協力業務を統合し、新JICAとして発足することが決定した。19年度から開始した第2期中期計画の下で、これまでの改革を礎として、技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一体的に運用する実行力のある援助実施機関となるべく、統合準備を適確かつ着実に進めることが求められている。

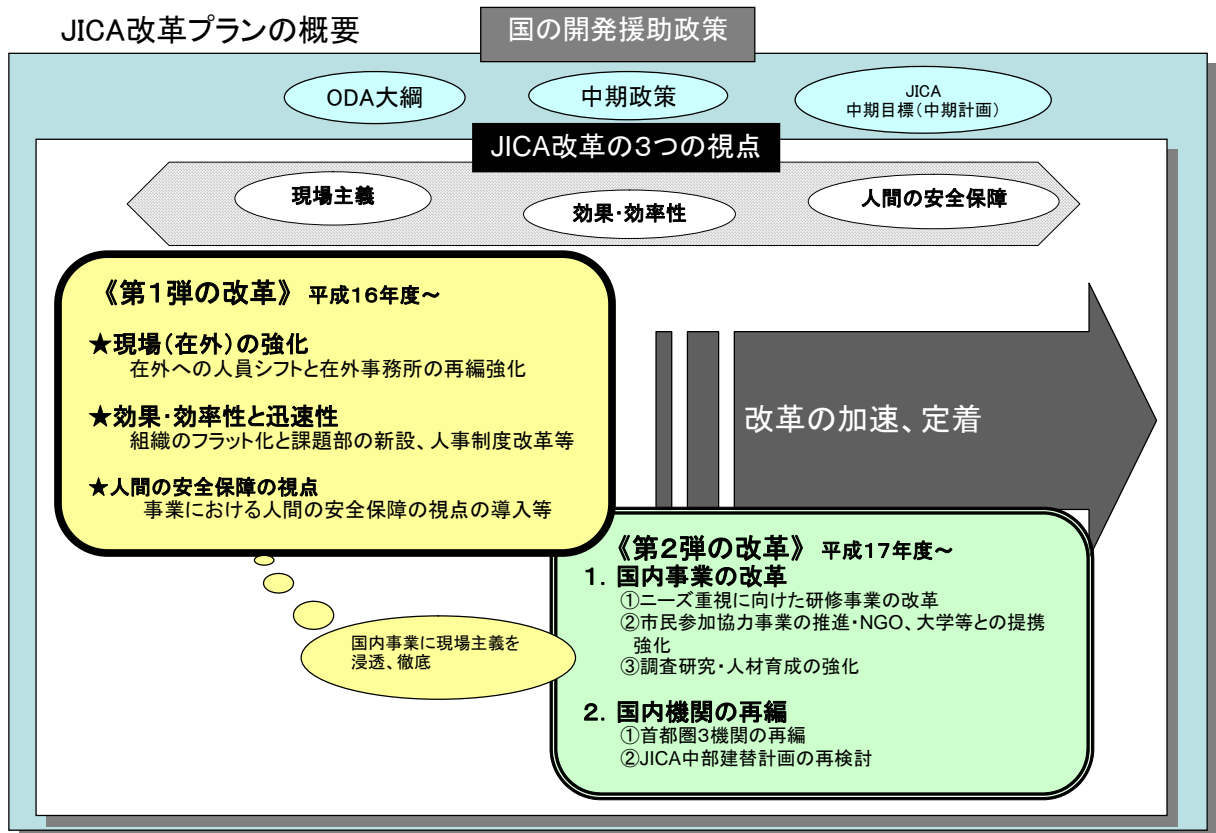
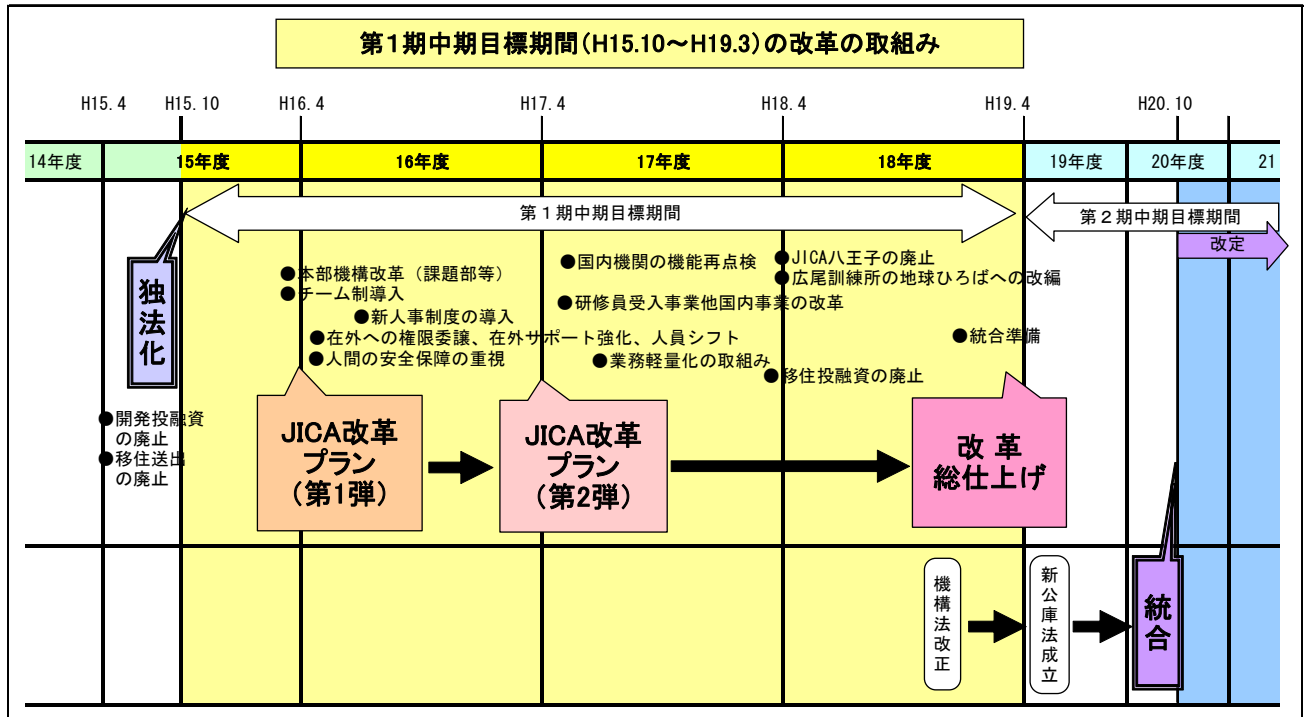
このような状況において、18年度予算は、前年度比約26億円（政策増分を除くと約53億円）の減となった。機構は、業務運営の徹底した見直しを通じて削減努力を続け、中期目標で定められた以上の効率化を達成しながら、全体として従前の事業水準を確保し、運営費交付金ベースで1,575億円（17年度比△1.6%）の予算で、151カ国・地域に対する協力を行い、専門家4,588人、ボランティア1,924人を派遣し、研修員10,159人を本邦に受け入れた（新規のみ、19年5月末現在の人数実績統計暫定値ベース）。

## 2. 改革の総仕上げとその成果

### （1）中期目標期間中の改革努力

機構は、15年10月以降、①独法化に合わせた組織運営、業務実施上の改善、②JICA改革プラン第1弾（現場主義、人間の安全保障、効果・効率性と迅速性の3本柱）、③JICA改革第2弾（国内事業の改革、国内機関の再編の2本柱）、と組織・業務全般にわたる自己改革の取組を打ち出し、これを順次実行に移してきた。

JICA改革プランは、開発途上国の社会、そしてそこに住む人々が直面する課題の解決を支援するため、現場の視点を中心に据えて質の高い協力を行っていくための組織・業務全般の改革の試みであり、その取組は多岐にわたるが、これまでに着実な成果を挙げてきている。

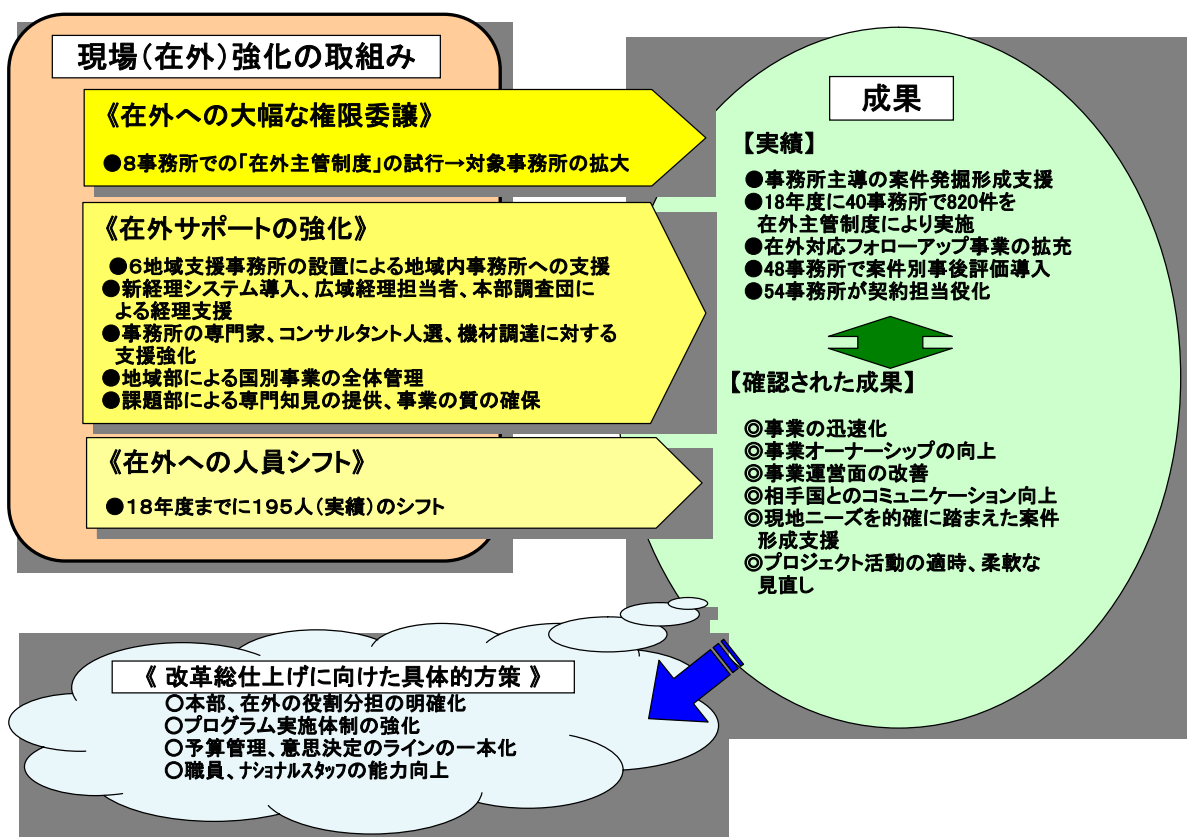


## (2) 改革の成果1 (現場 (在外) 強化)

JICA改革の中心をなす現場 (在外) 強化では、現場のニーズに一番近い在外事務所が事業の計画、実施、評価の一連のプロセスを主導できるように、本部から在外事務所への業務及び権限の委譲を進めるとともに、受け皿となる在外事務所の体制を強化するため、職員を始めとする人員の在外シフトを200名規模で実施した。同時に、在外事務所に対する本部からの支援を事業計画 (分野・課題に関する知見)、経理、機材等の調達、専門家等人材の確保等の面で大幅に強化するとともに、地域内の事務所への支援を行う「地域支援事務所」を6箇所を設置した。

在外強化については、18年度に実施した「改革の総仕上げ」において、「すべての事業の形成と実施は現場の主導で行われるとの前提の下で、本部がこれを適切に管理・協働・支援しその最終責任を負う」との基本方針を明確にし、今後も、事務所と本部 (地域部、課題部) の役割分担、プログラム実施体制の強化、事業内容とコスト審査体制の強化など、現場強化の完成に向けた取組を進めることとしている。

### 現場 (在外) 強化の取組みと成果



## (3) 改革の成果2 (事業の効果、効率性、迅速性)

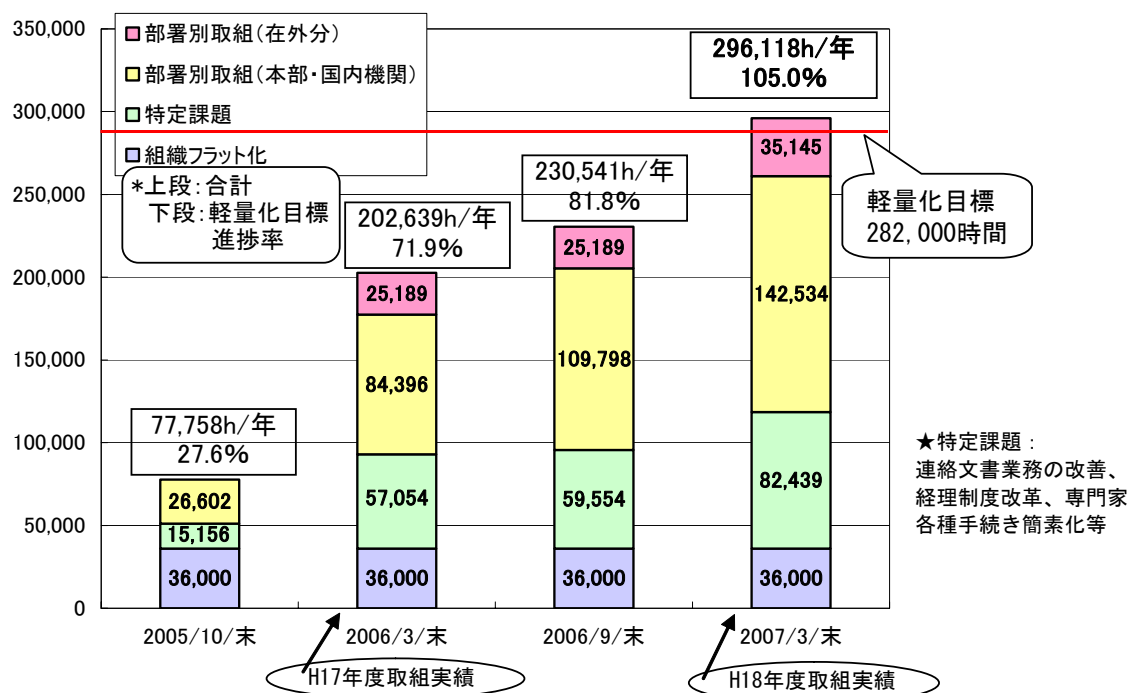
事業の効果を高める観点では、独立行政法人化後に行った組織改編により地域部、課題部 (各5部) 体制を整備した結果、国、地域の視点から計画的な事業運営を図るとともに、課題・分野別



の経験、知見を集積し事業の質を高めるという国別・課題別アプローチを一層強化することが可能となった。また、開発途上国の人々に焦点を当てた「人間の安全保障」の視点を事業に十分反映させることで事業の質の向上に努めており、18年度には「人間の安全保障」の考え方を色濃く反映した案件が全体の約2割を占めている。さらに、近年国際的にも取組が求められている平和構築支援について、事業実施体制を整備するとともに、迅速な対応のためのファスト・トラック制度を導入し、アフリカなどで具体的事業を展開している。

個別事業では、災害援助事業において、16年度のインド洋・スマトラ沖津波災害を始めとする災害に対し、国際緊急援助隊の医療チーム、救助チームをそれぞれ目標とした時間内に派遣し現地での救助活動にあたったほか、平時においても、救助チームを構成する警察庁、消防庁、海上保安庁が参加し、9カ国から来日した技術研修員のほかフィリピンや韓国のレスキュー関係者も参加した過去最大規模の総合訓練を実施するなど、国際緊急援助隊の迅速かつ効果的な派遣に向けた取組でも大きな成果を挙げた。

効率的な事業運営の点では、組織・人事制度の見直しによるフラット化を進め意思決定の迅速化を図るとともに、各種手続きの合理化・迅速化を進めた。17年度からは業務そのものの軽減を図る業務軽量化の取組を進め、18年度末には、業務量全体の10%削減という当初目標を超える29万時間分を削減し、大幅な業務軽量化を達成した。

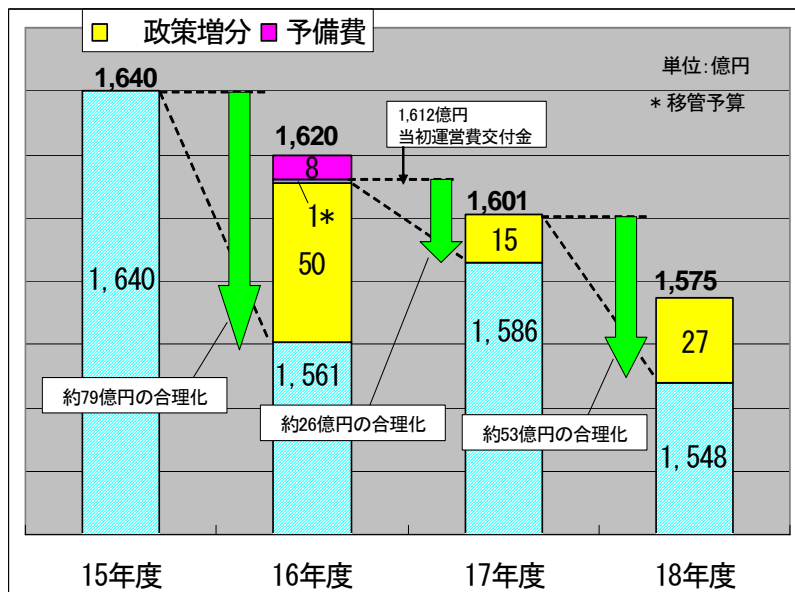


#### (4) 改革の成果3 (経費効率化)

経費面では、第1期中期目標期間中、事業の主要な投入単位当たり経費の10%程度の効率化、並びに、一般管理費の10%程度の効率化という目標設定がなされたが、機構全体で経費効率化の努力を続けた結果、事業経費では全ての投入単位で目標を達成し、複数の項目で当初目標を大幅に上回る経費削減を実現した。一般管理費についても、目標を超えて効率化を達成しており、

両者を合わせた経費削減効果は、18年度単年度ベースで、当初想定の59億円に対し、約1.8倍の約106億円、3年半の中期目標期間では、当初想定 of 118億円に対し、約2.1倍の約252億円となる。

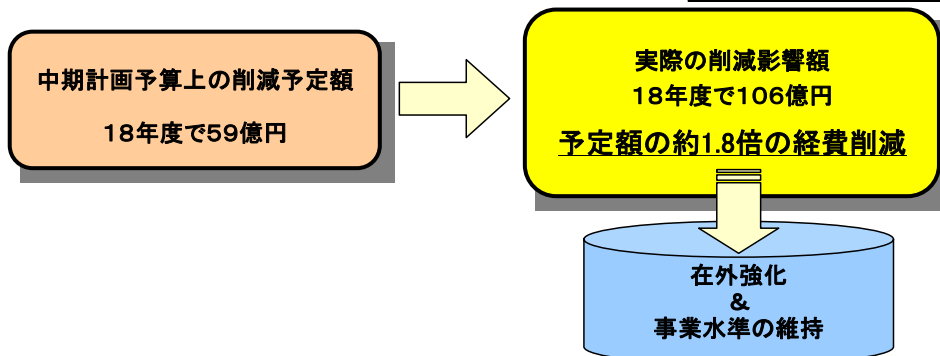
〈予算〈運営費交付金〉にかかる効率化の状況〉



〈経費効率化目標の達成状況と削減影響額〉

中期計画上の効率化目標	削減目標 (対14年度実績)		18年度実績 (対14年度実績)	14年度実績比較の 削減影響額
業務経費				△9,471百万円
●長期専門家派遣人数	10%	▶▶▶	45%	△615百万円
●研修員一人当たり滞在経費	5%	▶▶▶	18%	△967百万円
●機材調達経費				
・案件1件当たりの供与機材費	10%	▶▶▶	75%	△3,581百万円
・案件1件当たりの供与機材輸送費	10%	▶▶▶	76%	△145百万円
・専門家一人当たりの携行機材費	10%	▶▶▶	46%	△1,586百万円
●調査団一件当たりの所要経費	10%	▶▶▶	12%	△400百万円
●案件1件当たりのコンサルタント調達経費	10%	▶▶▶	10%	△1,764百万円
●印刷製本費	10%	▶▶▶	45%	△403百万円
一般管理費				△1,182百万円
本部管理経費	10%	▶▶▶	14.4%	△1,182百万円
				合計額 △10,653百万円

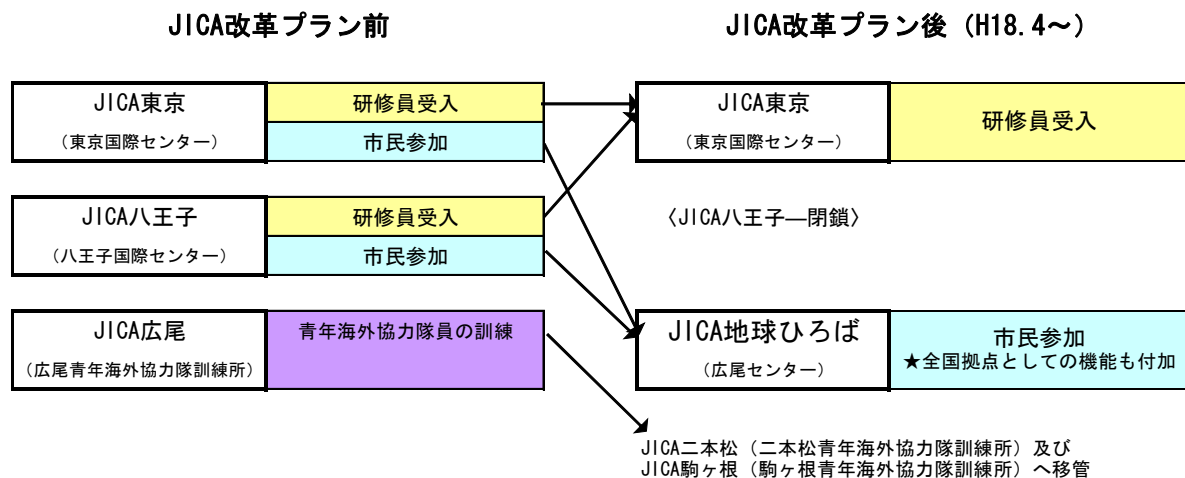
※端数の関係で合計額が一致しないことがある。



(5) 改革の成果4 (国内事業改革、国内機関の見直し)

第2弾の改革で取り上げた国内事業改革及び国内機関の再編のうち、国内事業改革については、より一層開発途上国の現場のニーズに結びついた研修を実施するために、研修コースに係る事前、終了時及び改廃の見直し時の評価を的確に行うことに加え、開発課題ごとにコース設定のあり方を検討する「グランド・デザイン」の策定や、研修の成果をより具体化するための研修目標、内容・方法、フォローアップに係る見直しなど、包括的な改善を進めてきている。

国内機関の再編では、全国19の機関について、地域ごとにブロックに分けた上で、国内機関の役割、機能等を再検討した結果、限られた資源でより効果的な事業を展開する観点から、関東ブロックの再編を実行した。広尾青年海外協力隊訓練所を、新たに市民参加協力事業の全国拠点としての「地球ひろば」に改編し、東京圏の他の機関が行っていた市民参加協力事業を集約するとともに、研修員受入事業は東京国際センターに集約化し、八王子国際センターは廃止することとした。また、各機関の役割を明確化する観点から、研修事業の分野・課題の幹事役を定めるとともに、各機関の市民参加協力の3ヵ年展望を取りまとめ、市民参加協力の充実とネットワーク強化を図っている。地球ひろばについては、機構の市民参加協力関連の場としてばかりでなく、国際協力を携わる市民の活動、交流、連携の場としても有効に機能しており、18年度における利用者数は約66,500名となっている。これらの見直しに加え、各施設で有効活用のための取組を行った結果、18年度の国内機関全体の利用者は中期目標で当初想定した5%増の目標を大きく超え、19.1%増の36万人に達している。



(6) 改革の総仕上げ

中期目標期間の最終年度に当たる18年度は、これらの内部改革について、特にJICA改革プランの根幹となる在外強化を中心として総仕上げを図るべく、中間総括を行い、改革の進捗・成果を確認するとともに、今後に向けた課題を抽出し、短期から中長期のアクション・プランを検討した。この中で特に組織横断的な重要課題については「改革の総仕上げに向けた具体的方策」として取りまとめ、順次着手している。

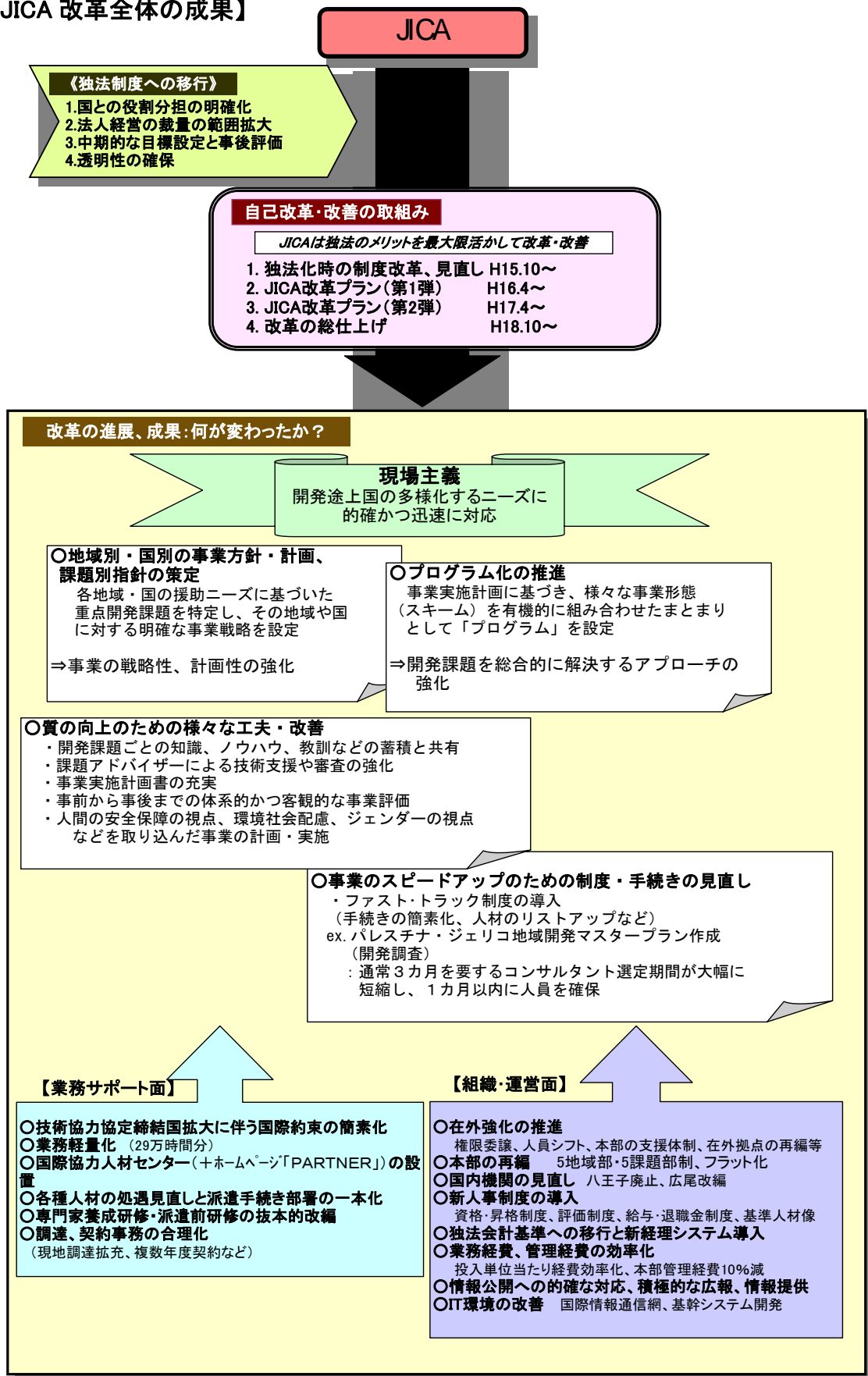
【改革の総仕上げに向けた重要課題と具体的方策】

＜基本方針＞

全ての事業（プログラム及び案件）の形成と実施は現場の主導で行われるとの前提の下、本部はこれを適切に管理・協働・支援し最終責任を負う。

課題	改善策
(1)組織全体として効果的かつ効率的な事業実施体制の確立	①在外事務所、地域部、課題部の役割分担の明確化 ②意思決定プロセスの改善 ③実施中案件の情報共有ルールの明確化
(2)プログラム・マネジメントの強化を通じた事業の質の向上	④プログラム実施体制の強化(プログラム・チーム制の導入)
(3)事業内容及びコスト審査体制強化	⑤ナレッジ・マネジメントの強化 ⑥課題部による質の確保に必要な体制の強化 ⑦課題部内のマネジメント強化 ⑧プロジェクト・デザイン会議開催の制度化
(4)予算執行管理の改善	⑨予算執行管理にかかる役割再定義
(5)職員等の専門性強化及び専門性の活用	⑩専門性を有する職員の活用拡大及びキャリアパスの整備 ⑪ナショナルスタッフ及び国際協力専門員等の活用拡大 ⑫在外人員の適切な配置 ⑬職員研修の実施

# 【JICA 改革全体の成果】



**【在外主導による開発課題を総合的に解決するためのアプローチの例】**

**～ボリビア共和国貧困地域飲料水供給プログラム～**

ボリビア国では農村部を中心とした安全な水の供給が重要課題の一つであり、現地ODAタスクフォースにおいても、人間の安全保障の視点や、国連ミレニアム開発目標（MDGs）達成の側面からも、重点開発課題として位置づけている。

本プログラムは、無償資金協力の成果を活用、発展させるとともに、他ドナーと連携しつつ、安全な飲料水の供給とその持続的利用を図るための協力である。

**\* 技術協力プロジェクト「生命（いのち）の水プロジェクト」**

無償資金協力による供与機材を活用して井戸の掘削を行っている6県を対象に、水管理委員会の組織づくり等、持続可能な水管理体制の導入・普及を支援。米州開発銀行（IDB）等他ドナーと連携し、給水システムの設置を促進。プロジェクトを通じて開発した「（水を通じた）生産的村落開発モデル」は水資源省により法令化され、政府としても給水率向上に取り組んでいる。

**\* ボランティア（JOCV）による水を中心とした村落開発活動**

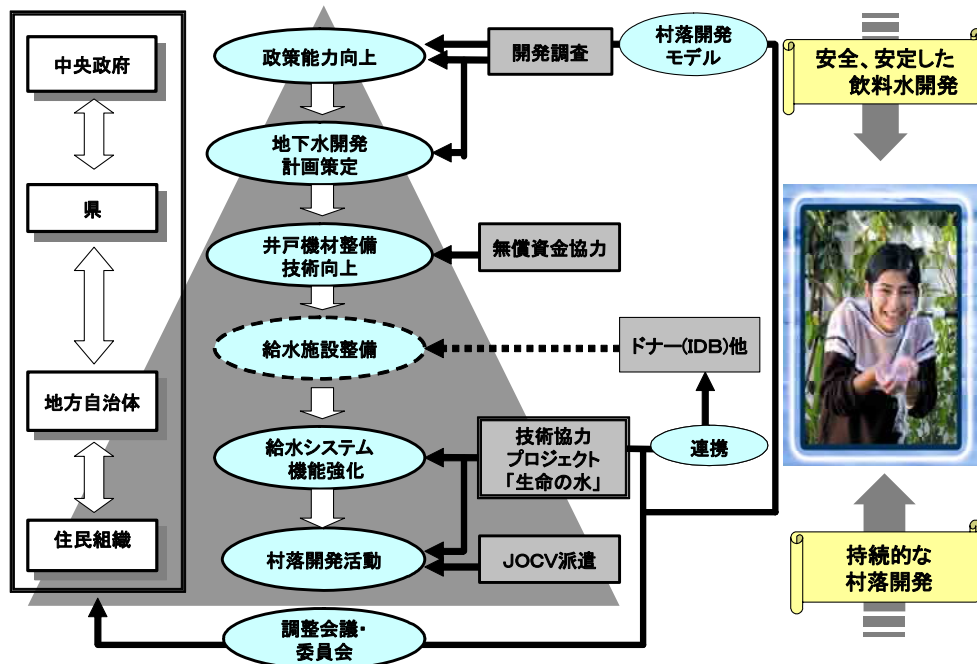
村落での持続的な水供給を実現すべく、プロジェクトと連携し、水供給サービスの受益者であるコミュニティの住民の水料金負担能力を向上させるための村落開発活動（伝統産業の振興や非伝統産業導入のための支援等）を行う。

**\* 無償資金協力による機材供与とフォローアップ協力**

三次にわたる地方地下水開発計画により6県に対して井戸掘削機材を供与。ボリビア側が井戸を掘削中（2006年10月末で750本の井戸を掘削、51万人に裨益）。フォローアップ協力により機材スペアパーツの供与を行い、井戸数の拡大を図る。

**\* 開発調査「ベニ・パンド県飲料水開発計画」**

これまで6県で実施してきたプログラム・アプローチを、ベニ県及びパンド県にも拡大、発展させるため、開発調査によりマスタープラン(M/P)を作成する。このM/Pをベースに無償資金協力や技術協力を同県でも展開していく。



### 3. 新 J I C A の発足に向けて

#### (1) 資金協力との統合方針の決定

ODA改革の流れの中で、行政改革推進法（18年6月）により、国際協力銀行の海外経済協力業務については、独立行政法人国際協力機構法を改正して機構に移管することが明記され、11月8日に改正機構法が成立した。

その後、19年5月18日に株式会社日本政策金融公庫法が成立し、20年10月1日に新 J I C A として発足することが正式に決定した。

新 J I C A は、日本の O D A の全ての手法、すなわち技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に実施する機関として、日本の援助を担う人材と能力が結集することとなり、援助効果を向上させるとともに、世界の援助の舞台において日本のプレゼンスを高めることが期待されている。機構としては、新組織の持つ大きな役割と責任を重く受け止めながら、広く国内外の人々との交流と連携を進め、大きなビジョンを持ち、真に現場で成果を挙げる事業を展開することが重要と考えている。このため、外務省及び国際協力銀行と密接に連絡を取り合いながら、統合準備のための部署やタスクフォースを設置し、組織や業務のあり方について検討を進めており、在外においてもモデル事務所を指定して統合に向けた準備を進めている。

#### (2) 第2期中期目標及び中期計画の策定

平成18年度に第1期中期目標期間が終了することから、機構についても、独立行政法人通則法に基づき、政府による組織・業務全般の見直しが行われ、12月に取りまとめられた見直し案に基づき、平成19年4月1日から5年間の第2期中期目標及び中期計画が策定された。

第2期では、見直し案での記載項目、例えば、在外強化の一層の促進、海外拠点及び国内拠点の見直し、包括的な効率化目標の設定、青年招へい事業及び海外移住事業の見直し、案件形成支援の重点化等が盛り込まれる一方、新 J I C A 発足に向けて、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の相乗効果が最大限発現される実施体制を構築するため、組織、業務の統合に向けた準備を適確に進めることが定められている。

なお、新 J I C A 発足により、機構の組織、業務が大きく変更することから、発足時点で第2期中期目標、中期計画を見直すこととされている。

## II. 平成18年度業務実績

### <要約>

#### 1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (1) 組織運営における機動性の向上

「現場(在外)強化」については、各種取組を引き続き進めてきており、在外への人員シフトについては当初目標を達成し、在外主管案件(案件の計画・実施・評価まで一貫して在外事務所が主導して行う)の割合は金額ベースで約35%に達した。また、在外事務所による案件別事後評価の導入国数、契約担当役化した事務所数も増加し、在外主導体制の一層の強化、定着が進んだ。

さらに、これらの在外強化の取組について、平成18年10月に中間総括を行い、組織横断的な重要課題を抽出し、19年1月に改善に向けた具体的方策を取りまとめた。

##### (2) 業務運営全体の効率化

機構の中期計画予算(15年度下期～18年度)では、16年度以降の運営費交付金について、毎年度1.22%の効率化を行うことが定められており、これに向けて、業務経費及び本部管理経費の効率化に取り組んだ。

事業実施に必要な主要な投入(専門家、研修員、機材、調査団派遣等)に係る単位当りの経費については、新制度の着実な実施等に努めた結果、全ての項目で目標値を達成した。さらに14年度に比べ、長期専門家の新規派遣人数45%減、案件1件当たり供与機材費46%減、印刷製本費45%減等、17年度までに前倒しで中期目標期間中の目標を超過達成していた項目についてもそれを維持した。本部の管理経費(物件費、人件費)についても、中期目標期間中、14年度と比べて10%程度の効率化を達成すべく、通話料金サービス契約の見直しや計画的な予算執行に取り組んだ結果、目標を達成した。

また、専門家派遣及び研修員受入の手続については、新派遣システムの導入、研修員受入支援センターの設置等により、さらなる事務合理化を図ったほか、コンサルタント契約の手続きについては、制度の改善等により迅速化が図られた。外部委託については、国の随意契約適正化の取組に準じて随意契約の公表や総点検を行うとともに、コストの削減や業務の質の向上を図った。

##### (3) 施設、設備の効率的利用

機構が保有する国際センター等の施設については、利用者数向上のための計画を策定し、着実に実行した。さらに、市民参加協力推進のための全国的な拠点として「JICA地球ひろば」を開所し、セミナーやイベントを積極的に開催した。その結果、利用者数は362千人と15年度比19.1%増加し、中期計画目標を大きく上回って達成した。



## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 総論

政府の開発援助政策・方針に則り、現場強化を推進し、開発途上国の援助ニーズに対しよりの確かつ効果的な技術協力等の業務を実施するため、人間の安全保障の視点の事業への反映、国・地域別及び分野別の取組の一層の強化、プログラム化の推進等に努めるとともに、新JICA発足による資金協力との一体的実施に向けた準備を進めた。

広報活動についても、ピース・トーク・マラソンの全都道府県での開催を通じ特に若い層の国際協力への関心、理解を高めるとともに、ホームページの充実などにより、情報提供機能を一層強化した。環境及び社会に配慮した業務運営の実施については、JICA環境マネジメントシステムを適切に運用し3年間の環境目的を達成し、次期環境目的を設定した。また、男女共同参画については、ほぼ定着したジェンダー主流化体制を基盤としてジェンダー取組の実践を強化する段階に入っており、事業実施プロセスに制度的にジェンダー視点を組み入れる取組にも着手した。

事業評価については、評価制度の合理化に配慮しながら事前から事後までの一貫した評価体制の定着を進める一方、事後評価実施国数は48カ国に達した。また、外部有識者・機関等による2次評価の割合は中期計画目標(50%)を上回り、実施件数の64%に達したほか、外部有識者による現地調査を行い2次評価の有効性を確認した。

### (2) 各事業毎の目標

#### (イ) 技術協力

技術協力案件の効果的・効率的実施のため、南南協力支援事業に関するマニュアル、データベース、評価手法の見直し・整理を行い、各地域で特性を踏まえた多様な事業を展開するとともに、実施段階で民間の参加を募り事業を委託する「業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト」の実施を中心に民間活用や国民各層の参加機会についても順調に拡大した。また、在外による案件実施に対する本部からの支援体制を一層強化するとともに、新基幹システムにより情報を集約的に活用する体制を築いた。さらに、研修事業の評価結果や「グランド・デザイン」に基づく課題別研修の改廃・新設、国内機関の分野課題特性の設定等、JICA改革プラン(第2弾)を踏まえた改善を行ったほか、コンサルタント選定のための指名人材プール制度を試行導入するなど、適時・適正な援助人材の確保に努めた。

#### (ロ) 無償資金協力の実施促進

無償資金協力の実施を担う事業関係者を対象に広く情報を公開して積極的な参加を呼びかけるとともに、資格要件の総合的な判断による競争性の促進や外部監査による実施段階のチェックに努めた。

#### (ハ) 国民等の協力活動

ボランティア事業については、ニーズの開拓と人材のマッチングに取り組み、14年度実績に比し、参加者は10%以上増加した。また、適格な人材の確保に向けて、文部科学省等との連携

により教員の現職参加を促進するとともに、技術補完研修の見直しをほぼ完了させた。また、ハローワークや地方公共団体とも協力し、帰国後の隊員の進路対策の充実に取り組み、具体的な採用にもつなげた。

さらに、4月に開所したJICA地球ひろばは様々な団体に幅広く活用されており、市民協力の推進のための拠点としての機能を着実に発現している。草の根技術協力事業については、幅広い市民の参加を得るためウェブページを通じた各種情報提供や、NGO-JICAジャパンデスクの設置など、様々な団体、個人の国際協力への取組に対する側面的な支援サービスを充実させ、15年度に比べ約3割増となる事業を実施した。開発教育支援についても、JICA地球ひろばの開所により、修学旅行等で多くの学生を受け入れたほか、開発教育に関するホームページへのアクセス数が大幅に増加した。また、質の高い授業の実践に向け、教師海外研修に参加した教員間のネットワーク構築を支援したほか、開発教育指導者への研修も引き続き拡充した。

## **(二) 海外移住**

高齢者福祉及び日本語教育を中心とした人材育成への重点化を図るとともに、経済・技術協力との連携に取り組んだ。同時に、政策上の要請に応じてドミニカ共和国移住者への特別支援策を着実に実施した。また、海外移住資料館の利用も順調に増加している。

## **(ホ) 災害援助等協力事業**

国際緊急援助隊の目標時間以内の迅速な派遣を達成するとともに、チャーター機の利用を可能とする体制の確立、研修の充実といった平時の取組にも大きな成果を挙げた。また、緊急援助物資の供与についても17年度末に確立した4倉庫体制により効率的に実施し、また、NGO等との具体的な連携に向けた取組を行った。

## **(ヘ) 人材養成確保**

国際協力人材センターの専用ホームページ「PARTNER」の利用者数および専門家登録者数が順調に増加するとともに、キャリアガイダンス活動も幅広く実施した。専門家派遣前研修の新カリキュラム、専門家養成研修の「能力強化研修」への改編についても受講者から良い反応を得ている。さらに、インターン受入等を含め、大学やNGOとともに人材養成に取り組んだ。

## **(ト) 附帯業務**

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府の政策や方針に基づき、優良案件や緊急性の高い案件の発掘・形成支援事業を的確に実施し、その際学識経験者の知見を取り込むなど効果的な実施に努めた。また、重要な開発課題に係る調査研究の実施により、新たな事業戦略課題の分析や事業経験の体系化を進めるとともに、「途上国の人口高齢化」を始めとして、国際会議での発表を含め、その成果の積極的かつ効果的な発信を行った。

## **3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画**

計画的な事業の実施等により、予算繰越額は17年度と同程度の金額に抑制した。また、固定経費について、通信運搬費、光熱水料等の削減を着実に進めた。国内外の施設の見直しについても首都圏の国内機関の再編等着実に実施した。

#### **4. 短期借入金の限度額**

実績はない。

#### **5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画**

19年1月11日にサント・ドミンゴ学生寮土地・建物をドミニカ日系人協会に無償譲渡し、処分が完了した。

#### **6. 剰余金の使途**

実績はない。

#### **7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項**

##### **(1) 施設・設備に関する計画**

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施するとともに、国内機関について、「国内機関の総合的あり方調査」に基づき、JICA八王子の閉鎖を含む首都圏の国内機関の再編（18年4月）を実施した。

##### **(2) 人事に関する計画**

新人事制度の的確な運用のための研修を実施し、人事評価制度の定着を図るとともに、全職員を対象に評価結果を給与及び賞与を反映させた。また、職員の能力開発については、中堅チーム長研修の新設や在外赴任前研修のカリキュラムの全面改訂など、研修の拡充及び内容の充実に取り組んだ。人員に関しては、18年度末の常勤職員数及び18年度の人件費ともに計画の範囲内とした。

##### **(3) その他中期目標を達成するために必要な事項**

会計監査人による監査及び内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示、再発防止への注意喚起を図るとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織全体としてフォローアップを行った。また、無償資金協力事業における技術的監査を実施した。

業績評価については、業務実績の定期モニタリング、内部検討委員会や部署別の目標監理といった仕組みを通じて、17年度の業績報告及び評価結果への対応、業務運営への反映を適確に行い、組織全体としてのフォローアップに努めるとともに、テレビ会議システムを活用して業績評価セミナーの参加者数を大幅に増加させ、職員の理解・意識向上に努めた。

## ＜小項目ごとの実績＞

### 1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 組織運営における機動性の向上

##### 小項目 No.1 現場（在外）強化と機動的組織運営

###### 【中期計画】

途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう在外事務所にできる限り権限を委譲する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者とも連携を図ることで開発途上地域のニーズを的確に把握する。さらに、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。具体的には、

- 現地ODAタスクフォース等、現地におけるODA実施のための連携体制に積極的に参加する。
- 一定の体制を備えた在外事務所に対しては、現地の人員・機関を活用して実施する在外主導型の調査・プロジェクトにかかる実施計画の決定や予算執行の権限等を委譲し、主体的に行う業務の範囲を拡大する。
- 在外、国内機関の管理業務の効率化を図るため、本部からの支援を充実させる。
- 組織運営を改善し、意思決定の段階を少なくするとともに、現行の事業実施部門における縦割りの組織編成を柔軟化して再編成する。

###### 【年度計画】

###### (1) 在外機関の権限・機能強化

ア。「政府開発援助に関する中期政策」に記載された現地ODAタスクフォースを中心とした現地機能強化の具体的取組について、活動実績をレビューするとともに、これを踏まえて現地ODAタスクフォースにおける積極的な活動を定着させる。

イ. 重点推進事務所及び地域支援事務所における現場（在外）強化の定着状況をモニタリングする。また、前年度に引き続き、30の重点推進事務所を中心に事業量に応じた事務所体制の強化を図る。

ウ. 案件形成支援段階では、案件発掘・形成プログラムの一層の充実を図る。

実施段階では、在外事務所主導による技術協力プロジェクト及び開発調査実施の定着を図る他、在外対応型フォローアップも引き続き増加させる。

評価段階では、案件別事後評価を実施する在外事務所の数を増加させる。

エ. 新経理システムの導入により、在外事務所の会計機能を強化する。

###### (2) 本部による支援機能の整備

ア. 新しい経理制度と経理システムを導入し、その定着を促進するため、在外、国内機関に対する各種支援活動を実施する。新制度のモニタリングを行い、不具合があれば適宜修正を行う。

イ. 在外主導の推進に当たり、専門家・コンサルタント等の人材の派遣及び機材の調達に係る

在外事務所からの要望に対し、迅速かつ的確に対応する体制を強化する。特に在外事務所職員的能力の強化を目的とした研修体制を強化する。

### (3) 意思決定の効率化と迅速化

チーム制導入及び組織体制の改編による意思決定の効率化と迅速化の成果を引き続き維持する。

## 【当年度における取り組み】

「JICA改革プラン」の中核である「現場主義／在外強化」については、各種取組を引き続き進めてきており、在外への人員シフトについては当初目標を達成し、在外主導の事業実施方法として平成17年度に導入した「在外主管制度」も順調に機能し、その割合は金額ベースで約35%に達した。また、在外事務所による案件別事後評価の導入国数、契約担当役化した事務所数も増加し、在外の権限、機能の強化の定着を図った。

さらに、これらの在外強化の取組について、18年10月に中間総括を行い、組織横断的な重要課題を抽出し、19年1月に改善に向けた具体的方策を取りまとめた。

## 1. 現場（在外機関）の権限、機能強化

### (1) 現場におけるODA実施のための連携体制への積極的参加

現地ODAタスクフォース（大使館、国際協力銀行、機構の在外事務所等で構成）は、19年3月末現在で73カ国（18年3月末時点70カ国）について設置されており、うち73%の国では平均月1回以上会合を開催している。また、全体の約90%は政策協議等相手国政府との協議を実施している。

「ODA中期政策」に掲げられている現地ODAタスクフォースの機能のうち、18年度は特に「開発ニーズ等の分析」、「援助政策の立案・検討」に関する活動が活発に行われた。現地ODAタスクフォースによる開発課題別の情報収集や勉強会が定着してきており、タイ、ネパール、バングラデシュ、アルゼンチン等多くの国でセクター分析ペーパー等が作成された。こうした開発ニーズの分析に基づき、分野別援助方針が検討され、モンゴル、スリランカ、エルサルバドル、ガーナ、ザンビア等ではさらに具体的な中期の事業計画の検討も行われている。

機構としては、開発に関する専門的な知見に基づき開発ニーズの分析において中心的な役割を担うとともに、現場からの情報、案件形成支援や事業運営における教訓を援助方針及び計画の策定に関する議論に反映させた。また、援助方針及び戦略に基づく具体的な事業計画の策定、案件形成及び要望調査において、中心となって取りまとめ、現地ODAタスクフォースの活動を積極的に進めた。

### (2) 在外強化のための取組

在外主導の業務実施方法として、在外事務所の権限及び責任を大幅に拡充した「在外主管制度」を17年4月に導入し、18年度は同制度による案件の割合が全体の約35%（金額ベース）となった。

在外への人員シフトについては、中期目標期間中の目標である約200名に対し、18年度末

の実績は195名となり、当初目標を達成した。

18年10月に独立行政法人化以降の諸改革、特に在外強化に係る中間総括を行ったところ、従来から指摘されていた①事業の迅速化、②オーナーシップの向上、③事業運営の改善、④先方政府等とのコミュニケーションの向上等の成果に加え、⑤本邦から調査団を派遣する方法に比べ、先方政府等との緊密な協議によりニーズに的確に応えた案件形成が可能になった、⑥事務所の判断でプロジェクトの見直しが適時に行えるようになったなどのメリットが確認できた。他方、課題としては、二人三脚体制の確立に向けて、本部と在外の役割分担をより明確にするなどさらなる改善に向けた指摘がなされた。

この中間総括を踏まえ、組織横断的な重要課題を抽出して検討を行い、19年1月に諸改革の総仕上げに向けての具体的方策を取りまとめた。事業の質の向上のため、プログラム化の促進による戦略性向上、在外による的確なニーズ把握、課題担当部による専門的見地からの支援等の強化が重要とされ、在外主導の下で本部が適切な支援を行う体制、仕組みに改善することとした。

(その一環として、「在外主管制度」については、在外主導の定着の過程で一定の役割を果たしたことから、制度自体は19年度以降発展的に廃止することとした。)

#### 【在外強化の中間総括及び今後の方策】

##### ア. 中間総括（課題の抽出）

- (1) 本部と在外の役割分担の明確化を通じて、在外のイニシアティブを尊重して事業を行う在外主導の完成
- (2) プログラム化の推進を柱とした事業の戦略性強化
- (3) 適切な予算管理
- (4) 職員等の専門性強化、ナショナルスタッフの能力の向上

##### イ. 具体的方策（19年度中に定着を目指すもの）

- (1) 在外と本部の二人三脚体制の確立に向けて、在外は現場の強みを活かし事業の形成と実施を主導するとともに、本部は事業の全体管理と在外の支援を行う。
- (2) 戦略的かつ効率的に業務を遂行するため、事業の形成及び実施に関する意思決定及び予算管理は、在外事務所ー地域部の地域のラインに一本化。
- (3) 分野に関する専門性が必要と思われる場合は、本部の課題担当部が在外事務所を支援し事業の質を確保する。
- (4) 事業の戦略性の強化に向けて、分野及び地域に関する専門性を強化するため、プロフェッショナル・スタッフやナショナルスタッフの活用の拡大及び職員の専門性の育成、強化を図る。
- (5) プログラムの形成及び実施を適切に行うため、組織横断的な体制（プログラム・チーム制）を試行導入する。

### (3) 事業の段階毎の権限等の委譲

#### 1) 計画段階

在外強化において、在外事務所では現地ニーズに迅速かつ的確に対応した案件発掘・形成支援を主体的に行っている。

18年度は、引き続き、開発途上国の重点開発課題について、現地ODAタスクフォースの枠組により、課題を解決するための中期的なプログラムを検討し、具体的な技術協力プロジェクト、開発調査、専門家派遣等協力案件の形成支援を進めた。案件発掘・形成に当たっては在外事務所が実施計画を策定するとともに、NGOを含む現地人材やコンサルタントを活用した案件形成支援を行った。

18年度は、地域別では東南アジア55プログラム、その他のアジア63プログラム、大洋州18プログラム、中南米65プログラム、アフリカ85プログラム、中東30プログラム、欧州9プログラム、計88カ国325プログラムの案件形成支援に取り組んだ。

#### 2) 実施段階

「在外主管制度」による技術協力プロジェクト及び開発調査については、18年度は40カ国の事務所（30重点推進事務所のほか10の事務所）で技術協力プロジェクト438件、開発調査32件を実施しているほか、専門家派遣211件、研修事業73件、その他66件の計820件を実施した。

#### 【在外主管制度による案件（例）】

「Bangladesh Dacca市廃棄物管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）

同プロジェクトは、Dacca市の廃棄物管理に係る実施体制の強化（廃棄物管理局の人材育成、コミュニティの参加を視野に入れた廃棄物管理ガイドライン等の作成支援、廃棄物収集運搬効率の改善等）を目的とした技術協力案件として、18年8月に採択された。

このプロジェクトに先立って、機構は、人口1,200万を超えて廃棄物の増加が社会問題化しているDacca都市圏を対象に、15年11月から18年3月まで開発調査を実施し、Dacca市の廃棄物管理マスタープランの作成を支援しており、これを受けて同市は、収集コンテナの追加製作、住民参加型の廃棄物収集活動に対する予算配分、既存の処理施設の改善、拡張事業等に取り組んできた。

開発調査実施中及び終了後も、Bangladesh事務所は、Dacca市の活動をモニタリングしつつ、フォローアップ協力として必要な技術支援を続け、先方政府との緊密な関係を維持するとともに、現場のさらなるニーズの把握に努めた。

その結果、上記プロジェクトの形成、要請に繋がり、採択後2カ月以内

に事務所による事前調査の実施、約6カ月後の翌年2月にはプロジェクトの開始という、迅速な立ち上げが実現した。

また、「在外対応型フォローアップ」（現地企業、コンサルタントを活用した施設及び機材の修理やスペアパーツの供与、帰国研修員が行うセミナーやワークショップの支援等）については、18年度は176件（14年度114件）を迅速かつ機動的に実施した。

### 3) 評価段階

在外事務所による案件別事後評価は、協力終了後3年程度経過したプロジェクトを対象に、主としてインパクト及び自立発展性の検証を行い、国別事業実施計画の改善や事業の計画・実施に向けた教訓・提言を得ることを目的として、14年度に制度化した。

18年度は、引き続き新規の実施国数の拡充に取り組み、技術協力プロジェクトの案件別事後評価を2カ国、無償資金協力の基本設計調査を対象とした事後評価を2カ国で新たに実施した。その結果、新規の案件別事後評価の実施国数は4カ国、実施国数の累計は48カ国（14年度比34カ国増、17年度比4カ国増）となった。

(在外事務所による案件別事後評価)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
制度導入国数の累計	14カ国	22カ国 (8カ国増)	33カ国 (19カ国増)	44カ国 (30カ国増)	48カ国 (34カ国増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

### (4) 予算執行権限

「経理業務統合システム」の導入に伴い、全56事務所のうち、オーストリア（18年度中に廃止済）及び英国（19年4月支所化）以外の事務所の契約担当役化を完了した。これにより、54事務所において、独立行政法人会計基準に基づく複式簿記による会計処理が可能となるとともに、予算執行権限が拡大し、事業実施の迅速性や在外主管制度による案件など新たな業務の仕組みを導入することが可能となった。

なお、19年度はバルカン事務所（18年度に廃止したオーストリア事務所から振替）を契約担当役化する予定。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
契約担当役事務所数	12事務所	12事務所	36事務所 (24事務所増)	41事務所 (29事務所増)	54事務所 (42事務所増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

## 2. 在外・国内機関の管理業務の効率化

### (1) 経理業務の効率化

経理業務の効率化等を目的として18年3月に導入した「経理業務統合システム」及び同シス



テムの導入に併せて改訂した会計規程の下での経理制度の定着を図るため、グループウェア、電子メール等による各種相談、広域経理担当者（アジア、中米・カリブ及びアフリカの各地域支援事務所に配置）による業務支援のほか、本部からの経理指導調査団の派遣、在外事務所及び国内機関の経理担当者（ナショナルスタッフを含む）を対象とした経理講習会の開催（7回）や実地指導等（33回）の支援を行なった。また、新経理制度の内容を反映した経理処理事例集の改訂を行った。

経理業務統合システムの運用においては、ヘルプデスクの人員体制を強化するとともに、機関別の経理業務マニュアルを作成した。また、運用時に確認された改善を要する事項についてシステムの改修を適宜行った。

## （２）在外事務所からの人材・機材の要望への対応

在外主管案件の導入以降、在外事務所も主体的かつ本格的に専門家、コンサルタントの選定や機材調達の業務を行っており、これらの業務が迅速かつ的確に行われるように18年度は以下の取組を行なった。

### ①在外事務所の関連実務知識を向上させるための執務参考資料の整備

- ・ 在外事務所における案件形成、専門家等の人選を円滑かつ効率的に進める上で参考となるように、専門家等人選報告書（専門家人材の需給状況等を分析した報告書）に人材リクルートの現状等の情報を掲載した。
- ・ 短期調達支援要員等を延べ10カ国に派遣し、調達関連企業リスト、各国の商慣習を踏まえた契約書の雛形等を作成し、在外事務所の現地調達実施体制の整備を支援するとともに、手続フローの改善提案等を行った。
- ・ ナショナルスタッフの調達知識・理解の向上を目的として、現地調達メールマガジン英語版「P r o - J I C A」を月一回発行した。
- ・ 調達関連様式、マニュアル、規程等の執務参考資料をグループウェア上のデータベース「調達どこでもドア」に集約し、在外事務所からも常時参照できるようにした。また主要なマニュアル等は、英語、フランス語、スペイン語に翻訳の上掲載した。

### ②上記①を在外事務所に周知徹底するための調査団の派遣や研修の実施

- ・ 在外調達指導調査団を8チーム派遣し、職員及びナショナルスタッフの調達業務に対する知識や理解の促進を図った。
- ・ 現地調達の現状や手続上の留意点などについて、在外赴任予定の職員、ボランティア調整員、専門家を対象に研修を計21回実施した。
- ・ 専門家等の人選手続等について、在外赴任予定の職員を対象に研修を12回実施した。

### **3. 意思決定の段階の削減・組織編成の見直し**

16年4月の組織改編においてチーム制を導入したことに伴い、決裁合議先の簡略化、チーム長への権限委譲により、意思決定の迅速化を実現済。（16年度は14年度に比べ、旧課長代理以上のポスト数の約1割削減、意思決定関与者数45%減、起案から決裁までの日数の48%減を達成済。）

組織編成については、チーム制のメリットを活かし、事業環境の変化に応じて体制を随時変更、整備してきている。18年度は総務部（広報室の報道対応機能の強化）、調達部（制度整備及び調達支援機能などの強化）、青年海外協力隊事務局（海外グループを地域部と一対一対応の体制に再編）等でチームの改編を行った。

## (2) 業務運営全体の効率化

### 小項目 No. 2 事務手続きの迅速化、合理化

#### 【中期計画】

(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保する。また、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理のあり方を見直す。同時に、外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。具体的には、

- 専門家派遣、研修員受入等の制度・手続きを精査し、迅速化を図る。
- コンサルタント契約についての一連の手続きを精査し、迅速化を図る。
- 文書決裁など意思決定にかかる手続きの効率化や、内部及び外部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。
- 事業実施にかかる事務について、適当なものについては、積極的に外部委託の導入を図る。
- 一般競争入札を既に導入済みの国内に加え、現地商慣習の異なる在外においても、複数業者から見積もりを取り、価格競争を原則とすること等により、機材の調達業務の透明化・適正化に努める。
- 引き続きホームページを通じ公示、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表し、透明性の確保を図る。

#### 【年度計画】

##### (1) 事務手続き等の効率化

- ア. 専門家派遣手続きについて、新派遣システムを導入し、派遣手続きの効率化、迅速化を図る。
- イ. 研修員受入については、全グループコースの募集要項の電子データ化による所要日数の短縮について、引き続き維持する。
- ウ. コンサルタント契約については、平成16年度に制度変更を行った公示から契約締結までに要する期間及び精算に要する期間短縮に引き続き取り組む。特に、精算に要する期間短縮については、実施方法について再検討を行い、必要に応じ改善を図る。
- エ. 申請書・届出等の電子化及び機構内の連絡文書の電子的処理の双方の観点を含めた文書業務の改善に向け、平成17年度に実施したあり方調査の結果をもとに、文書事務の削減を目標とした業務改善を行いつつ、可能な範囲でのシステム化の検討を行う。
- オ. 事業実施に係る事務について、外部委託の導入状況のレビューを行う。
- カ. 機材の「現地調達に係る内規」に基づき、全ての在外事務所において、可能な限り見積競争の実施強化を図る。
- キ. 平成16年度に達成した調達関連情報の迅速な公表を引き続き着実に実施する。

#### 【当年度における取り組み】

専門家派遣及び研修員受入の手続きについては、新派遣システムの導入、研修員受入支援センターの設置等により、さらなる事務合理化を図った。コンサルタント契約の手続きについては、制度の改善及び定着により、迅速化が図られた。外部委託については、案件ごとに外部委託の必

要性や契約相手先の妥当性などの精査を行っており、コストの削減や業務の質の向上が図られている。また、国の随意契約適正化に向けた取組に準じて、在外での契約分も含めた随意契約の公表を行い、透明性を高めるよう努めている。

## 1. 専門家派遣、研修員受入れ等の制度・手続きの迅速化

専門家派遣手続きについては、制度見直しにより平成16年度までに日数短縮を達成した。また、17年度に導入したワンストップサービス（派遣、待遇、福利厚生等の事務手続きを国際協力人材部派遣支援センターが一元的な窓口となって実施）も定着し、派遣事務の合理化とサービス向上につながっている。18年度に実施した専門家へのアンケート結果では「親切・丁寧な対応に満足」と回答した割合は88%に上り、その効果が確認された。18年10月には、専門家及び調査団の各種手続を行うための新たな派遣システムを導入した。新派遣システムのうち、派遣者ポータルシステム（専門家等からの各種届出、申請等の処理を電子化したもの）の利用により、18年度は内部連絡文書（業務公電等）の作成等において1,250時間程度、7,500枚程度の削減効果があったと試算されている。

研修員受入手続きの日数については、16年度に全グループコースに係る応募要項の印刷及び発送業務を簡素化し、応募要項の作成から在外事務所が受理するまでの所要日数の大幅短縮を達成（26日→9.7日）し、引き続き同日数を維持している。また、18年度は、17年度に試行的に設置した研修員受入支援センター（受入手続に関する在外事務所、国内機関等からの問い合わせ窓口）を正式に設置し、各種受入手続きを一元的に実施することで、事務合理化を推進した。（18年度の問い合わせ件数は727件（17年度250件））

さらに、従来FAX等で送付していた応募要項及び申請書類（A2A3フォーム）について、オンラインでアクセス可能なデータベースを開発し、在外事務所、国内機関、本部との間で同時に共有できるようになり、通信コストも削減された。

## 2. コンサルタント契約の手続きの迅速化

### （1）公示から契約締結までの手続きの迅速化

公示から契約締結までの手続き日数を短縮するため、機構内部の事務手続きを見直し、16年5月に制度変更を行った。また、18年1月にコンサルタント選定におけるプロポーザル審査の一部電子化も進め、その定着を図ってきた。その結果、18年度は、公示から契約締結までに要した期間は平均で62日（14年度比10日減）となり、14年度実績の72日に比して14%減となった。

（手続き日数）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
公示から契約締結	72日	—	62日 (14%減)	63日 (13%減)	62日 (14%減)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

## (2) 精算手続きの迅速化

16年5月に、精算作業の正確性を担保可能な範囲内で、為替換算方法の変更及び一般業務費の精算方法の簡素化に係る新制度を導入した。

一方で、コンサルタント契約のうち開発調査等と比べ精算作業に時間を要する技術協力プロジェクトの案件数は年々増加しており、18年度は69件（16年度比68件増、17年度比47件増）と大幅に増加した。

このような状況の中で、精算手続きの合理化に取り組み、18年度における精算日数の平均値は33日となり、14年度実績値37日と比較して10%減となった。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
精算日数 平均値	37日	—	28日 (24%減)	36日 (3%減)	33日 (10%減)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

## 3. 文書事務の削減

### (1) 決裁プロセスの効率化

意思決定や文書決裁プロセスの効率化については、16年度に行なった組織・人事制度の改編により組織がスリム化、フラット化したことから、大幅な期間短縮、迅速化を達成済である（サンプル調査で4割以上の日数短縮）。なお、申請・届出等の手続きの電子化については、勤務管理システムの試行運用を継続し、本格導入のための準備を進めていたが、新JICA発足に係る組織統合に向けて再整理が必要となり、継続検討とした。

### (2) 内部連絡文書の効率化

内部連絡文書の効率化に向けた文書の電子的処理については、新JICA発足に係る組織統合に向けて、大規模な新システムの開発ではなく、既存のグループウェアに業務公電の電子化システムを構築し（業務公電をグループウェア上で作成、送受信、蓄積、共有する）、本部、国内機関及び一部の在外事務所において19年度から導入するための準備を行った。本システムの導入により、通信費の削減や公電の登録・仕分けなどに要する作業時間の軽減が見込まれる。

### (3) 外部連絡文書の効率化

関係者と調整を行い、15年度に、機構から発出している定型的な外部連絡文書約60種のうち9種（全体の約15%）の文書を廃止し、これを継続した。

## 4. 外部委託の導入

15年度に外部委託に適した新たな業務の抽出作業を行い、16年度までに職員の給与計算事務等の外部委託を行った。18年度においても、外部委託の必要性、契約相手先に関する妥当性等につき、案件ごとに精査の上、適切と認められたものについて委託を継続している。

また、外部委託のうち、特に関連公益法人との契約については、10月末に総点検（緊急点検）

を行った結果、実施が複数年度にわたる契約等一部の例外を除き、原則的に一般競争入札、プロポーザル契約等競争性のある契約へ19年度以降順次移行することとした。

18年度に外部委託を行った契約のうち、コスト削減及び業務の質の向上が図られた事例は以下のとおり。

**【機材調達関連委託】**（技術協力機材調達業務、機材調達ヘルプデスク業務、在外調達支援調査業務）

18年度契約金額（総額）：212,503千円

機材の現地調達の促進、在外事務所における機材調達関連手続き等の業務量の増加に対応するため、17年度までの5本の関連契約（携行機材等購送業務、機材調達ヘルプデスク業務、技術協力機材調達業務、現地調達包括支援業務、現地調達支援業務）を3本の契約（上記）に整理統合した。その際、各契約において業務主任者を配置し、機材調達業務の実施体制強化及び業務のモニタリング精度の向上を実現した。これにより機材調達業務全体の進捗管理の円滑化、調達手続きの迅速化等業務全体の効率化を図る一方、在外事務所の調達業務量増加に対するサポートを強化した。さらに年度後半においては同契約の範囲内において「調達支援センター」を新設し、機材仕様決定から調達に至る一連の業務の総合窓口機能（ワンストップサービス）を試行導入して、さらなる業務の質の向上に努めた。なお、この契約の見直しは、契約の整理統合によって業務量増加を吸収することで、17年度比で約10,000千円の削減につながった。

**【図書資料・技術情報整備提供に係る業務委託】**（国際協力総合研修所におけるJICA図書館運営管理業務）

18年度契約金額：189,429千円

機構の図書館（国際協力総合研修所内）は、国際協力事業の推進に必要な図書、関連資料等の収集、整理、保管及び関係者への情報提供並びに技術協力専門家等に対する業務遂行上必要とされる各種情報を提供する目的で運営されている。この図書館運営管理業務に係る資料収集、整備、翻訳経費等の直接経費及び人件費の見直しを行った結果、17年度比で約11,000千円の経費削減につながった。なお、本契約については、競争的要素のある契約への見直しを図る観点から、18年度より特命随意契約からプロポーザル方式に切り替えた。

## 5. 機材の調達業務の透明化・適正化

在外事務所による機材の現地調達において、現地事情の中で可能な価格競争を促進するため、各地の商慣習等を踏まえた機材調達の内部規程の作成を推進しており、18年度末までに48事

務所、10駐在員で内部規程を制定した。

また、18年度は在外調達指導調査団を17回、延べ22カ国に派遣し、所員やナショナルスタッフを対象に調達業務の理解促進、能力向上を目的としたセミナーを実施するとともに、現地での調達業務について指導した。

在外事務所の調達体制整備のため、15年度に開始した「企業情報等整備調査」については、18年度は2カ国（タイ、スリランカ）で実施し、累計では19カ国、23件となった。

これらの取組の結果、機材現地調達における価格競争（一般競争入札、指名競争入札、指名見積競争入札）の件数比率は、14年度実績28%に対し、18年度は54%（14年度比26ポイント増）となった。

## 6. 調達関連情報の迅速な公表

16年度に整備した調達関連情報の公開体制を引き続き遵守し、調達結果に関する迅速な公表を行った。

なお、国の随意契約適正化に係る取組に準じて、18年度から一定金額以上の随意契約（契約内容、金額、随意契約理由等）を本邦での契約分は毎月、在外での契約分は四半期ごとに公表している。また、技術協力機材案件の入札説明書や機材仕様明細書のホームページ上への公表も18年度から実施し、調達予定案件に関する情報公開の推進に努めている。

（表）調達関連情報の公開状況一覧

調達関連情報の内容	公表のタイミング
技術協力機材の入札案件 (500万円以上の案件で実施)	木曜日に入札会実施後、翌月曜日結果公表 (2営業日)
技術協力機材の見積競争案件 (200万円以上～500万円未満の案件で実施)	火曜日に見積開封後、木曜日に結果公表 (2営業日) [16年度に6日→2日に短縮]
庁用品・役務の入札案件 (500万円以上の案件で実施)	不定期に入札会実施、契約相手方選定後3営業日以内に結果公表[15年度に3日に短縮]
庁用品・役務の見積競争案件	不定期に開催、契約確定後3営業日以内に結果公表 [16年度に3日に短縮]
庁用品・役務のプロポーザル評価実施案件	不定期に開催、契約確定後3営業日以内に結果公表 [15年度に2週間→1週間に短縮]
コンサルタント選定のプロポーザル評価実施案件	不定期に契約相手方選定後、1週間に一度纏めて結果公表[15年度に2週間→1週間に短縮]

### 小項目 No.3 事業の主要な投入の単位当たり経費の効率化

#### 【中期計画】

(ロ) 中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入（専門家派遣、研修員受入、機材供与、調査団派遣等）に係る単位当たり経費について平均で10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。具体的には、

- 専門家派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、特に、長期に派遣する人数を中期目標期間中に10%削減するように努めるとともに、専門家に対する手当等について、適切な人選を妨げない範囲で合理化を進める。
- 研修員受入事業について、本邦滞在期間の弾力的設定等により、中期目標の期間中に研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減するように努める。
- 機材調達について、調達方法の改善等により、中期目標の期間中に機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり10%削減するように努める。
- 機構が直接派遣する調査団については、インターネット等情報通信インフラを活用すること等により、中期目標の期間中に調査団一件当たりの所要経費を10%削減するように努める。
- コンサルタントに係る経費については契約方法の合理化等により、中期目標の期間中に一案件当たりの調達経費を10%削減するように努める。
- 機構に対する報告書等各種印刷物について、電子媒体によるものを増加させる等により、印刷製本費を、中期目標の期間中に10%削減するように努める。

#### 【年度計画】

(2) 事業の主要な投入の経費の効率化

- ア. 専門家派遣について、長期専門家の新規派遣人数の削減に努め、10%削減の目標を達成する。
- イ. 平成17年度に導入した事業支援要員に係る新たな格付け基準について、引き続き定着を図る。
- ウ. 平成17年度に引き続き、専門家等に対するより合理的な住居手当支給方式の検討を行う。
- エ. ホテル宿泊の縮減等の方策により研修員一人当たりの滞在経費の5%削減を達成する。
- オ. 前年度までに導入したパソコンの損料化、書籍等輸送費の移転料化を徹底すること等により、専門家一人当たり携行機材費の10%削減を達成する。
- カ. 機材調達について、第三国調達支援の実施体制を整備しつつ、供与機材の現地調達比率の向上を図ること等により案件一件当たりの調達経費の10%の削減を達成する。
- キ. 調査団一件当たりの所要経費の削減のためのアクションプラン及び在外強化により、経費10%の削減を達成する。
- ク. コンサルタント契約の一案件当たりの経費削減に引き続き取り組み、10%削減の目標を達成する。
- ケ. 印刷製本費の削減に係る基本方針に基づき、引き続き経費の削減に取り組み、10%削減の



目標を達成する。

### 【当年度における取り組み】

機構の中期計画予算（平成15年度下期～18年度）では、16年度以降の運営費交付金について、毎年度1.22%の効率化を行うことが定められている。これによる削減額は、16年度約20億円、17年度約19億円、18年度約20億円であるが、中期目標期間中の総削減額は15年度予算比で計118億円が見込まれた。機構は、定められた効率化を実現するため、中期目標期間中、業務経費については主要な投入にかかる単位当り経費の平均10%程度の削減及び事業実施における各種経費の徹底した節減、一般管理費については14年度と比べて10%の削減を、それぞれ図ることとした。

業務経費について、18年度においては、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入に係る単位経費について効率化を実現するために、新制度の着実な実施等に努めた。その結果、コンサルタント1案件当たりの調達経費について10%減の目標を達成し、全ての項目で目標値を達成した。さらに14年度に比べ、長期専門家の新規派遣人数45%減、案件1件当たり供与機材費46%減、印刷製本費45%減等、17年度までに前倒しで中期目標期間中の目標を超過達成していた項目についてもそれを維持した。

## 1. 長期専門家の派遣人数の10%削減等

### （1）長期専門家の派遣人数の10%削減

要請案件に係る事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、同様の協力効果が期待できると考えられるものについて短期派遣専門家で対応する等により、18年度における長期専門家（1年以上派遣）の人数は297人（14年度比246人減、17年度比65人減）となり、14年度実績543人に比して45%減となった。また、長期専門家と短期専門家の比率は、14年度1対3.3から18年度1対11.9に推移した（17年度は1対6.0）。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	18年度末 目標値
長期派遣専門家 新規派遣人数	543人	477人 (12%減)	382人 (30%減)	362人 (33%減)	297人 (45%減)	488人 (10%減)
短期派遣専門家 新規派遣人数	1,785人	1,698人	1,850人	2,157人	3,544人	—
長期派遣専門家と短期 派遣専門家の人数比率	1:3.3	1:3.6	1:4.8	1:6.0	1:11.9	—

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

### （2）専門家に対する手当等の合理化

17年10月に新規派遣又は派遣期間を延長するプロジェクト業務調整員、企画調査員、ボランティア調整員等事業支援要員を対象に新格付基準を導入した。同制度は、従来の学歴年次から職務内容に応じた報酬体系とするものである。制度導入前に派遣された人員の派遣期間が継続中

であり、19年3月末で事業支援要員全体の約6割に新格付基準が適用されている。その結果、18年度は導入前と比較して約4.2億円の削減効果があると試算されている。

16年度に導入した新住居手当制度（治安面で安全な居住地域の水準を保ちつつ派遣国の家賃相場に応じて住居手当を見直したもの）については、19年3月末時点で106カ国、延べ1,728件の認定を行った。同制度導入による18年度の削減効果を試算したところ、旧制度による認定実績に比べて、約2.7億円(2,299,025ドル。1USD=119.78円として計算)の減となる。

## 2. 研修員の滞在経費5%削減（一人当たり）

引き続き、各国内機関における研修実施時期の平準化により一般ホテルでの宿泊の削減を進めるとともに、効率的な研修日程を組むよう努めた結果、受入日数の減につながったことから、研修員一人当たりの滞在経費は507千円（14年度比113千円減、17年度比30千円減）となり、14年度実績620千円に比して18%減となった。

(研修員)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	18年度末 目標値
一人当たりの滞在経費	620千円	585千円 (6%減)	541千円 (13%減)	537千円 (13%減)	507千円 (18%減)	589千円 (5%減)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

## 3. 機材の調達経費の10%削減（案件一件当たり又は専門家一人当たり）

### (1) 専門家携行機材費

専門家が現地で使用するパソコンについて、自己所有のパソコンに対する損料の支払又はレンタルでの対応を促進し、パソコンの購入量の削減に引き続き努めた。さらに、携行機材についても、現地調達を推進したことから、専門家一人当たりの携行機材費は135千円（14年度比413千円減、17年度比128千円減）となり、14年度実績548千円に比して75%の削減となった。

### (2) 供与機材の諸経費及び供与機材費

現地調達に関する在外事務所への権限の委譲を16年10月から段階的に導入し、現地調達を促進してきたことに加え、在外調達指導調査団等の派遣、第三国調達支援体制の整備、企業情報データベースの整備等により在外事務所の現地調達実施体制を強化したことから、現地調達比率は引き続き高くなっている。さらに、政策支援等のソフト型案件の増加により機材投入額が減少傾向にもあり、18年度は、案件一件当たりの諸経費143千円、供与機材費12,846千円となり、14年度実績の諸経費599千円、供与機材費24,073千円に比して、それぞれ76%減、46%減となった。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	18年度末 目標値
専門家一人当たりの携 行機材費	548千円	498千円 (9%減)	439千円 (20%減)	263千円 (52%減)	135千円 (75%減)	493千円 (10%減)
案件一件当たりの諸経 費	599千円	273千円 (54%減)	307千円 (49%減)	300千円 (50%減)	143千円 (76%減)	539千円 (10%減)
案件一件当たりの供与 機材費	24,073千円	19,237千円 (20%減)	15,646千円 (35%減)	14,305千円 (41%減)	12,846千円 (46%減)	21,665千円 (10%減)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

#### 4. 機構が直接派遣する調査団の所要経費の10%削減（一件当たり）

15年度下半期に、関係部署における調査団一件当たりの所要経費を削減するためのアクションプランを策定し、事前の情報収集の徹底、テレビ会議による協議の実施、団員数の精査、調査団の在外事務所による代替等を実施している。また、17年度下半期に、新設の経済的な路線への切り替えにより航空賃の節減を図った。

機構が直接派遣する調査団の一件当たりの所要経費を地域別に見ると、14年度に対する18年度の実績は、アジア15%減、中南米11%減、アフリカ17%減、中東15%減となった。

また、全世界の一件当たりの所要経費については、本来本邦から派遣する調査団であるが、在外事務所による協議や調査を行うなどにより代替したケースを調査団総数に含めて試算した場合、18年度で、一件当たりの所要経費は1,641千円となり、14年度実績に比べ、12%減となった。

#### 5. コンサルタントに係る調達経費の10%削減（一案件当たり）

コンサルタントの調達経費の実績は、当該年度に終了した案件の契約金額を基に算出しており、18年度においては独立行政法人化以降に発注した案件に係る実績は131百万円（14年度実績145百万円）、14年度実績比10%減となった。

#### 6. 印刷製本費の10%削減

機構が作成する報告書等について徹底した合理化を図るため、16年度に策定した基本方針（①印刷・製本を行う報告書の種類の整理、②配布先の見直し、③報告書の添付資料等の見直し）の下に報告書の電子化促進等、印刷製本費の削減のための取組を進めた。

その結果、18年度実績は489百万円（14年度比403百万円減）となり、14年度実績に比して45%減となった。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	18年度末 目標値
印刷製本費	892百万円	824百万円 (8%減)	658百万円 (26%減)	459百万円 (49%減)	489百万円 (45%減)	802百万円 (10%減)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

## 小項目 No. 4 本部管理経費の効率化

### 【中期計画】

(ハ) 機構は、中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く。）について平成14年度と比べて10%程度の効率化に努める。具体的には、

- 本部の管理経費（退職手当を除く。）について平成14年度と比べて10%程度効率化する。  
そのため、人件費、事務所借料、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係る経費等を削減する。

(ニ) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取組み、平成18年度から5年間において5%以上の削減を行う。

### 【年度計画】

(3) 一般管理費などの効率化

本部の管理経費について、各経費の節減に努め、10%程度の効率化の目標を達成する。

(4) 人件費削減の取組及び給与制度の見直し

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、人件費について平成17年度を基準として平成18年度から平成22年度までの5年間において5%以上の削減を行うため、平成17年度に比べ平成18年度人件費を0.7%削減する。

また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえて、役職員の給与について見直しを進め、給与制度改革を行う。

### 【当年度における取り組み】

本部の管理経費（物件費、人件費）の削減については、平成15年度の業績報告において提示した16年度以降の削減計画（表1）に基づき取り組んでいる。

(表1：削減計画)

(単位：百万円)

	14年度予算（実績）	15年度	16年度	17年度	18年度
一般管理費	10,563 (10,954) →ベースライン	10,953 →3.7%増	10,998 →4.1%増	9,771 →7.5%減	9,506 →10%減
うち物件費	3,493 (3,314)	3,481	3,765	3,071	2,964
人件費	7,070 (7,640)	7,472	7,233	6,700	6,542

注：平成16年度の物件費の計画額には、平成12、13、14年度に係る消費税の修正申告による納付額約305百万円が含まれている。

18年度の実績は、14年度予算比11%減の9,381百万円（物件費2,845百万円、人件費6,535百万円）となり、削減計画で設定した18年度の計画支出額を下回った（表2）。

(表2：平成18年度の実績)

(単位：百万円)

	14年度 予算額 (A)	14年度 支出実績 (B)	15年度 支出実績 (C)	16年度 支出実績 (D)	17年度 支出実績 (E)	18年度 支出実績 (F)	増減 (対14予算) (F)-(A)	増減 (対14実績) (F)-(B)
一般管理費	10,563	10,954	10,953	10,828	9,471	9,381	△1,182 (△11.2%)	△1,573 (△14.4%)
物件費	3,493	3,314	3,481	3,603	2,783	2,845	△648 (△18.6%)	△469 (△14.2%)
人件費	7,070	*7,640	*7,472	7,225	6,688	6,535	△535 (△7.6%)	△1,105 (△14.5%)

\*14年度と15年度上期は決算において本部分を区分していないため、給与支給実績に基づき計算

#### ア. 物件費

18年度の物件費は、外国出張計画の削減努力、17年度に実施した通話料金サービス契約の見直しによる節減効果の平年度化等により、支出実績は2,845百万円となり、削減計画額2,964百万円を下回った(14年度予算ベース比648百万円減)。

#### イ. 人件費

18年度の人件費は、引き続き新人事・給与制度の定着及び早期退職の勧奨を図ったことなどから、支出実績は6,535百万円となり、削減計画額6,542百万円を下回った(14年度予算比535百万円減、17年度支出実績比153百万円減)。

### (3) 施設、設備の効率的利用

#### 小項目 No.5 施設、設備の利用者数の増加

##### 【中期計画】

機構が保有する国際センター12施設、青年海外協力隊訓練所3施設及び国際協力総合研修所の施設、設備について、利用率を向上させるように努める。このため、これら施設の利用者数を中期目標期間中、5%増加させる。

##### 【年度計画】

##### (5) 施設、設備の効率的利用

研修事業における研修実施時期の平準化及び国民参加協力推進事業における施設の活用促進等により、利用者数の5%増加を達成する。

##### 【当年度における取り組み】

機構が保有する国際センター等の施設の利用者を増加させるため、事業の質やコスト面にも留意しつつ、各国内機関では研修実施時期の平準化や国民参加協力を推進するため積極的に事業を実施するなど、利用者数増加のための計画を策定の上着実に実行した。さらに、市民参加協力推進のための全国的な拠点として「JICA地球ひろば」を開所し、セミナーやイベントを活発に開催した。

各国内機関における具体的な取組として、平成17年度までに実施した方策に加え、18年度は以下の取組を行った。

##### 【施設の利用者数向上のため実施した方策の例】

- ① 各種イベントの計画時に、従来は交通の利便性から外部施設を会場として利用するケースも多かったが、センターでの開催でも参加者の関心が高まるように、対象者層の絞り込みや内容を見直した。(JICA中部)
- ② 旅行会社が学校に提出する修学旅行の企画書(日程案)にセンター(海外移住資料館)訪問を組み込むよう働きかけた結果、修学旅行生の訪問が増加した。(JICA横浜)

この結果、18年度の利用者数は、362,196人(15年度比58,146人増)となり、15年度実績304,050人と比して19.1%増となり、目標値を大きく上回って達成した。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	18年度末 目標値
利用者数	N/A	304,050人	318,165人 (4.6%増)	324,123人 (6.6%増)	362,196人 (19.1%増)	319,253人 (5%増)

\*カッコ内は15年度実績に対する増減率を示す。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 総論

#### 小項目 No. 6 効果的な事業の実施

##### 【中期計画】

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の枢要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。具体的には、

- 政府の外交方針及び援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助の実施及び事業の重点化を念頭に置き、優良なプロジェクトの形成を積極的に支援する。
- わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、国際的な援助に係る協力・協調に関し、他の援助国や国際援助機関との連携を図る。
- 各種事業の質と効率を高めるため、各種事業形態の総合的運用を推進する。
- 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し活用する体制を構築する。
- また知識やノウハウを集約・共有するため、事業経験の体系化と援助手法の改善、国別・地域別及び分野・課題別の援助のあり方の検討、開発理論・開発アプローチの整理と検討を重点として調査研究の質を高める。
- 冷戦終結以降も後を絶たない紛争は、人道上の問題を引き起こすと同時に、それまでの開発努力の成果や環境を破壊する。これらの地域における平和構築支援が開発の観点からも国際社会の大きな課題であり、今後も積極的な役割を果たすことは大変重要である。そのための体制整備として、平和構築支援において中心的な役割を果たす部署を設立するとともに、本分野に関係する職員、本分野を専門とする専門家等の研修を実施する。また本分野にかかる経験を持つ人材を活用できる制度を整備するとともに本分野の事業を実施する際に必要な安全対策を講じる。
- J B I Cとの情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める。

##### 【年度計画】

#### 1. 効果的な事業の実施

ア. 優良なプロジェクト（プログラム）の形成に貢献するため、地域ごとの事業の方向性を検討するとともに、国別の重点開発課題に対する協力の方向性を国別事業実施計画にとりまとめ、またプロジェクト形成調査等を引き続き積極的に行う。この際、グローバルな視点や地

- 域・国レベルの視点とともに、「人間の安全保障」の視点に十分留意する。また、国毎に現地 ODA タスクフォースに積極的に参画し、資金協力との連携事業の内容の充実に努める。
- イ. 平成 17 年度のプログラム集約化の状況をレビューするとともに、事業重点化の観点から引き続き各対象国におけるプログラムの集約化を進める。
- ウ. 援助協調について、各種会議・協議への参画・開催や情報発信、人事交流、関係機関・他ドナーとの連携協力を実施する。
- エ. 援助協調の一環として、国際社会共通の目標への取り組みとして定められたミレニアム開発目標 (MDGs) の達成への取り組みについて、国際社会の動向に対応しつつ、機構の貢献について対外的に発信する。また、国際的な援助効果向上の議論を踏まえ、機構の事業における具体的な対応の必要性を検討し、適切に対処する。
- オ. 案件形成から要望調査、事業実施までの一連の過程において、技術協力プロジェクト関係費を中心として、これまでに実施してきた予算統合並びに各種事業形態の総合的運用を定着化させ、質と効率の高い事業の実施を推進する。
- カ. 課題別指針を更新または新規に策定する。
- キ. 分野・課題ネットワークシステムのコンテンツの充実、在外でのアクセス環境整備及び活用の促進を図る。また、新たに導入される事業管理支援システムと同ネットワークシステムとのデータの連携を引き続き図る。
- ク. 調査研究の質の向上のため、引き続き国際協力総合研修所が主導する調査研究を強化するとともに、調査研究調整委員会を通じ、機構全体の調査研究の舵取り、質の維持向上のサポートを行なう。
- ケ. 事業経験の概念化、体系化や事業戦略への提言を行い、実践的シンクタンクとしての国際協力総合研修所の調査研究機能を強化する。
- コ. 調査研究成果の人材養成事業等での活用や事業への試行的導入を通じ、援助の現場へのフィードバックを促進する。
- サ. 平和構築支援に関する事業実施指針の改訂、案件形成支援、緊急性の高い事業を迅速に計画・実施する制度 (ファスト・トラック制度) 推進のためのさらなる初動体制の強化等を行う。
- シ. 平和構築支援分野の人材登録を引き続き推進する。
- ス. 平和構築支援に関する職員向けの研修及び専門家の養成研修を実施し更なる充実に努める。
- セ. 平和構築支援に係る安全管理研修を実施し充実に努める。また、必要に応じ危機管理マニュアルの改訂を行う。
- ソ. JBIC との連携については、引き続き、意見交換及び情報共有の強化を行うとともに、これらの活動を通じて、連携事業の内容の充実に努める。
- タ. 関係府省が行う技術協力事業との連携を、技術協力連絡会議その他のチャンネルを活用し、促進する。
- チ. 派遣専門家等関係者の安全対策の強化のために引き続き研修・オリエンテーションを充実させ、防犯意識の高揚を図る。
- ツ. 犯罪被害データの分析に基づき防犯指導、海外巡回指導を実施し、被害防止に努める。



- テ. 安全対策クラークを対象としたセミナーを開催し、安全対策クラークの質の向上に努める。
- ト. 国別地域別アプローチを強化し、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の方針に則り、効果的な業務を行う。
- ナ. 課題別アプローチを強化し、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の方針に則り、効果的な業務を行う。

### 【当年度における取り組み】

政府の開発援助政策・方針に則り、現場強化を推進し、開発途上国の援助ニーズに対しよりの確かつ効果的な技術協力等の業務を実施するため、主に1) 優良プロジェクトの形成支援、2) 国際援助協調、他援助機関との連携強化、3) 事業の総合的運用、4) 開発課題等の知識・ノウハウの共有、5) 調査研究の質の向上、6) 平和構築支援、及び7) 資金協力との連携促進等に取り組んだ。

## 1. 優良なプロジェクトの形成支援

### (1) 国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等

機構は、平成17年度に引き続き、政府の開発援助政策及び方針に則り、在外主導を積極的に推進する中で開発途上国の援助ニーズのよりの確な把握に努めるとともに、開発途上国の重要な開発課題に対しては中期的なプログラムをデザインし、技術協力プロジェクト等具体的な協力案件の形成支援を行った。(本項の取組については、小項目No. 25に詳述。)

### (2) 「人間の安全保障」の視点を事業に反映させるための取組

機構が作成する国別事業実施計画の18年度の改定にあたり、全ての改定対象の計画について、人間の安全保障の視点が国別アプローチに着実に反映されるべく、人間の安全保障を担当する部署による確認、チェックを行った。また、新たな取組として、人間の安全保障の視点を特に反映した案件を参考事例として抽出した(約40件)。これらを新規案件の形成や既存案件の改善に役立てるべく、要望調査での活用について外務省に提案した。なお、平成19年度要望調査では、人間の安全保障の考え方を色濃く反映した技術協力プロジェクトの割合が、要望調査案件及び新規採択案件のそれぞれ約2割を占めた。

職員、専門家、ボランティア調整員の派遣前研修で人間の安全保障の考え方を周知するとともに、本邦技術研修、大学連携講座、国際シンポジウム等において、機構の取組を紹介した(計39件)。月間広報誌「monthly Jica」でも毎月、世界各国での機構の取組を掲載し、一般向け広報にも努めた。また、17年度に引き続き、人間の安全保障の現場での実践について理解を促進するためのDVD/ビデオを3件(カンボジア、インドネシア、中国)作成し、ナショナルスタッフや相手国関係者との間で理解や意識の共有に役立てた。ナショナルスタッフ向けには、独習用教材(英語、スペイン語、ロシア語)もイントラネット上で共有した。さらに、開発途上国援助窓口行政官を対象とした研修コース(4件)において、人間の安全保障にかかる理解促進のための講義およびワークショップを実施した。

## 2. 国際援助協調・他援助機関との連携強化

17年に「援助効果向上にかかるパリ宣言」が日本を含む100を超える機関・団体により合意され、その際我が国は「援助効果向上のための行動計画」を併せて発表し、積極的に取り組む姿勢を示した。18年には、パリ宣言の実施状況が世界的にモニタリングされている。

パリ宣言を受けて、援助の現場においては、被援助国の開発計画をもとに、被援助国と援助国が連携・協調しつつ援助効果向上に取り組む機運が一層高まっている。また、一般財政支援の導入拡大等、援助の手法に関する国際的な潮流も変化している。

機構では、援助協調の動向を把握、分析して対応するとともに我が国のODAにおける考え方を積極的に発信した。また、事業の効果向上の観点から他の援助機関との連携を進めるため、各種取組を実施した。

### (1) 国際援助協調への参画・貢献・発信

援助における包括的なアプローチが国際社会で進展する中、世銀やOECD/DAC（経済協力開発機構／開発援助委員会）等が開催する国際会議（世界銀行年次会合、DAC援助効果作業部会、援助効果向上アジア地域フォーラム等）への出席や現地レベルでの議論を通じて援助動向にかかる最新の情報を入手するとともに、日本の取組や考え方についての国際社会への発信、貢献に努めた。

#### 【国際会議等における発信の事例】

世界銀行が主催する「開発経済にかかる年次会合（ABCDE：Annual Bank Conference on Development Economics 於東京）において、緒方理事長が基調講演を行ったほか、「防災に配慮したインフラ整備」をテーマにした分科会を担当した。基調講演では、人間の安全保障の観点を取り入れたインフラ開発の必要性を強調し、機構のインフラ開発の方針や事例を紹介した。分科会では、人間の安全保障の視点を踏まえたコミュニティ防災対応能力の強化の重要性を議論し、人々、コミュニティを重視することについて関係者の意識を高めることができた。

また、援助効果向上アジア地域フォーラム及びLenCD（Learning Network for Capacity Development：キャパシティ・ディベロップメント（CD）支援や援助機関内のCD主流化の教訓を共有し学び合うことなどを目的とする援助機関間のネットワーク）において、CDの有効性やその実践としての日本の協力事例を発表し、CDのためには開発途上国側のみでなく、ドナー側の考え方や取組の改善も欠かせないことや、開発途上国の視点を重視する姿勢をアピールした。

### (2) 他援助機関との連携の促進

援助手法の改善や他ドナーとの連携によって機構の事業の効果を高めるため、主要な国際機関及び二国間援助機関との情報・意見交換を実施した。

特に、世界銀行とは、案件形成から事業実施の各段階での連携を高めるべく、地域及び分野別の対話を強化したほか、従来から連携しているインフラストラクチャー及びコミュニティ開発に加えてエネルギー及び防災分野の対話を開始した。国連難民高等弁務官（UNHCR）とは、安全管理の共同研修を継続するとともに、スーダン、アフガニスタン等で具体的に連携案件を実施したほか、アジア地域における防災分野のワークショップの共同実施に向けて調整を行った。さらに、世界食料計画(WFP)、英国国際開発省（DFID）との対話を強化している。

また、より緊密な情報共有、連携の促進の観点から人事交流を行っており、アフリカ地域でのインフラ開発支援の促進のため、アフリカ開発銀行（AfDB）内に設置されたアフリカ・インフラ・コンソーシアム事務局に対し、連携協力調査員を派遣した。

#### 【他援助機関との連携の事例】

1. 南部スーダンにおいて展開している「基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト」は、UNHCRと連携して事業を行っている。プロジェクト開始段階からUNHCRが事前調査に参加し、共同で協力計画を立案した。連携の内容としては、①南部スーダンで多数を占める難民及び国内避難民の訓練ニーズに関する情報交換、②技術をもつ帰還難民のJICAプロジェクトでの協働、③UNHCRの帰還民再統合事業と機構の職業訓練との連携による相乗効果創出の検討、④UNHCR／ドイツ技術協力公社（GTZ）パートナーシップ・プログラムと機構によるジュバ職業訓練センターの能力開発支援、等がある。
2. ニジェールの就学率は世界最低水準にあるが、これは学校数の不足とともに、学校に対する住民や親の理解不足が主な原因となっている。学校数の不足を解消するために、各ドナーが学校建設を支援し、住民参加による学校運営委員会を設置して住民や親の理解不足に対応してきたが、依然理解が深まらなかった。機構は「住民参加型学校運営改善計画（通称：みんなの学校プロジェクト）」を実施し、学校運営委員会を機能させる道筋を提示しつつ、教育省の活動を支援した結果、住民の力のみでの教室建設や不足教材の購入など、様々な活動が運営委員会を中心に実施され、就学機会の拡大のみならず教育の質の改善にもつながった。これらを受けて、ニジェール教育省はこのモデルの全国展開を決定し、それに対して世界銀行が資金協力を表明した。機構も引き続き研修やモニタリングに係る技術面の支援を行うこととしている。

### **(3) 貧困削減戦略書（PRSP）、国連ミレニアム開発目標（MDGs）等援助協調の枠組への取組**

各被援助国における貧困削減戦略書（PRSP）、国連ミレニアム開発目標（MDGs）の実現に向けた取組等に的確に対応するため、17年度に引き続き、現地ODAタスクフォース等と連携して、ドナー連携や開発途上国の分野・課題別の計画策定・実施・モニタリングの一連のプロセスに参加した。また、パンフレット「世界のよりよい明日のために－JICAのミレニアム開発目標に向けた取り組み」（英文、和文）を活用し、人間の安全保障の理念に基づく機構の取組方針やMDGsの各課題に関する取組事例などの対外発信を行った。

#### **【MDGsの課題に関する取組事例】**

MDGsの8つの目標の一つに「ジェンダー平等の推進と女性のエンパワーメント」があり、各援助機関はその達成に向け様々な協力を行っている。

機構では、具体的な協力として、基礎教育アクセスの男女格差が最も大きい国の一つであるイエメンにおいて女子教育改善を目指す技術協力プロジェクトを実施している。本案件では、教育インフラ(教室、教員)の拡充とともに、女子の未就学や中退の大きな要因であるジェンダーに基づく伝統的価値観への対応として、父会・母会の活性化、イスラムの観点から女子教育の重要性を説く啓発活動等を通じて、両親の女子教育への関心や理解を高めるなど、伝統的な男子優先教育の考え方に一石を投じる試みも行っている。

この他にも、ホンジュラスでの地方女性の起業家支援やメキシコでのマヤ族女性の収入向上支援など、女性の経済的エンパワーメントに資する事業も実施している。

このように、機構ではジェンダー平等の推進に直接貢献する協力を行うほか、全ての事業において開発途上国のジェンダー状況を理解した上で、適切なアプローチを通じて援助の効果や便益の公平性を確保するよう努め、MDGsの実現に向けた取組を進めている。

### **3. 事業の総合的運用を推進するための取組**

17年度に引き続き、地域5部・課題5部の組織体制の下、統合的な事業予算の運用・管理を行い、地域・国レベルでの戦略的な事業実施に努めた。

#### **(1) 要望調査段階における取組及び組織・予算の統合**

我が国の援助戦略に沿って効果的かつ効率的に事業を実施し、案件形成を支援するため、18年度末までに78カ国について国別事業実施計画の策定を進め、各国の援助ニーズに基づいた重点開発課題を特定し、地域や国の協力についての事業戦略を明確にした。また、18年度から新様式を導入して改訂作業を合理的に進めたほか、地域ごとの課題戦略として、6つの地域別課題指針を策定した。さらに、地域事業実施方針及び国別事業実施計画に基づき、各国の要望調査プ

ロセスにおいて国別の JICA 事業における協力の方向性を示す「事業展開の方向性」を取りまとめた。

予算統合については、16年度に技術協力プロジェクト経費と開発調査経費等の統合、17年度に国別研修経費の技術協力プロジェクト経費への統合を実施したことにより、プロジェクトごとに予算執行管理を行う予算費目構成を整備済である。

組織体制については、16年4月の組織改編による地域5部・課題5部体制による事業運営が定着し、地域や課題における知見、経験の蓄積や課題解対応能力の向上を図ってきている。具体的には、本部においては、ア) 地域部が国別のニーズを踏まえたプログラムを形成し、イ) 課題部が技術的視点を活かし分野別・協力形態別の投入を柔軟に組み合わせて技術協力プロジェクトを具体的に計画し実施をサポートする体制を整備してきている。

さらに、基幹システムである事業管理支援システムとして、年度毎の計画、予算執行状況管理、各種統計及びデータ分析、簡易検索等の各機能を順次開発し、機構全体で一元的な事業・予算の管理を可能とする基盤整備を行った。

## (2) プログラムの集約化

国別事業実施計画に基づき、事業を有機的に組み合わせるプログラム化を進めるとともに、プログラムの集約化により、事業の一層の効率化と戦略性強化を進めることとしている。18年度は、72カ国671件のプログラムを策定し、1カ国当たりの平均プログラム数は、14年度の14.7件に対し、18年度は9.3件となった。

## 4. 開発課題等の知見、ノウハウを共有する体制の構築

### (1) 課題主管部、課題別指針の策定

機構は、開発に係る分野・課題を23に分類して知識やノウハウの整理を進めている。

課題ごとの協力実施方針である課題別指針の整備状況については、18年度末で、策定中のものを含め、20分野・課題42指針となり、分野・課題ごとに開発途上国の様々なニーズに対応可能なノウハウの蓄積及び共有が図られている。

開発課題等の知見を共有し、事業へ活用する体制としては、全23分野・課題について主管部を設定するとともに、うち22分野・課題では課題タスクフォースを設置している。課題タスクフォースの活動も、上記課題別指針の策定、改訂を始めとして、より活発化かつ多様化してきている。特に、経験や教訓などを蓄積している分野・課題情報システム（通称「ナレッジサイト」）は、後述するよう年々充実が図られてきている。今後は、その知見、ノウハウの有効な活用が課題であり、例えば民間開発セクタータスクフォースでは、全在外事務所呼びかけ、蓄積された知見やノウハウを活かした案件形成方法を紹介する「要望調査セミナー」（32事務所が参加）を開催するなど情報発信についても積極的に取り組んでいる。また、国内においては、ワークショップなど優良事例を共有する機会を設け、分野・課題ネットワークの更なる強化を図っている（例えば、教育タスクフォースでは基礎教育をテーマに18年度に計31回のワークショップを開催）。

ナレッジサイトについては、ホームページ上で情報が公開されているほか、在外でのアクセス

環境が整えられたことにより、職員向け（内部）コンテンツにもアクセスが可能となった在外事務所（駐在員を含む）は62拠点となった。また、事業管理支援システムとのデータ連携を推し進め、ナレッジサイトのデータベースの充実を図った。さらに、赴任する在外事務所員や専門家などに対し、その活用方法につき積極的に紹介、広報することにより、普及を図った。

## （２）分野・課題情報システム（通称ナレッジサイト）のコンテンツの整備状況

18年度末には、計1,699件の分野・課題データを新たに整備した結果、合計6,996件のデータが蓄積され、このうち1,702件のデータを外部公開している。なお、本情報システムへのアクセス数は、月平均838人（17年度平均 880人/月）となっている。

18年度に新規に整備したコンテンツの内訳は以下のとおり。

### 【新規に整備したコンテンツの分野・課題別の内訳】

教育	108件
保健医療	85件
社会保障	61件
運輸交通	156件
資源・エネルギー	82件
経済政策	47件
民間セクター開発	767件
農業開発・農村開発	40件
自然環境保全	105件
ジェンダーと開発	44件
都市開発・地域開発	42件
市民参加	35件
その他	127件
合計	1,699件

## 5. 調査研究の質の向上への取組

知識やノウハウの集約及び共有による事業の質の向上に貢献するため、新たな事業戦略や課題の分析・提言と、現場の実践の分析から知見を集約する事業経験の体系化を重点に、調査研究に取り組んだ。その成果については、職員研修や専門家派遣前研修などの人材養成事業との連携を通じて現場へフィードバックを行った。（本項の取組については、小項目No. 25に詳述。）

## 6. 平和構築支援

復興支援事業を始めとして、平和構築支援の実施を強化するために、以下の取組を行った。

## (1) 平和構築支援分野の事業実施体制の強化

18年度より、企画・調整部に設置していた平和構築支援チームを、事業実施の一部門である社会開発部に移管した。社会開発部では、内部組織を改編して「社会開発・平和構築グループ」と、「都市地域開発・復興支援グループ」を設置し、前者においては、機構内の各事業実施部門における平和構築支援事業の横断的な課題への対応、人材育成のための各種支援業務等を実施するとともに、後者においては、開発の視点から、対象地域のニーズを見極め、復興のシナリオを描きつつ、和平プロセスからの切れ目のない速やかな復興支援事業を実施している。

また、機構に蓄積されつつある、緊急支援から開発援助に移行するに当たって必要な「移行期支援」のノウハウについて、今後の案件形成及び実施の一助として活用すべく、各部署からの情報収集と整理を進めた。さらに、平和構築・復興支援事業において必要なロジスティクス業務を強化し迅速に対応するための「ロジチーム」の立ち上げ準備を行った。

17年度に導入した、平和構築支援を始めとする緊急性の高い事業（紛争、自然災害、SARS等感染症対策、経済危機等）を迅速に計画、実施する「ファスト・トラック制度」については、18年4月にそれまで適用した個別案件のレビューを行い、その結果、課題として抽出された「案件認定手続き」の明確化等について、内部への周知徹底を図った。

## (2) 平和構築支援分野の人材育成

平和構築支援事業一般に関する職員研修については、これまでに相当数が受講済であることから、より専門的なトピックに絞った研修を中心に実施している。17年度に、移行期支援に関する参考情報をまとめたハンドブックの作成のため、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）とともにワークショップを行ったが、18年度は、開発援助機関としての機構特有の経験も盛り込むべく、各部署からの情報を取りまとめの上、職員を主たる対象としたJICA版移行期支援ワークショップを実施し、21名が参加した。

また、平和構築支援分野における専門家の養成・確保のための能力強化研修（旧専門家養成研修）（8名）、専門家養成個別研修（長期4名、短期7名）を実施した。

- ・職員研修実施（1回）：21人
- ・能力強化研修：8人
- ・専門家養成個別研修：11人

計 40人

(平和構築支援研修)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
研修受講者数	45人	108人	77人 (185人)	30人 (215人)	40人 (255人)

\*カッコ内は15年度からの累計数を示す。

さらに、アフリカ地域において平和構築事業のニーズが高いことから、ケニアにおいて、UNHCRから講師を招き、東南部アフリカ地域に特化した平和構築支援にかかるワークショップを

実施し、15名が参加した。また、在外事務所赴任予定の職員を対象とする赴任前研修等（52名）で平和構築支援の概要について講義するとともに、専門家派遣前研修に平和構築支援のコマを設け、専門家124名に加え、職員16名及び聴講希望者8名が参加した。

### （３）平和構築支援分野の人材確保及び登録者の確保

平和構築分野の人材確保のため、引き続き能力強化研修修了者等に人材登録を勧奨するなどした結果、平和構築支援分野の登録者数は、18年度末で389人（17年度316人、73人増）に上っている。

（平和構築）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
登録者数	0人	77人	208人	316人	389人

### （４）平和構築支援にかかる危機管理マニュアルの改訂及び安全管理研修

安全管理上特段の配慮が必要な地域（アフガニスタン、パレスチナ等）では、現地で活動する国際機関の行動規範を参考にしつつ、機構としても十分な安全対策に努めている。具体的には、通信機器（携帯衛星電話等）の配備、防弾車両の配備、安全対策コンサルタントの配置（アフガニスタン：治安情報の収集及び対策の立案）等に加え、行動地域や行動時間帯の規制など厳密な行動規範に従って関係者が行動するよう安全管理上の措置及び指示を行っている。併せて、現場レベルで国際機関等と安全管理面での連携も強化している。

安全管理研修については、こうした現場に派遣予定または派遣中の関係者に対する研修として充実を図ってきており、国内及び海外双方において、UNHCRとの連携の枠組の下でセキュリティ・リスク・マネジメント研修、フィールド・セキュリティ研修を管理職、一般職員向けにそれぞれ複数回実施した。国内では、UNHCRから安全対策官を招聘し、国連の安全管理体制及び紛争地域での活動に必要な安全管理の知識を修得する研修を実施している。海外では、UNHCRと共同でタイにおいて実施する1週間プログラムに、ナショナルスタッフを含む関係者を参加させている。17年度までに安全管理に特に留意が必要となる国の事務所員及び本部担当者を含め、研修対象として想定された関係者はほぼ受講済であり、18年度は関連部署に新たに配属された担当者等を中心に、合計56名が受講した。研修後の参加者へのアンケート結果によれば、理論と実例の双方にわたる講義によって、一層の安全管理意識の涵養とノウハウ取得につながっていることが確認できた。

（安全管理研修）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
参加者数	0人	55人	88人	73人	56人

なお、上記研修とは別に18年度においては、ケニア、フィリピン、スリランカ、ヨルダンの各事務所において、職員等を対象とした安全管理研修を実施するとともに、ヨルダンで外務省が在外公館職員を対象に行った安全管理研修にも周辺事務所員が参加した。



また、危機管理マニュアルについては、機構内のイントラネットに掲載し周知するとともに内部の研修等で活用している。また、在外事務所向けに、緊急事態における国外退避の基本的な考え方及び対応を整理したマニュアルを作成しイントラネットに掲載して、在外事務所における危機管理体制の強化を図っている。

## 7. 資金協力との連携促進

### (1) 資金協力との連携

技術協力による技術や能力の向上と資金協力による施設建設等の実施における連携を強化し、双方の協力の効果を高めるため、引き続き現地ODAタスクフォースや日本での実施機関間の情報交換や連携を密にすることに努めた。18年度の具体的な連携案件（プロジェクト）の実績は以下のとおりである。

- ・技術協力プロジェクト／無償資金協力連携案件数<sup>\*1</sup> 106件
- ・開発調査／無償資金協力連携案件数<sup>\*2</sup> 28件
- ・開発調査／有償資金協力連携案件数<sup>\*2</sup> 22件

<sup>\*1</sup>2006年度に実施された技術協力プロジェクト（新規及び継続）で過去に無償資金協力で供与した施設・機材を何らかの形で活用している案件、又は実施中の技術協力プロジェクトと連携する形で無償資金協力による施設整備・機材供与が行われた案件の数

<sup>\*2</sup>2001年度～2005年度に終了した開発調査案件のうち、無償資金協力又は有償資金協りに結びついた案件数

加えて、研修事業では有償資金協力との連携として「環境公害・公害対策融資セミナー（円借款事業連携）」、「ODAプロジェクト評価セミナー」及び「公的資金協力強化セミナー」等を実施した。いずれも、国際協力銀行との密接な協議に基づき実施しており、有償資金協力事業の円滑な実施の観点からも効果を上げている。

### (2) 国際協力銀行との連携

16、17年度に引き続き国際協力銀行との間で、役員、部長レベルでの定期的な協議、双方の部長連絡会等での意見交換、在外赴任予定者への相互オリエンテーション（毎月1回開催）等を行った。

また18年度は、新JICA発足による資金協力との一体的実施に向けた準備の一環として、様々な取組を進めてきた。平成19年度要望調査では、これまでに構築した調整の枠組を活用して、在外、本部双方で国際協力銀行と緊密な意見交換、調整を行い、連携候補案件の形成、採択に繋がるよう取り組んだ。バングラデシュやケニアについては、国際協力銀行の担当者も機構内の案件検討会に参加し、ともに技術協力案件の検討を行った。同様に、有償資金協力についても、18年度後半より政府間協議や勉強会に機構からオブザーバー参加することを基本とし、インドネシア、スリランカ、イラク等で実績を積んでいる。こうした案件発掘・形成及び要望調査段階での意見交換や調整は案件の実施段階にも拡大しており、個別案件に関する国際協力銀行との緊密な情報共有、意見交換が定着した。

さらに、バングラデシュ、パキスタン、モロッコ、ペルー、ケニア、インドネシアについては、

国別の事業方針について国際協力銀行との調整を進めているとともに、共通のローリングプランの導入の検討を含め、事業のプログラム化を推進してきている。インドネシアの「東部インドネシア地域開発支援プログラム（南スラウェシ州地域開発支援サブプログラム）」では有償資金協力事業も含めたプログラムを策定した。

**【東部インドネシア地域開発支援プログラム（南スラウェシ州地域開発支援サブプログラム）】**

インドネシアでは、開発の比較的進んだジャワ島を中心とする西部地域と遅れの目立つ東部地域との間の格差が、早急に取り組むべき重要課題として顕在化している。南スラウェシ州は東部インドネシア地域の中央に位置する交通・物流の要衝として発展の可能性を有しており、東部インドネシア開発を進める上で、重要な位置を占める。

このような中、南スラウェシ州に対し、①地域の発展を牽引する都市部の開発、②地域全体のバランスの取れた開発、③社会開発の促進の3つを柱とし、地域単位で包括的に協力を計画・実施することとして、現地ODAタスクフォースが主体となってプログラムを策定した。プログラムでは都市計画や産業振興、社会開発等に関する技術協力とともに、都市基盤整備や道路整備等のインフラ整備については、有償資金協力の実施を想定したものとしている。18年度は、開発調査「南スラウェシ州マミナサタ広域都市圏計画調査」や「投資促進政策アドバイザー」専門家の派遣、教育、保健医療、村落開発分野のボランティアの派遣等を始めとして上記3つの柱の下で各種協力を実施するとともに、19年度以降の有償資金協力案件や技術協力プロジェクト等の実現に向けた関係者間での調整を実施した。

※以下の3項目（8～10）は中期計画小項目としての記載はないが年度計画に記載のある項目。

## **8. 関係府省が行う技術協力事業との連携促進**

外務省以外の各府省が行う技術協力事業との連携促進、及びそのための情報収集の努力を行うことは、機構が行う事業のみならず、我が国ODA事業全体の効果的かつ効率的な推進のために重要であるとの認識に立ち、引き続き、平成18年度は、技術協力関係各府省との連携及び調整を一層有機的に行うため、技術協力連絡会議等への出席も含め情報収集及び意見の交換に努め、特に以下のような情報の収集や連携の促進のための取組を行った。

### **（1）JETRO・JODCとの連携促進**

経済産業省所管の独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、財団法人海外貿易開発協会（JODC）が行う技術協力事業について、経済開発部、国際協力人材部よりそれぞれ検討委員として参画し、案件選定及び専門家人選について、機構の技術協力事業との調整を行った。

## **(2) J I C W E L Sからの事業移管**

厚生労働省所管の国際厚生事業団（J I C W E L S）事業（本邦研修9コース、基礎研究3件、基礎研究（公募型）2件）について、事業の成果をレビューした上で、継続事業の検討を行い、当初予定通り18年度をもって事業移管を完了した。

## **9. 派遣専門家等関係者の安全対策強化**

### **(1) 安全対策強化のための研修・オリエンテーション等**

安全研修・オリエンテーションについては、犯罪被害防止のため、①安全管理セミナー6回（在外事務所安全管理に携わる所員及びボランティア調整員とし、221名が受講）②ボランティアの赴任前研修におけるオリエンテーション19回（短期ボランティア、健康管理員を含む1,872名が受講）、③専門家派遣前研修におけるオリエンテーション11回（280名受講）、④職員向けの在外事務所派遣前研修におけるオリエンテーション（機構の組織としての安全対策及び危機管理体制等の講義）12回（257名受講）を行った。これらの研修、オリエンテーションでは特に生命・身体の安全を脅かす、強盗・住居侵入、性犯罪、テロ事件の自己防衛（セルフデフェンス）に重点を置いた講義を実施した。

近年の犯罪被害の増加傾向や手口を分析し、アジア2カ国、中南米3カ国、アフリカ3カ国に安全対策アドバイザーを派遣し、巡回防犯指導を実施した。その際に各国で防犯セミナーを開催し参加者数は計150名となった。

また、シニアボランティアの殺害事件<sup>(\*)</sup>が起こったモンゴルについては、事件後2回にわたり安全対策アドバイザーを派遣し、事件関連情報の収集、ウランバートル市内に居住するボランティア等の住居の安全確認及び防犯指導、モンゴル事務所の安全管理体制強化といった、二次被害の防止対策を実施した。

<sup>(\*)</sup>2006年10月31日夜、モンゴルの首都ウランバートルで、シニアボランティアが自宅に侵入した金銭目当ての強盗に殺害された事件。

### **(2) 現地安全対策クラーク配置等**

現地安全対策クラークについては、82カ国に95名を配置した。

なお、18年度の犯罪被害報告件数は、発生件数564件、被害人数585名であった（平成17年度：発生件数546件、被害人数546名）。

## **10. 国別・課題別の取組**

資料編1. のとおり。

## **小項目 No.7 外務大臣からの緊急の要請への対応**

### **【中期計画】**

(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

### **【年度計画】**

外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

### **【当年度における取り組み】**

18年度においては、外務大臣より機構に対し、特に緊急に必要な措置をとるよう要請された実績はない。

## 小項目 No.8 情報公開、広報の充実及び知見の公開

### 【中期計画】

(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年十二月五日法律第四百十号）に基づき、情報の公開に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。そのため、広報実施体制の見直し・充実を図るとともに、業務、調査研究を通じて獲得した知見を公開する。

### 【年度計画】

ア. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。

また、個人情報に関しても、保護及び開示請求への対応等を独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に行う。

イ. 機構全体の広報戦略に基づき、広報充実のための取り組みを順次実施する。

ウ. 4月より市民参加協力の拠点となる広尾センターの積極的な広報を展開するとともに、展示内容の充実を図る。

エ. 海外における広報活動を強化するために、情報共有、研修、本部からの支援等の体制を強化するとともに、平成17年度に作成した優良事例集を活用する。

オ. 独立行政法人として機構に対する理解や統一的なイメージの定着状況を確認するために、市民アンケート調査を実施する。

カ. 業務、調査研究を通じて獲得した知識・ノウハウの公開については、引き続き機構が作成した報告書等の公開を促進するとともに、新規作成報告書の電子ファイル作成とそのインターネット上の公開を推進する。

### 【当年度における取り組み】

法律に基づき情報開示請求に適正に対応した。また、機構が作成した報告書のインターネット掲載数を引き続き増加させ、JICA事業に関する情報及び知見の公開を進めた。広報については、3年半かけて47全都道府県で「ピース・トーク・マラソン」を開催し、特に若い層の国際協力への関心や理解を高めた。さらに、ホームページの大幅な見直しによる情報提供機能の一層の強化や広報アドバイザーの活用などによる広報活動の充実を図った。

## 1. 情報公開の実施の実績

### (1) 情報公開法に基づく開示請求への対応

平成18年度の開示請求件数は90件（17年度は60件）で、情報公開法で定められた規定の日数以内に処理が終了している。なお、18年度は、初めて開示決定処分に係る開示請求者からの異議申立て（3件）を同法に基づき内閣府情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、3月下旬に2件について答申結果を受けた。

開示請求の処理状況を表1に、部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表2に記す。（なお、開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に

計上しているの、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない。)

(表1) 開示請求の処理状況

	平成18年度	平成17年度
全部開示	18件	6件
部分開示	66件	29件
不開示	5件	4件
不存在	1件	13件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	0件	8件
処理中(年度末現在)	0件	*ー
合計	90件	60件

\*平成17年度業務実績報告書で17年度末処理中とした3件については、全部開示1件、部分開示2件として処理済。

(表2) 不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第5条第1号 (個人に関する情報)に該当	59
第5条第2号 (法人等に関する情報)に該当	44
第5条第3号 (審議、検討又は協議に関する情報)に該当	0
第5条第4号 (事務・事業に関する情報)に該当	6
第5条第4号イ (国の安全等に関する情報)に該当	2
第5条第4号ロ (公共の安全等に関する情報)に該当	0
第5条第4号ハ (監査、検査、試験等に関する情報)に該当	0
第5条第4号ニ (契約、交渉、争訟に関する情報)に該当	2
第5条第4号ホ (調査研究に関する情報)に該当	0
第5条第4号ヘ (人事管理に関する情報)に該当	0
第5条第4号ト (企業経営上に関する情報)に該当	0

## (2) 個人情報保護法に基づく開示請求への対応

18年度の個人情報保護法に基づく開示請求件数は107件で、年度内に処理された全ての請求が個人情報保護法で定められた規定の日数以内に処理を終了しており、延長手続きを必要とした案件はない。なお、18年度は、初めて開示決定処分に係る開示請求者からの異議申立て(4件)を同法に基づき内閣府情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、19年5月末現在審査中である。

開示請求の処理状況を表3及び部分開示及び不開示における不開示情報理由の内訳を表4に記す。(なお開示請求1件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計

上しているのので、部分開示及び不開示の合計件数と一致しない。）

(表3) 開示請求の処理状況

	平成18年度	平成17年度
全部開示	1件	0件
部分開示	100件	55件
不開示	2件	0件
不存在	0件	1件
存否応答拒否	0件	0件
請求取下げ	0件	0件
処理中(年度末現在)	4件	*ー
合計	107件	56件

\*平成17年度業務実績報告書で17年度末処理中とした6件については、部分開示6件として処理済。

(表4) 不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第14条第1号 (開示請求者の生命、財産等に関する情報)に該当	0
第14条第2号 (開示請求者以外の個人に関する情報)に該当	96
第14条第3号 (法人等に関する情報)に該当	1
第14条第4号 (審議、検討又は協議に関する情報)に該当	0
第14条第5号 (事務・事業に関する情報)に該当	12
第14条第5号イ (国の安全等に関する情報)に該当	0
第14条第5号ロ (公共の安全等に関する情報)に該当	0
第14条第5号ハ (監査、検査、試験等に関する情報)に該当	0
第14条第5号ニ (契約、交渉、争訟に関する情報)に該当	0
第14条第5号ホ (調査研究に関する情報)に該当	0
第14条第5号ヘ (人事管理に関する情報)に該当	0
第14条第5号ト (企業経営上に関する情報)に該当	0

### (3) 報告書の公開

18年度に作成され、機構の図書館に収められた報告書は935件あり、そのうち921件が一般公開指定、14件が入札の公平性を保つための措置等の合理的理由による期限付非公開指定(全報告書のうち1.5%)であり、適切な公開を行っている。

## 2. 広報実施体制充実への取組状況

### (1) 国民のJICAへの理解の向上

国際協力や機構の活動に対する国民の理解を深め、その参加を促進するため、本部、国内機関等を通じて積極的な広報活動を行った。毎年、外務省等と共催しているグローバル・フェスタ JAPANは、9月30日、10月1日の両日に日比谷公園で開催され、約66,700人が来場した。JICA事業紹介のイベントや展示、職員採用やボランティア募集に関する質問を受け付ける「国際協力何でも相談会」を実施し、同相談会には約400人が来場した。

「ピース・トーク・マラソン」(平和の大切さと一人ひとりにできる国際協力を市民とともに考えるため全国を巡回して開催するシンポジウム)については、18年度は12府県で開催し、計2,540名の参加があった。これにより、ピース・トーク・マラソンは15年8月から3年半かけて47都道府県の全てで開催し、参加者総計は約12,000人に上った。各回とも、各県にゆかりのある著名人やJICAボランティア経験者が参加するパネルディスカッションを始め、地域における機構の活動、国際協力分野で活躍するNGOの紹介等、地元に着したプログラムを企画、実施した。中学生や高校生も発表者として加わったことで、若い層から、海外に行かなくても身近なところで国際協力を実践できることに気がついた、という声も聞かれるなど、国際協力への関心を高めることができた。さらに、このイベントをきっかけに機構の国内機関と地元新聞社、自治体、地元NGOとのつながりが強まった。

また、マスコミとの連携により広報効果を高めるべく、地方紙を中心とする新聞記者を開発途上国に派遣した(22件)。派遣に当たっては、日程を調整し、国内機関が実施する教師海外研修に同行するなどの工夫も行った。地元出身の青年海外協力隊員、シニア海外ボランティア等の活動現場を取材し、その結果は地元紙に連載記事として掲載された。帰国後も、派遣記者にピース・トーク・マラソンで講演してもらうなど、地域の人々にとってより身近な形で、国際協力に対する理解促進を図った。

一般国民向けにわかりやすい広報を展開する観点からは、JICA事業の広報面でも資産である専門家やボランティアといった開発途上国の現場で活動する人々に焦点を当てた記事(「ヒューマンストーリー」)の発信を重視して、映像の積極的な活用やテレビへの取材協力に取り組んだ。その結果、テレビでJICA関係者が取り上げられた件数は18年度77件(17年度23件)と大きく増加した。このうち、JICA-Netを活用したNHKの衛生放送番組において、マラウイ、アフガニスタン、ネパール、パレスチナの各事務所とNHKのスタジオを中継し、現地からの生の声を伝える番組が放映された。

#### 【オフィシャルサポーターの活動】

JICAオフィシャルサポーターとして伊達公子氏(元プロテニスプレーヤー)、北澤豪氏(元サッカー日本代表)を開発途上国に派遣し、事業視察とともに現地の子供たち等とスポーツを通じた交流を行ってきている。18年度はマレーシアでの車いすテニス(18年8月)、パレスチナの子供たちとのサッカー教室(18年9月)が行われた。



伊達氏は、マレーシアで開催されたフェスピック（極東・南太平洋障害者連盟）大会に先駆けて現地に入り、バスケットボール、陸上、水泳等の障害者スポーツの指導や、養護など障害者福祉向上のために派遣されている青年海外協力隊員やシニア海外ボランティアの活動を見た後、障害を持った子供たちや車椅子テニス初心者と一緒にプレーした。普段は自宅に引きこもりがちな障害者が、暑さの中、長時間楽しそうに動き回る姿は、関係者を驚かせた。

北澤氏は、イスラエルとの関係で緊張の続くパレスチナの難民や子供たちに希望を与えたいという現地事務所からの強い要望に応え、機構が協力を展開しているヨルダン川西岸のジェリコ市でプロジェクトを視察するとともに、日本・パレスチナの友好親善を目的とするサッカーイベントに参加し、サッカーを通じて仲間を尊重する気持ちやコミュニケーションの大切さを子供たちに教えた。700～800人の観衆を集めたイベントの様子は中東地域で有名な衛星放送アルジャジーラでも放送された。

両オフィシャルサポーターの活動の様子は現地でも大きく報道された。また、帰国後は、ニュース番組のスポーツコーナーや雑誌などにおいてその活動とともにJICA事業についても広く紹介された。

## （２）広報媒体の見直し

機構の広報誌として、17年10月に「国際協力」と「フロンティア」の2誌を統合し「monthly Jica」を発刊し、18年度はその内容の充実に取り組んだ。企画段階からNGOとの意見交換を行ったNGOとの連携特集や、中国、インド、中東、理数科教育、防災、アフリカの一村一品運動等の特集として取り上げ、JICA地球ひろばとタイアップした企画も行った。また、外部有識者の意見も踏まえて誌面を見直すとともに、記事に関する詳細情報を入手できるよう関連ウェブサイト情報の掲載を増やした。19年4月号では、開発途上国の様々な開発課題に関するデータを開発教育に活用したいとの要望にも応え、広報誌として初めてCD-ROMを添付した。今後は12月に実施した読者アンケートの結果等を踏まえ事業評価や開発教育のコーナーを新設するなど、さらに充実を図っていく。

JICAホームページについては、近年、広報・情報提供の側面で「組織の顔」として重要となっており、さらなる充実に向けて見直しを行った。具体的には、日本語トップページに映像を含む「明日へのストーリー—JICAと関わる人々の物語—」のコーナーを新設した。また、英語ページのデザインを改訂するとともに、事業紹介フォトギャラリーの新設（日本語、英語共通）、即時性に配慮したプレスリリースの掲載を行ったこともあり、英語ページのアクセス数は前年度比約5割増となった。12月にはホームページ及びメールマガジンに係るアンケートを実施し、今後の内容改善の参考とすることとしている。

また、新JICA発足も念頭に置き、JICAの認知度やイメージなどを確認し、今後の広報展開の基礎資料とするために、19年2月から3月にかけて全国市民アンケート調査を実施した。

#### 【全国市民アンケート調査結果】

19年2月から3月にかけて全国市民アンケート調査を実施（有効回答数2,029）。調査結果では、JICAという団体を知っていると答えた層は6.8%（独法化前の13年2月調査では5.2%）、JICAの名前だけ知っている層は35.4%（同27.7%）であり、認知度は向上してきているものの、さらなる広報強化の必要性が認識された。また、新JICA発足への期待として、援助の効果を高めること、計画と実施の迅速化、日本の特色や強みを活かした援助の実施等を挙げた回答が多く、国際協力の重点分野としては、保健医療分野、大災害時の緊急援助、環境問題への対策等が挙げられた。国際協力について知りたいこととしては、相手国にどのぐらい役に立っているか、実際にどのようなことを行っているかなどが多かった。

### （3）広報充実に向けた機構内の取組

海外向け広報の促進及びマスメディアとの人的ネットワークの強化を図るため、18年4月から広報アドバイザー2名（海外広報、国内広報）を委嘱した。8月には、マスメディアからの各種問い合わせや取材への対応の強化を目的として本部広報室を従来の1チームから、報道チームと広報チームの2チーム編成にした。

さらに、機構関係者の広報意識の向上を図る観点から、在外事務所及び国内機関赴任者、派遣前の専門家、ボランティア調整員、国内の国際協力推進員に対する研修を実施（計38回）するとともに、本部各部及び国内機関の広報担当者に対する研修を2回行った。

併せて、17年度に引き続き、国内・海外における広報活動の優良事例の収集（JICA広報グランプリ2006）を行った。今後、事例集として取りまとめた上、組織内で共有し、各種研修にも活用していく。また、広報アドバイザーの知見を活用し、効果的な広報のポイントについて、16年度に一般職員向けに作成した広報マニュアルの増補版（英・和文）を作成した。

### （4）在外広報の強化

海外においては、在外事務所が中心となり、各国の事業について、プレスリリース、現地報道関係者による取材ツアー、ニュースレターやパンフレットの作成、ウェブサイトへの掲載、セミナーやパネル展などのイベント等を行っている。例えば、パレスチナでは帰国研修員同窓会による無料診療活動等の社会奉仕活動を支援しつつその活動を通じた広報を行った。中国では青年海外協力隊派遣20周年の機会を捉え、メディアも招待して記念式典と隊員活動紹介、パネルディスカッション、日本語スピーチコンテストを開催し、その模様は人民日報を始め、大手新聞とそのインターネット版で広く報道された。

また、海外広報アドバイザーをベトナム（5月、10月）、中国（6月）、ケニア、ザンビア（8月）、メキシコ、ホンジュラス（19年2月）に派遣し、周辺国の事務所員等を対象とする広報セミナーを開催するとともに、現地報道関係者と意見交換を行い、連携強化を図った。

さらに、JICA事業に対する現地国民からの理解ひいては対日理解を深めることを目指した

海外広報活動の一環として、18年度は開発途上国10カ国からマスコミ関係者13人を受け入れた。当該国からの技術研修員が参加する研修コース等を中心に視察、取材を行い、帰国後は、日本での取材結果が随時現地新聞やテレビで紹介された。

### **3. 知見の積極的提供**

機構が新たに作成した報告書については、製本版とともに電子データ（PDFファイル）を国際協力総合研修所内の図書館に保管している。機構が業務を通じて獲得した知見を広く公開、共有するため、図書館では、当該電子データを機構のホームページ上の図書館ポータルサイトに掲載しており、インターネットを通じて、外部からの報告書の閲覧を可能としている。

18年度は、当年度中に作成された報告書の他、電子データの納品を制度化した11年度以前の報告書についても電子化し、順次ポータルサイトに掲載した。その結果、19年3月末現在、平成10年度以降に作成された報告書のほぼ全てに当たる12,810件（前年同期比4,137件増）を掲載している。

## 小項目 No.9 NGO等との連携推進

### 【中期計画】

(二) NGO等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益するきめの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、NGO等との連携を推進する。

### 【年度計画】

草の根技術協力においてNGO等との質の高い連携に努めるとともに、各種委員会等を通じてNGOとの連携に引き続き努める。

### 【当年度における取り組み】

平成18年度は、東京以外でも積極的にNGOとの協議会等を開催して地域における連携にも努めるとともに、引き続きNGO等からの意見を反映させる形で草の根技術協力事業等の充実を図った。なお、関連する小項目として、No. 18、20においても草の根技術協力事業の充実や事務手続きの合理化等について報告している。

## 1. NGO等との連携強化

NGO等との連携については、効果的な国際協力や、国際協力に対する市民の理解や参加を促進することを目的として、NGO-JICA協議会（年4回開催）とその小委員会であるNGO-JICA連携事業検討会（10回開催）、開発教育小委員会（3回開催）、評価小委員会（6回開催）を開催し、以下のような意見交換を行ない連携を深めた。

- ・ 広報協力：広報誌 *monthly Jica* 9月号の特集として「NGO-JICA連携」を取り上げ、NGO、JICA双方の視点を織り込んだ内容の記事を掲載した。
- ・ JICA技術協力プロジェクトにおけるNGOとの連携促進：業務実施契約型技術協力プロジェクトの受託団体による事例発表を通じて、NGO連携を進める上での課題やメリットについて相互理解が進んだ。
- ・ JICA研修員受入事業：JICA研修の実施団体となっているNGOによる事例発表等を通じて事業の全体像と開発途上国NGO関係者に対する参加機会の提供状況について理解が深められた。

NGO-JICA協議会については第2回を名古屋で、第3回を大阪で開催した。第2回では、NGO-JICA開発教育小委員会の成果が紹介されるとともに、JICA中部とNGOが地域で連携している開発教育・国際理解教育の具体的事業について、成果と課題を共同で発表した。

この他、事業に関するNGO等の知見を広く共有すべく、各種委員会、シンポジウムへのNGO等の参加を促進した結果、18年度実績は20件となった。

また17年に実施した調査研究「NGO-JICA草の根展開型事業の経験分析」において、海外のドナーにおけるNGOとの連携スキーム及びその特徴を取りまとめており、これを参考として、活動を展開する国によって援助機関やNGOの役割や規模も様々であることにも留意しつつ現場レベルで適切な連携のあり方を検討していくこととしている。

さらに、18年10月に、セミナー「2005年グレンイーグルズサミットから何が学べるか」を英国国際開発省（DFID）及びNGOと共催し、援助国のみならず、被援助国のNGO（タンザニアのTanzanian NGO Policy Forum等）を含む官民約100名が参加した。同セミナーは、貧困削減をテーマの一つとした17年のグレンイーグルズサミットの主催国である英国政府や同国のNGOとともに企画し、20年に日本で開催されるG8サミット、アフリカ開発会議（TICAD IV）に向けて、市民社会として何ができるかを議論するとともに、海外での政府開発援助とNGOの連携活動の経験が共有された。

## 2. 草の根技術協力事業の実施

NGO等との連携事業の一つである「草の根技術協力事業」には、NGOとの連携により実施する「草の根協力支援型」、「草の根パートナー型」と地方自治体との連携により実施する「地域提案型」があり、18年度には合計144件実施し、15年度（112件）に比べ29%増となった（内訳は下記のとおり）。

また、幅広い国民の参加の観点から、応募や実施件数の増加に向けて、本事業の趣旨や事業内容にかかる理解促進のため、18年度においては、ホームページにおいて、33案件の事例紹介（合計128案件）、7案件について169枚の写真（合計38案件、561枚）を追加掲載した。

- ・地域提案型（地方自治体を対象）：57件
- ・草の根協力支援型（開発途上国支援の実績の少ない団体等を対象）：29件
- ・草の根パートナー型（開発途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象）：58件

（草の根技術協力事業）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
実施件数	—	112件	153件 (37%増)	135件 (20%増)	144件 (29%増)

\* カッコ内は15年度実績に対する増減率を示す。

### 【草の根技術協力事業の実施事例】

カンボジア「小学校体育科指導書作成支援プロジェクト」（草の根パートナー型、実施団体：(特活)ハート・オブ・ゴールド)

本事業では、体育科の指導要領のないカンボジアにおいて、指導要領を作成し、カンボジアの子どもたちへの適切な体育教育の実現を目指し、体育科指導に関わる人材の育成および体育指導書、指導要領の作成支援を行っている。

カンボジアでは、体育やスポーツに関する情報が少なく、数十年前の資料がそのまま使われている。また、指導要領を作成するにあたっては、保健、体育、スポーツ教育のみならず、横断的な知識と経験も必要とされる。このため、本事業では、教育省関係各局、その他様々なカンボジア側有識者を招き入れた活動を展開している。

特に、本事業が終了した後も、教育省内のワーキング・グループを中心に自分達自身で指導書の改訂を行えるよう、行政官を対象としたワークショップや実践研修、協議会の設置等を行っている。また、指導要領や指導書作成の技術の移転のみならず、人材開発の視点から、その作成プロセスにカンボジア側関係者が主体的に関与し、共有していく過程も重視して進めている。

なお、本事業では、体育、スポーツ及び青少年育成事業の知見を持つ実施団体に加え、筑波大学や岡山県大学国際交流推進機構からもアドバイザーを迎え、それぞれの分野に係る技術的なアドバイスを得ており、NGOと大学のそれぞれの知見を活かした好事例となっている。

## 小項目 No. 10 環境及び社会への配慮

### 【中期計画】

(ホ) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

### 【年度計画】

ア. JICA環境社会配慮ガイドラインを対象協力事業に適用する。適用の実績をとりまとめ、次年度以降の業務の参考とする。また、職員を対象としたガイドライン執務参考資料を整備する。

イ. JICA環境社会配慮ガイドラインに関する審査会及び不遵守に関する異議申し立て制度の運営を行う。

ウ. 本部と在外事務所の職員、専門家やコンサルタントを対象に、JICA 環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行う。

エ. 国際環境規格（ISO14001）への対応については、本部及び全国内機関において、ISO14001に基づいた JICA 環境マネジメントシステムの適切な運用、継続的改善を図り、環境配慮に努める。

オ. 光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等について上述の環境マネジメントシステムの一環として取り組む。

### 【当年度における取り組み】

環境及び社会に配慮した業務運営の更なる定着のため、環境社会配慮ガイドラインの適用及び職員研修を実施するとともに、環境マネジメントシステムを引き続き適切に運用し、次期環境目的（2年間）の設定を行った。

## 1. 環境及び社会に配慮した業務運営

改定された環境社会配慮ガイドラインの施行（平成16年4月）から約3年が経過し、環境社会配慮が定着してきている。

19年度要望調査で要請された案件のうち、環境社会配慮に係るカテゴリー分類の対象となる案件（約900件）を、影響の大きさに応じてカテゴリーA（影響の大きい）、カテゴリーB（影響がある）、カテゴリーC（影響が最小限）の3つに分類した。これにより、案件検討段階から開発途上国の環境や社会面に与える影響に十分注意を払うことが可能となっている。

採択後の実施中案件については、カテゴリーAが13件、カテゴリーBが172件あり、環境社会配慮審査会のコメント等により、環境や社会面の影響の把握方法、緩和策等をプロジェクト

に反映させることができた。

環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保するための体制として外部専門家から構成されるこの環境社会配慮審査会を18年度は13回開催し、7案件について具体的な審査を行った。同審査会の答申については、例えば、「ネパール国アッパーセティ水力発電計画調査」の事例では、環境社会配慮調査における調査方法についての答申内容を実際の調査に取り込み、ダム計画の代替案について環境管理コストを含めた費用対効果の検討を行うこととするなどの反映を行った。

17年度採択案件から適用されている環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度については、異議申立の手続き等の記載を含む異議申立制度設置要項（英文）をホームページに掲載し、国外への発信も行った（なお、18年度に異議申立の実績はない）。加えて、開発調査のカテゴリーA案件については、調査実施時のステークホルダー協議の際に、必要に応じて異議申立制度の説明を行った。

16年4月に環境社会配慮ガイドラインの改定を行ったため、16年度はその周知を目的としてできるだけ多くの職員を対象に研修を行ったが、17年度以降はガイドラインの定着の観点から、主に関連部署に新たに配属された担当者への理解促進を図るべく実施している。18年度は職員向けの環境社会配慮に関する研修を10回、141人（14年度実績に対し121人増）に対して行った。さらに、派遣前専門家、案件受注コンサルタント等関係者に対してもガイドラインの説明を実施している。

（環境社会配慮に関する研修）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
研修参加者数	20人	167人 (147人増)	491人 (471人増)	193人 (173人増)	141人 (121人増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

## 2. 環境マネジメントシステムの構築・運用

国際環境規格ISO14001への対応については、本部及び全国内機関において同規格に基づいたJICA環境マネジメントシステムの運用を行った。このマネジメントシステムに沿って6月～7月に内部環境監査を実施し、その結果も踏まえマネジメントレビュー（経営層による見直し）を実施し、システムの継続的改善を図った。全部署での環境マネジメントシステム運用が定着したところで、10月30日～11月2日の4日間にわたり外部審査（JQA定期審査）を受けた結果、JICA環境マネジメントシステムが引き続きISO14001規格に適合しているとの確認が得られた。

また、環境マネジメントシステム開始（平成16年）以降3年間のパフォーマンスの評価も行った。その結果、本部及び国内機関において順次ISOの認証取得を進めながら、部署毎の年度目標に基づいた環境管理体制を定着させるとともに、技術研修員等に対するJICA環境方針の周知や在外事務所での試行的な取組を通して、機構の環境マネジメントに係る基本姿勢を内外に示せたことを確認した。

18年度に終了する今期の環境目的・目標については、機構の勤務者全員に共通する取組を定めたエコオフィスプランに従い、18年度における具体的な成果として、光熱水量、廃棄物削減、



再生紙利用等についてほぼ全ての項目で、環境目標で定めた対14年度比目標削減率10%を達成した。特にコピー用紙の使用量は30%減と目標を大きく上回った。

なお、環境目的期間終了を受け、次期環境目的（19年度以降2年間）の設定を行うとともに、この目的に沿って、本部及び全国内機関で19年度部署別環境目的、目標及び実施計画の策定を行った。

## 小項目 No. 11 男女共同参画

### 【中期計画】

(へ) 男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。

### 【年度計画】

- ア. JICA内部に設置したジェンダー主流化推進体制を通じて、ジェンダー主流化に係る部署毎の取り組み年間計画の策定と実施状況報告の作成を定着させる。その結果を活用した取り組みの強化を図ることにより、ジェンダー主流化を推進する。
- イ. 職員及び専門家等に対し、研修を継続的に実施するとともに、研修内容の充実を図る。具体的には、ジェンダー視点の組み込みに資する課題解決型研修の充実を図る。また、開発済みの遠隔教材の活用を図る。
- ウ. 要請案件調査におけるジェンダー関連情報の確認を定着させるとともに、その結果を活用したジェンダー主流化の推進に資する活動を推進する。

### 【当年度における取り組み】

機構は、中期計画の達成に向けてのアプローチとしてジェンダーの視点を事業の企画立案段階から実施に至るプロセスに組み込む「事業におけるジェンダー主流化」を打ち立て、4つの段階（下記（注）参照）に分けて取り組んできた。

（注）第1段階：ジェンダー主流化実施体制の整備（ハードの整備）、第2段階：ジェンダーに敏感な視点と正しい知識を有する職員と援助人材の育成（ソフトの整備）、第3段階：様々な協力分野やスキーム、また、多様な開発途上国のジェンダーに対応するための支援ツールの開発（ソフトの整備）、第4段階：第1から第3段階までを基盤とした協力の展開。

平成18年度は、第4段階の活動を中心とし、一連の取組により、ジェンダー主流化推進体制は定着した。

## 1. ジェンダー主流化推進体制の定着と機能化

在外事務所を含め各部・機関に配置しているジェンダー担当者の活動を活発化させ、ジェンダー主流化の推進に向けより積極的な役割が果たせるように、ジェンダー担当者会議を本部で2回、アジア地域支援事務所で1回（アジア地域10事務所を対象）開催するとともに、「ジェンダー担当者だより」の発行を開始し、ジェンダー担当者と本部ジェンダー平等推進チームとの連絡体制を強化した。

また、各部署のジェンダー主流化の取組をモニタリングすることを目的として16年度に導入した「部署別ジェンダー主流化推進報告シート」を改訂し、各部署の所掌業務に合った具体的な取組を例示の上、取組ごとの実施状況と計画を記載させる方式とした。

## 2. 職員その他の関係者のジェンダーに関する理解の促進

職員を対象とするジェンダーにかかる専門研修（半日間）を6月に実施した。また新入職員研修におけるジェンダー講義の実施や、月1回開催するジェンダー勉強会を立ち上げた。その他、各部署からの依頼等に基づき、職員を始めとする関係者向けのジェンダー研修を企画・調整部、国際協力人材部、北陸支部、広尾センターで実施した。また、ジェンダーに関する理解の促進を目的に、機構内のグループウェア上にジェンダーミニ情報の掲載を開始した。加えて、イントラネット上で実施可能な職員向けのジェンダーテストを開発した。なお、上述した職員専門研修、新人研修、各部署研修等における参加職員数は223人であった。一方、これらの研修以外にも、各種ジェンダー研修を受講済の各部署ジェンダー担当者が中心となり、部内でジェンダー勉強会を自発的に開催するようになってきている。

職員以外にも専門家派遣前研修、新任ボランティア調整員研修においてジェンダー講義を実施した（参加者は、専門家148人、ボランティア調整員81人、専門員／ジュニア専門員28人）。なお、派遣前研修では、こうした事業ジェンダーの講義に加えて、各派遣国のジェンダー規範への配慮などを盛り込んだ講義を実施しているほか、「専門家心得」の講義において、日本の代表としての意識や非違行為防止と併せてセクシュアル・ハラスメント等に対し注意喚起している。また、「エネルギーとジェンダー」のテーマで、公開セミナー及び専門家やコンサルタント対象の能力強化研修を実施した。

17年度に開発した遠隔自習用教材は、分野・課題情報システム（通称ナレッジサイト）上に掲載しており、1年間に延べ153件のアクセスがあった。また、同じ内容のCD教材（日本語／英語版に加え、18年度はスペイン語版を作成）もJICA研修員等からの要望を受け151枚を提供した。

(ジェンダー研修)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
職員研修受講者数	18人	49人	498人	414人	223人

(参考) 研修受講者の男女別内訳

	男性	女性	計
職員研修	153人	70人	223人
専門家	91人	57人	148人
ボランティア調整員	34人	47人	81人
専門員(新規採用、ジュニア専門員)	6人	22人	28人

## 3. ジェンダーに関する情報の整備、支援ツールの開発

ジェンダー国別情報は56カ国について整備しており、18年度には、11カ国で情報の更新、3カ国で新規整備のための調査を実施した。

19年度要望調査で新規要請のあった案件について、事前段階での適切なジェンダー調査の実施や、実施段階でのジェンダー関連の投入を必要とする案件161件（技術協力プロジェクト、開発調査、無償資金協力）を抽出するとともに、採択検討及び採択された場合、実際のジェンダ

一取組がどのように進むかの継続的なモニタリングが行えるよう、その理由も提示した。

一方、プロジェクト管理にジェンダー視点を制度的に取り入れる試みとして、現在行っている技術協力プロジェクトの評価手法をベースに、比較的簡易に実施できるジェンダー視点对応のプロジェクト評価のあり方を整理し、実際のプロジェクトの評価調査で試行した。

#### **4. 以上3段階を基盤とした主な業務実績**

##### ア. 事業の企画・立案段階

- ① 上述のとおり、要望調査で新規要請された案件のうち161件（技術協力プロジェクト、開発調査、無償資金協力）について、事前段階でのジェンダー調査や実施段階でのジェンダー関連投入が望ましい案件として抽出した。
- ② 策定中の各課題別指針に当該課題とジェンダーの関わりについて記載した。
- ③ 国別事業実施計画においてジェンダーにかかる分析と記載を行った。

##### イ. 事業の実施段階（青年海外協力隊、研修員受入）

- ① 青年海外協力隊員派遣前訓練においてジェンダー講義を実施した。
- ② 青年海外協力隊員対象の機関紙クロスロードで、ジェンダーを特集し、協力隊員の意識啓発を行った。
- ③ 研修員来日時のオリエンテーションで活用するため、ジェンダーに関する視聴覚教材を作成した。

##### ウ. 事業の評価段階

- ① 上述のとおり、ジェンダー視点对応のプロジェクト評価のあり方を整理した。要望調査で抽出した案件が採択された場合はこのジェンダー視点对応のプロジェクト評価を試行するよう奨励する。

##### エ. 在外事務所での取組

- ① 在外事務所主催で、専門家やボランティアなどを対象とした当該国のジェンダー等に関する研修や説明会を行った。
- ② ジェンダー平等や女性のエンパワーメントを主目的とする案件の形成を支援した。
- ③ 約半数の在外事務所で、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントを必ずしも主目的としない案件に対し、事前段階でジェンダーへの影響を調査し、その結果を案件の設計に反映したり、プロジェクトの便益が均等に男女双方にいきわたるような工夫を盛り込むなどの具体的なジェンダー取組を実施した。

## 小項目 No. 12 客観的で体系的な事業評価

### 【中期計画】

(ト) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。具体的には、

- 目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を導入する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を導入する。
- 評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的を開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、一次評価として外部有識者・機関等が直接行う評価を拡充するとともに、機構が行った評価を外部有識者・機関等が改めて評価する二次評価を充実させる。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による一次又は二次評価件数を全評価件数の50%以上とする。
- 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- フィードバック機能を強化するため、過去の類似案件の評価から得られた教訓をどのように活用したかを、事前評価の評価項目に新たに加える。

### 【年度計画】

- ア. 事前から事後まで一貫した効率的な評価を導入するため、評価体制・手法の一層の強化を図るとともに、在外事務所による事後評価の実施国数を拡大する。
- イ. 事業事前評価表における案件の達成目標に関する客観的な指標の設定を引き続き推進するとともに、指標に関する指針の周知徹底を図る。
- ウ. 青年海外協力隊事業については、引き続き事業評価の一層の充実を図るとともに、総合的な分析を行う。
- エ. 災害援助等協力事業については、救助、医療、専門家チーム各ガイドラインに基づき、平成17年度実施案件の評価を行うとともに、手法の一層の充実に努める。
- オ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、外部有識者事業評価委員会を定期的で開催し、同委員会から提言を得て、引き続き評価制度・手法の改善を図る。
- カ. 評価の質と客観性の確保のため、外部有識者・機関等が直接の評価者（一次評価者）として機構の事業について行う評価を拡充するとともに、機構が行う内部評価（一次評価）を外部有識者・機関等が評価する二次評価を充実させる。特に、事後評価に関しては、平成18年度においては外部有識者・機関等が参画する事後評価の割合を全評価件数の50%以上とす

る。

キ．評価結果のわかりやすい形での公開に引き続き努めるとともに、一貫した評価に対応した形で各種評価結果の要約の迅速な公開を徹底する。

ク．評価によって得られた教訓の新たな事業実施へのフィードバックを強化するため、事業事前評価表における過去の類似案件の教訓の活用を推進するとともに、組織的な取り組みを強化する。

### 【当年度における取り組み】

案件規模等に応じた効率的な評価や在外事務所による案件別事後評価の拡充、評価主任研修等による在外強化に組み、事前から事後までの一貫した評価体制の定着を進めた。また、青年海外協力隊事業及び災害援助等協力における評価調査を実施した。さらに、外部有識者事業評価委員による2次評価の対象案件に係る現地調査等外部評価の充実、評価結果のわかりやすい形での提供、データベース化による評価結果の活用促進に取り組んだ。

## 1. 一貫した評価の導入

### (1) 一貫した評価体制の整備

事前から事後までの一貫した評価体制の定着に継続して取り組んだ。特に在外事務所の評価監理業務に重点を置いて、在外主管案件を中心に、平成17年度に導入した評価制度（小規模案件評価）の周知徹底を図るなど、事業規模に応じた効率的な評価の実施を進めた。

#### ア．在外に重点を置いた評価監理業務の推進

在外主管案件の本格導入に伴い、在外事務所が作成する事業事前評価表の件数が増加傾向にあり（16年度：7件→18年度：29件）、事前から事後までの評価を在外事務所が主体となって実施するケースが増加していることから、評価の質の向上に向けて事業事前評価表の作成を含む評価制度・手続きの周知徹底を図った。

また、案件別事後評価については、実施国の拡大に取り組む、技術協力プロジェクトの案件別事後評価を2カ国、無償資金協力の基本設計調査を対象とした事後評価を2カ国で新たに実施した。その結果、18年度までに在外事務所による案件別事後評価制度を導入した国は48カ国（14年度比34カ国増）となった。新規に事後評価を実施する国については、現地の評価能力向上の観点から、本邦からコンサルタントを派遣して、現地職員や現地コンサルタントに対して機構の評価手法を周知した。

(在外事務所による案件別事後評価)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
制度導入国数の累計	14カ国	22カ国 (8カ国増)	33カ国 (19カ国増)	44カ国 (30カ国増)	48カ国 (34カ国増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

また、15年度から配置している事業部及び在外事務所の評価主任が、当該部署が実施する評価業務を監理し、企画・調整部事業評価グループと連携することで評価の質の確保を図ってきて

いる。18年度は、アジア及びアフリカ地域の評価主任を対象に、事業評価ガイドラインに基づき、事業評価の基礎的な知識、手法や在外事務所による評価実施の留意点に関する研修を、テレビ会議システムを活用して実施した（23事務所、ナショナルスタッフを含む約40名が参加）。

#### イ. 評価制度の一層の合理化

17年度に導入した簡易評価制度について、引き続き本部及び在外事務所での定着を図った。また、事業事前評価表については、一定規模以上の技術協力プロジェクト全案件について作成しているが、制度導入後5年が経過し、評価ガイドライン、マニュアルの整備や評価研修の実施により、本部担当者の評価能力も向上してきており、評価の内容についても一定の質の向上が認められた。そのため、18年度からは本部主管案件にかかる評価監理手続きを簡素化するなど、評価制度の一層の合理化を進めている。

#### ウ. 指標設定の標準化

事業実施部門が行う評価の監理及び支援の一環として、評価担当部署が、案件の計画段階で作成される「プロジェクト準備実施計画書」や「事業事前評価表」についても内容確認を行うとともに、案件開始後の適切な進捗管理、評価、改善が行われるよう、客観性のある指標の設定を推進した。また、終了時及び事後の評価においても、設定された指標に基づき、客観性のある評価・分析が行われているかをチェックし、助言を行った。

また、指標設定にかかる指針として、17年度に策定した「評価実務ハンドブック：アウトカム指標の考え方」の一層の浸透のため、19年度初めに本部及び在外事務所の評価主任を対象として、同ハンドブックを教材とした研修を行うこととし、研修内容の検討等準備を行った。併せて、同ハンドブックの翻訳を完了した（英語版、フランス語版、スペイン語版）。

### **（2）青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度導入に向けた取組**

青年海外協力隊事業の評価については、16年度末に制度として導入し評価の枠組を設定した。同制度に基づく評価の中間報告として「平成17年度ボランティア事業評価報告書」をまとめ、18年5月にホームページで公開した。また、各種調査対象への質問票調査を実施した。これらの調査結果も踏まえ、総合的な報告書の取りまとめを18年度末から進めている（19年度6月完了）。

#### **【質問票調査】**

- ア. 派遣中ボランティアに対する調査（14年度3次隊～15年度2次隊572名、15年度3次隊～16年度2次隊608名の1,180名から回答）
  - 「ボランティア派遣による協力成果」及び「日本と相手国の相互理解の促進」について、ボランティアの活動による協力成果や日本と相手国相互の国際親善・交流がどのように達成されているかなどを測るために実施

イ. 受益者に対する調査（14年度3次隊～16年度2次隊ボランティアの受益者1,495名から回答）

- 「ボランティア派遣による協力成果」及び「日本と相手国の相互理解の促進」について、ボランティアを通して間接的に利益を受ける受益者（学生や農民などの現地住民）レベルにおいて、どのように達成されているかを測るために実施

ウ. 受入機関に対する調査（14年度3次隊～15年度2次隊601名、15年度3次隊～16年度2次隊508名の1,109名から回答）

- 「ボランティア派遣による協力成果」及び「日本と相手国の相互理解の促進」について、ボランティアが派遣された受入機関（配属先）のレベルにおいて、どのように達成されているかを測るために実施

エ. 援助受入窓口機関に対する調査（各国の窓口機関44機関から回答）

- 「ボランティア派遣に対する相手国ニーズ」について、主にボランティア事業が当該国の要請ニーズを満たしているかを測るため、被援助国のボランティア受入の窓口省庁の担当者に対して実施

オ. 市民アンケート調査（一般市民2,157人；ウェブ調査により無作為に抽出）

- 「ボランティア経験の社会への還元」について、「帰国ボランティアによる社会還元活動の実施貢献度」を測るため、民間リサーチ会社の協力を得て、一般市民を対象に実施

カ. 派遣実績と国別事業実施計画との整合性調査（42の在外事務所より回答）

- 「ボランティア派遣に対する相手国ニーズ」について、国別事業計画と実際のボランティア派遣実績との整合性を測るため在外事務所に対して実施

また、新たな試みとして、グループによるボランティア派遣のプロセス評価に取り組み、複数のボランティアを共通の目標のもとにグループとして派遣した3案件を取り上げ、案件形成から運営管理において発生した様々な課題に対してどのような工夫を行ったのか、そのインパクト等についてケーススタディを実施した。これらの案件はボランティア以外の各種事業とも連携しており、その結果についてはセミナーを実施して機構内の関係者間で共有した。

（対象案件）

中米シャーガス病対策（グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル）（広域連携案件）

バングラデシュ参加型農村開発行政支援プロジェクト（技術協力プロジェクト連携案件）

ザンビアセフラ農村開発計画（無償連携案件）



災害援助等協力事業については、17年度に実施したスマトラ島沖地震・インド洋津波災害を始めとする7案件について、案件ごとに作成済の既存の評価報告書をまとめ、評価ガイドラインの項目に沿った総括報告書を作成するとともに、事業全体の特徴や傾向を検証し、貢献及び阻害要因の分析を行った。また、19年度に本事業の評価手法の具体的な改善を行うための準備を進めた。

また、17年度下半期に発生したパキスタン地震について、評価ガイドラインに基づき外部有識者レビューを実施するとともに、18年度に発生したインドネシアジャワ島中部地震（18年5月）及びフィリピンギマラス島沖油流出事故（18年8月）に関しても、外部有識者レビューを行った。

さらに、17年度に設置された世界保健機関（WHO）及び国連人道問題調整官事務所（UN OCHA）主導による津波合同評価連合（TEC）について、外務省、国際協力銀行、機構の三者が共同で参画しており、TECによる最終報告書の取りまとめにあたり、機構は日本側事務局として関係者間の調整やTECとの連絡を行うとともに、評価報告書の周知を通じ内外の関係者に対して評価結果のフィードバックを行った。

## **2. 外部評価の充実**

18年度は、引き続き外部有識者事業評価委員会を通じた評価の質の向上に努めるとともに、外部有識者・機関が参画する評価を拡充した。

### **（1）外部有識者事業評価委員会の開催**

18年度は、外部有識者事業評価委員会を3回開催し、外部の有識者から評価制度や手法などについて助言を得るとともに、同委員会の下に作業部会を設け（3回開催）、機構が実施した終了時評価の結果について、外部の視点から評価の適切性を評価する2次評価を実施した。

また、18年度の新たな取組として、外部有識者事業評価委員が、2次評価の対象となった案件を現地調査（フィリピン、ラオス、ケニア）し、終了時評価の記載内容の確認、評価結果のフィードバック状況、終了時評価以降の成果の発現状況等を把握した上で、2次評価結果との比較を行った。その結果として、2次評価手法の有効性が同委員会により確認された。現地調査の結果については、18年度の2次評価結果と併せて、外部有識者事業評価委員会による承認を経て、「事業評価年次報告書2006」に掲載、公表した。

さらに、これらの2次評価及び現地調査の結果に基づき、同委員会から事業評価の改善に関する提言（一例として、終了時評価報告書の記載事項の標準化及びチェックリスト化）がなされたことを受けて、終了時評価及び事後評価の実施要領の改訂を行った。

### 外部有識者事業評価委員会（五十音順）

氏名	所属・役職
青山温子	名古屋大学大学院医学系研究科教授
池上清子	国連人口基金東京事務所長
磯田厚子	日本国際ボランティアセンター（JVC）副代表 女子栄養大学栄養学部教授
杉下恒夫	茨城大学人文学部教授（元読売新聞社編集局専任部長）
長尾眞文	広島大学教育開発国際協力研究センター教授
林 薫	文教大学国際学部教授
林 寛爾	社団法人日本経済団体連合会（日本経団連）国際第二本部 アジアグループ長兼国際協力グループ長
三好皓一	立命館アジア太平洋大学大学院アジア太平洋研究科教授
牟田博光	東京工業大学大学院社会理工学研究科長

なお、外部有識者事業評価委員会は、ほとんどの委員が国際機関やNGOを始めとして、国際協力の現場経験のある方で構成されている。また、委員会における議論の概要は、ホームページ等においても公開している。

### （２）外部有識者・機関等が参画する評価の拡充

外部有識者・機関の事後評価への参画状況については、本邦事後評価と案件別事後評価を合わせ、39件中25件（64%）について外部有識者による1次評価（外部有識者・機関が直接の評価者となる）および2次評価（機構が行なう内部評価を外部有識者・機関が評価する）を実施しており、16年度より連続して目標値50%を上回った。

（外部有識者・機関等の参画割合）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	18年度末 目標値
本邦事後評価	4件/9件中	2件/7件中	6件/15件中	6件/12件中	4件/14件中	—
在外事後評価	0件/64件中	10件/23件中	28件/43件中	28件/46件中	21件/25件中	—
合計	4件/73件中 (5.5%)	12件/30件中 (40%)	34件/58件中 (58%)	34件/58件中 (58%)	25件/39件中 (64%)	50%

### 3. 評価内容の情報提供

個別案件の事前評価から事後評価までの各評価結果の要約について、引き続きホームページ上での公開を進めた。また、よりわかりやすい情報提供を目指し、ホームページの評価のサイト（和文）を大幅に改訂したところ、アクセス数は、17年度に比べ増加した（月平均アクセス数：17年度 約2,500件→18年度 約2,800件（18年5月～19年3月平均））。

さらに、個別案件の評価結果を総合的に分析して共通の傾向や課題を抽出するべく「個別案件評価（案件別事後評価）の総合分析」を16年度に実施したが、同分析も踏まえ18年度は過去の評価（終了時評価等）とのつながりも視野に入れた新たな分析を加え、その結果を、「事業評価

年次報告書2006」に掲載した。

また、援助効果の向上の観点から、機構ではより中長期の目標設定と協力シナリオ、他機関との連携を重視したプログラムの戦略性強化に向けた取組を行っており、その一環としてプログラム評価を行った。本評価では、JICA事業に留まらず、無償資金協力や有償資金協力など関連する事業との連携の効果についても包含した形での検証を行っている。

そのほか、機構内外の関係者による評価結果の活用促進を目的として、フィードバックセミナー（公開）を開催するとともに、日本評価学会、国際開発学会等において特定テーマ評価の結果を紹介した。評価報告書については、当該分野の関係機関等に対し幅広く配布するとともに、特定テーマ評価等の結果の概要を取りまとめた要約版（フライヤー）を作成し、評価セミナー等の機会を捉え関係者に広く配布している。また、18年度の新たな取組としては、評価結果から得られたエッセンスや教訓をわかりやすく解説した「現場に役立つ援助の知恵」を作成し、報告書とともに配布した。

#### 4. 評価内容のフィードバック

15年度以降事業事前評価表に「過去の類似案件からの教訓の活用」の欄を設けており、18年度に作成された事業事前評価表の全てで、過去の評価結果からの教訓が活用されている。また、評価担当部署が中心となり、個別案件評価や特定テーマ評価などの結果を踏まえ、必要に応じて類似案件の教訓について助言するとともに、分野・課題毎に作成している課題別指針において、過去の評価結果からの教訓を反映させることを制度化しており、この定着に努めた。

さらに、外部有識者事業評価委員会の提言を踏まえ、18年度は過去の教訓のデータベース化に加えて、教訓の優良事例を抽出し、類似案件への活用促進を通じて事業改善を図る取組を進めた。

また、評価結果を用いて事業を改善した優良事例を収集し、その結果を「事業評価年次報告書2006」に掲載した。

##### 【評価結果活用の事例】

個別案件の中間及び終了時評価から得られた提言が、その後の案件の計画や実施・運営体制の見直しに活用された事例や、過去の類似案件の評価結果から得られた教訓が、他の個別案件の計画・運営に反映された事例として以下のようなものがある。

##### ア. プロジェクトの計画に関する見直し

ボリビア「サンタクルス県地域保健ネットワーク強化プロジェクト」では、協力開始以降に頻発した政権交代に伴う公務員の人事異動などにより、プロジェクトの活動が限定的になっていた。そのため、現状に即して活動内容を見直

すよう、中間評価で提言がなされ、県内にある大規模な保健センターを軸に重点的に活動するようにした結果、プロジェクト後半では良好な成果が得られた。

#### イ. プロジェクトの実施・運営体制に関する見直し

インドネシア「国立障害者職業リハビリテーションセンタープロジェクト」の終了時評価では、協力終了に際してインドネシア社会省に対し、自立発展性確保のため、センターの組織強化に努める必要があるとの提言がなされた。終了3年後に実施された事後評価の結果によると、社会省がこの提言を踏まえて「社会省・国家アクションプラン」にセンターの活動を明確に位置づけたことで、センターが組織的・財政的に政府から支持されていることが明らかになっており、今後も障害者の就労を促進する活動を継続していくことが期待されている。

## (2) 各事業毎の目標

### (イ) 技術協力 (法第13条第1項第1号)

#### 小項目 No. 13 現地人材、民間等の活用による効果的・効率的事業実施

##### 【中期計画】

(i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。

●開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつながる南南協力支援事業を充実させる。また、JICA事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を進めるとともに、現地又は第三国のリソースの積極的な活用を図り、事業の質を高める。

●事業委託方式、民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。

●技術協力事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。

##### 【年度計画】

##### (1) 総論

ア. 南南協力支援事業の拡充に向け、課題タスクによる制度改善に関する検討結果や南南協力特定テーマ評価の結果を受けて、課題別指針を改訂しその更なる活用を図る。また、拡充に向けた優良事例の発信、共有に努める。

イ. JICA事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化にかかるこれまでの取り組みを見直し、さらにネットワークの運営強化を行なう。

ウ. 現地事情に適合したきめの細かい事業の実施のため、現地又は第三国のリソースの活用を積極的に進める。

エ. 事業委託方式による技術協力プロジェクト等事業における民間からの参加を促進する。

オ. 技術協力プロジェクトにかかる国内支援委員会、課題別委員会等についても、学識経験者等の参画を図り、その知見を積極的に活用する。

カ. 「総合的能力開発 (キャパシティ・ディベロップメント)」の視点を反映した事業管理手法の改善を行う。また、キャパシティ・ディベロップメントハンドブックを改訂する。

キ. 職員・専門家・カウンターパートとキャパシティ・ディベロップメントの視点・手法を共有するため、各種研修を行う。

ク. 国際的なキャパシティ・ディベロップメントの主流化に貢献するため、キャパシティ・ディベロップメントに関する国際的な会議・セミナーに積極的に参加する。

ケ. 平成17年度に引き続き、国際情報通信網の整備とあわせてJICA-Netで接続できる海外拠点を増加させるとともに、「JICA改革推進のためのIT活用計画」に基づき事業におけるJICA-Netの活用を促進する。また、在外主導の業務実施の支援ツールともなる分野課題別コンテンツの整備を促進する。

## 【当年度における取り組み】

平成17年度に引き続き、技術協力案件の効果的・効率的実施のために、南南協力支援事業の充実、開発途上国の人材・組織のネットワーク化、各種事業における現地のコンサルタント・NGO等の活用を着実にを行った。また、業務実施契約に基づく技術協力プロジェクトを始めとして民間のノウハウの活用を推進したほか、技術協力事業に関わる各種委員会等に国民各層の参画を得て、その知見を事業の計画・実施・評価の各段階で活用するよう努めた。

### 1. 南南協力支援事業の充実等

#### (1) 南南協力支援事業の充実

効果的な南南協力支援実施のため、課題別タスクフォース（南南協力タスク）における議論をベースに、①在外研修や第三国専門家派遣などの南南協力の各手法のマニュアルの整理、②ニーズとリソースのマッチングのためのデータベースの作成・活用にかかる検討、③評価手法や手続きの整理及び検討を行った。こうした活動においては、テレビ会議システムを利用して、中南米地域の各事務所で第三国研修等南南協力に携わっている実務者の会議を開催するなど、在外事務所により使いやすい成果品を作成するべく、現場の問題認識を共有するとともに、その知見を取り込んだ。

また、南南協力について、被援助国に対する成果（インパクト）が見えにくいといった指摘も踏まえ、第三国研修の目的・成果を、①日本の協力成果の普及・発展、②地域協力やグローバルな協力への貢献、③開発途上国人材・組織の補完的活用の三点に絞って再検討した。その結果、第三国研修の効果を高めるための方策として、研修の計画・実施・評価の視点を、実施国重視から被援助国重視へと大きくシフトし、事前及び事後評価、目標・成果管理を、在外主導の下で簡便な方法で導入する方向で今後具体的に検討していくこととした。

11月には、チュニジアにおいて国連開発計画（UNDP）とチュニジア戦略研究所（ITES）共催による南南協力ハイレベル専門家会合が開催され、機構からは南南協力に係る援助調整の専門家が出席し、日本のODAにおける南南協力の歴史、政策、具体的な事例等に関するプレゼンテーションを行った。本会合では、他にもタイや南アフリカ共和国、トルコなどの事例紹介もあり、相互の情報交換になるとともに、機構が長年取り組んできた南南協力の取組が高く評価された。

18年度の実績としては、「第三国研修」（開発途上国が近隣諸国等から研修員を受け入れ、各国・地域の事情により適合した技術研修を実施）については261件（17年度245件、14年度139件）、また、「第三国専門家」（協力対象国に他の開発途上国の人材を専門家として派遣）については、578人（17年度383人、14年度109人）といずれも増加した。

#### 【南南協力支援事業の活動例】

##### ア. 東南アジア地域（ASEAN加盟国）

機構はアセアン内における第三国研修形成のメカニズムとして、「JICA-A-ASEAN地域協力会議」（JARCOM）との協力による枠組を作り、

年次会合においてニーズとリソースのマッチングを図る工夫をしている。また、JARCOMにより形成された第三国研修（11件）がアセアン統合イニシアティブ（IAI）のワークプラン・プロジェクトとして正式に登録され、ASEAN-IAIに貢献するものとして評価されている。

この他、アフリカ支援として、エチオピア、ケニア、マラウイ等アフリカ6カ国を対象にタイ国際開発協力機構（TICA）と機構は共同で第三国研修「農業普及コース」を実施している。研修員が得た知識を帰国後に自国で定着させることを支援するため、日・タイ合同でフォローアップ調査団を派遣し、技術的なサポートを行うとともに、現地の実態により即した研修内容にするためのフィードバックに取り組んでいる。

#### イ．東アジア、南西アジア、中央アジア、大洋州地域

インドでは下痢症対策について、アフリカ、南アジア、東南アジア、東アジア（中国）の感染症研究部門の専門家を対象として、これまで同国で実施してきた技術協力プロジェクトの成果を活かし、分子疫学的型別診断技術の習得を目的とした第三国研修を実施中である。世界的規模のネットワークが構築されることで、腸管感染症の流行情報等が把握しやすくなり、「国境を越えた脅威」への対応の面からも評価されている。

#### ウ．中南米地域

これまでの機材供与や専門家派遣の成果を活かし、周辺諸国の需要を踏まえてコロンビアで実施した第三国研修「総合的オートメーションによる生産工程の監督と管理」では、ペルーから参加した研修員の所属機関（ペルー・サンマルコス大学）と、研修実施機関（コロンビアSENA-CEAI）との間で協力協定が締結され、二国間の技術指導が実現し、機構の南南協力支援事業が、域内独自の南南協力事業の展開につながった。

#### エ．アフリカ地域

ザンビア「南南協力を通じた投資促進環境整備プロジェクト」（技術協力プロジェクト）は、ザンビア政府が経済成長戦略の一環として進めている12の分野における投資促進計画を実現するため、第三国専門家としてマレーシア工業開発省の前副長官をアドバイザーとして受け入れ、官・民・学交流の促進や省庁間情報の円滑化、投資家の参入環境整備等について技術的サポートを得ている。

#### オ．中東地域

第三国研修「日本・エジプト協調イラク国向け医療協力第2フェーズ」は、イラク支援のため、これまでに小児病院の建設や小児救急医療プロジェクトを実施しているエジプト・カイロ大学医学部において、小児科関連5分野の研修（トレーナーズ・トレーニング）を実施し、その受講者がイラク国内で医師や看護師を対象とした研修活動を行った。

## (2) 開発途上国の人材・組織のネットワーク化

技術協力事業の成果の普及と拡大の観点から、帰国研修員やその同窓会のネットワーク形成・維持を進めた結果、18年度は、同窓会名簿の更新が68件、新規の同窓会立ち上げ件数が7件（カンボジア、中国、ミクロネシア、ドミニカ国、ルワンダ、シリア、マケドニア）となり、全世界でJICA研修員同窓会は合計112団体となった。

今期は自国内のネットワーク強化のみならず、地域間のネットワーク強化とより活発な活動の実現を目指し、上期には中南米地域で16カ国の同窓会メンバーがアルゼンチンに、下期にはアセアンの9カ国の同窓会メンバーがインドネシアに集い、同窓会として自国のみならず当該地域の開発への貢献について議論し、共通認識の形成が図られた。また、17年度に実施した同窓会及び在外事務所に対するアンケート結果も踏まえ、地域における同窓会活動に対する支援のあり方について執務参考用として指針を作成した。

## (3) 現地リソースの積極的な活用

18年度は、技術協力プロジェクトにおける現地コンサルタントへの委託が477件（17年度353件）、現地NGOとの連携件数は200件（17年度156件）となり、現地リソースの活用が積極的に推進されている。そのうち、現地の大学がコンサルタント若しくはNGOとして委託を受けたものは33件あり、現地学識経験者の知見が活用される事例も増加している。

また、契約に基づき実施された開発調査、無償資金協力基本設計調査、技術協力プロジェクト等において、本邦のコンサルタント等が現地コンサルタントに社会経済調査や測量調査などを委託した件数は209件（17年度184件）あり、全体に占める割合は48.3%となり、前年の実績を上回った。

### 【現地リソースの積極的な活用例】

- ア. ネパールでは、水質の悪化と土砂堆積による湖の縮小が懸念される中部ポカラ市フェワ湖の環境保全計画策定支援を行った。この取組では、13年度の在外基礎調査（在外事務所主導で機動的かつタイムリーに実施する基礎的な調査）「ポカラ・フェワ湖環境保全開発調査」実施以降、16年度に機構初の在外主管案件として実施された「ポカラ・フェワ湖環境保全のための環境意識向上キャパシティビルディングプロジェクト」の準備及び実施、18年度と同プロジェクト終了時評価に至るまで、一貫してローカルコンサルタントや地元自治体など、地域に精通した現地リソースの活用が図られた。
- イ. ザンビア「PRSPモニタリング制度構築のための地方行政能力向上プロジェクト」では、地方自治体の会計監査マニュアルの改訂について、同国の地方行政や地方自治体の予算・会計制度に精通した現地コンサルタントに業務を委託し、同国の現状に即した実務的なマニュアルを作成することができた。



ウ．アフガニスタンでは、治安の悪化により日本人専門家の活動が制限されている事情もあり、現地に精通した専門的なNGOを通じて、効果的な事業の実施を図っている。

「カンダハル保健科学院助産師教育計画プロジェクト」では、同国において女性医療従事者が不足し、文化的な背景から女性の医療施設へのアクセスが制限されている中、現地NGOと連携しその活動を通じて、特に治安が不安定で復興の遅れている南部地域における助産師育成を支援している。

「カンダハル帰還民社会復帰・コミュニティ開発支援計画プロジェクト」では、帰還民の居住するカンダハル県の村落にて持続的なコミュニティ開発を促進するために、カブールを拠点として、その担い手となる現地NGOや農村復興開発局職員の能力向上を図り、彼らを通じたコミュニティ開発事業の実施を進めている。

## 2. 事業における民間の活用

現場に近くノウハウを持った団体の知見をより積極的に事業に取り入れるとともに国民の発意が一層事業に反映されるよう、民間の団体のノウハウを活用した事業や国民の発意を取り入れた事業として、業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト、提案型技術協力を実施している。18年度は、全体で156件（新規事業69件、継続事業87件）を実施した。

ア．「業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト」：実施段階で民間の参加を募り事業を委託する制度であり、新規案件69件、継続案件71件の契約を締結した（計140件）。全体のうち在外主管案件が53件と増えており、民間活用の流れが在外事務所においても定着しつつある。また、大学との契約は8件、NGOとの契約は6件あり、多様な民間の知見の活用も着実に進んでいる。

イ．「提案型技術協力（略称：PROTECO）」：民間からの提案を募り共同で案件形成を行った上で実施段階の事業を委託する制度で、18年度は、17年度から継続して準備を行っていた以下2件について新たにプロジェクトを開始したのを含め、15件を実施し、1件の準備を行った。

- ①南部地域の村落生活向上（スリランカ）
- ②小規模統計整備プロジェクト（インドネシア）

## 3. 技術協力事業における国民各層の参画機会の拡大

18年度は国別・地域別の中期的な計画の策定や当該国の横断的な課題にかかる案件の実施について、9つの国別・地域別支援委員会を設置するとともに、個別の技術協力プロジェクト及び開発調査の実施に関して、国内支援委員会（15年度までの開発調査にかかる「作業監理委員会」

は国内支援委員会に統合)や新たに4つの課題別支援委員会を設置するなどして、学識経験者、NGO等から様々な提言、助言を得た。また、研修事業の実施に際しては、地方自治体や各種団体、地域住民の協力を広く得ているほか、事業評価についても、外部有識者事業評価委員会を設置して、有識者に第三者としての適切な評価を依頼している。

上記の各種委員会における学識経験者やNGOの人数割合は、国別・地域別支援委員会では87.0%(17年度87.8%)、国内支援委員会では60.7%(17年度66.7%)、課題別支援委員会では74.5%(17年度76.3%)、外部有識者事業評価委員会は100%(17年度100%)となっており、引き続き高い割合となっている。

※以下の2項目(4~5)は中期計画小項目としての記載はないが年度計画に記載のある項目。

#### **4. 途上国の総合的能力開発にかかる取組**

国際社会において、国連ミレニアム開発目標(MDGs)の実現に向け、開発途上国の能力が制約要因となっており、能力開発を効果的に行うことが必要と認識されてきていることを踏まえ、機構としては、これまでも能力開発の視点から機構の実施してきた事業の特徴の分析や、国際シンポジウムの開催等を通じ能力開発にかかる考え方の共有を図ってきたところである。平成18年度は、以下の取組を行った。

##### **(1) キャパシティ・ディベロップメント(CD)の視点を反映した事業管理手法の改善**

CDの視点(開発途上国の抱える課題への包括的な対処、開発途上国自身の自助努力を支える姿勢など)を事業に反映させるため、「事業のマネジメントのあり方」ハンドブックを作成した。

CDの視点から新たな事業に参考となる案件を取り上げ分析し、知見を組織内で蓄積、活用した(計7件:ネパール村落振興・森林保全、省エネルギー、ケニア中等理数科教育、水道分野人材育成、タイ地方行政能力向上、コミュニティ防災、タンザニア保健行政能力強化)。

##### **(2) 研修等の実施**

専門家派遣前研修、研修員受入事業(「国際協力セミナー」)等でCDに関する研修を実施した。

##### **(3) 国際的な主流化**

LenCD(Learning Network for Capacity Development: キャパシティ・ディベロップメント(CD)支援や援助機関内のCD主流化の教訓を共有し学び合うことなどを目的とする援助機関間のネットワーク)の一員として、国際シンポジウムを開催し、事例発表(ケニア理数科教育、タンザニア地方保健など)および会場施設提供(ケニアのアフリカ人造り拠点プロジェクト(AICAD))の両面で貢献した。本シンポジウムの結果はOECD/DAC(経済協力開発機構/開発援助委員会)のガバナンスネットワーク会合(2月)でも報告された。

## **5. 情報通信技術を活用した遠隔技術協力（JICA-Net）**

18年度末時点でJICA-Netの拠点は国内外に89設置されており、国内機関、在外事務所の整備はほぼ完了した。今後は、プロジェクトサイト、駐在員が配置される国への整備についても進めていく。

設備の整備が進むとともに、在外と本部、在外と在外での業務打合わせや遠隔セミナーのためのツールとしての活用もさらに増えたことなどにより、18年度の利用実績は、利用時間数6,527時間（17年度比3.5%増）、参加者数51,805名（17年度比14%増）となった。

また遠隔講義・セミナーのコンテンツ及びマルチメディア教材の開発については、18年度はそれぞれ50件、17件となった。

## 小項目 No. 14 案件の適切な投入要素の決定

### 【中期計画】

(ii) 我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。そのために、

- 技術協力案件について目標と活動範囲を明確化するための調査・評価を充実させる。
- 派遣する専門家・調査団員、研修員受け入れ機関、機材等に関する情報を蓄積し、適切に活用するような体制整備を行う。
- 技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルを改善・整備する。

### 【年度計画】

(2) 適切な案件内容の決定と迅速な実施

ア. 技術協力案件の目標と活動範囲の明確化を図るため、事前の調査・評価のプロセスを一層定着させる。また、開発課題毎の事前調査の充実を調査項目の標準化等により図り、適切な協力計画の策定を行う。

イ. 派遣する専門家、調査団員、研修員受入機関、機材等に関する情報を、18年度より本格導入する事業管理支援システムに適切に蓄積する。また、これらデータベースの活用を推進するため在外事務所を含めたアクセス環境向上に努める。

ウ. 在外強化ガイドラインを含む事業の実施に関連するガイドライン・マニュアルを必要に応じて改訂する。また、併せて電子版のメンテナンスを行う。

### 【当年度における取り組み】

課題5部体制の下、本部と在外事務所の連携を強めつつ、技術協力案件の速やかな実施と適切な投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を確保するため、事前調査の充実、システムを活用した案件監理体制の改善、技術協力案件の実施に関連するガイドラインやマニュアルの改善及び整備などに継続的に取り組んだ。

## 1. 目標と活動範囲を明確化するための調査・評価の充実

ア. 事前調査の質の向上の取組

技術協力プロジェクト案件の目標や協力計画等を作成し、当該案件の妥当性や自立発展性を評価するとともに、必要な投入予算を確認するために、事前調査を行っている。

事前調査の質の向上のため、平成18年度も各分野・課題の事前調査の標準型を整理し、調査必須項目の設定等を行う取組を継続した。また、課題部を中心に取り組んでいる各分野・課題に関する課題別指針でも、その策定・改定時に対象課題の事前チェック項目を設定することとしており、これも事前調査に反映させている。さらに、コンサルタントを活用して協力対象課題の分析や協力計画の立案を従来以上に精緻に行うことで、事前調査の精度向上を図る取組も開始した。

#### イ. 事前評価の充実

事前調査の結果を受けて、実施の可否を検討するために、一定規模以上の新規案件については「事業事前評価表」を作成している。事前評価の適切さを確保するために、主管部署のほか、地域部、課題部、企画・調整部等関係部署により事業事前評価表のチェックを行っている。18年度は、事前評価表の質の向上と標準化に向けた検討作業も開始した。

また、予算と事業内容の一体的管理のため、個別案件を含むすべての技術協力案件について「プロジェクト実施計画書」を作成している。

各課題部には、18年度に43名(3月末現在)の国際協力専門員を課題アドバイザーとして配置し、その専門的知見に基づく検討をプロジェクト開始前に行うことで、事前調査や事前評価、実施計画書の充実を図っている。今後は、実施計画書の内容の標準化と精緻化をさらに進めるべく、各課題部に、事業の実施計画面を中心として検討、助言を行うための課題アドバイザーを配置する予定である。

#### ウ. 在外事務所等機構内における技術支援の充実

在外主管制度による案件に対し、これまでもテレビ会議の活用や課題アドバイザーの技術的知見による技術支援を行ってきたが、18年度は、全ての在外主管制度による案件について、本部内の担当者を指名し適時に技術支援の要望に対応できる体制を整備した。特に、基礎教育分野においては、全ての技術協力プロジェクト及び個別案件、開発調査、青年海外協力隊グループ派遣、無償資金協力(調査及び実施促進業務)、課題別研修について、課題アドバイザーと職員がペアになって担当するとともに、技術支援に係る要望調査を行い、その結果に基づいた技術支援を行っており、今後これを優良な取組として共有し他の分野にも拡大することを検討中である。

## **2. 技術協力プロジェクト、専門家、調査団等の情報の蓄積及び活用**

技術協力に関する各種情報(専門家、調査団員、研修員、機材等)については、18年度から基幹システムである事業管理支援システムが本格的に稼動し、情報の蓄積・管理と活用(共有)を図っている。これにより、これまで専門家派遣、研修員受入、技術協力プロジェクト等個別のシステムで処理されていた様々な事業情報の集約を可能にするとともに、全ての案件の事業実施計画書を同システムを使って作成し、予算と事業の一体的管理の強化を進めた。

なお、現時点では、実際の業務に即した安定的な運用に至る過程で必要となる、システムの改善や微調整、担当者の習熟度の向上といったシステム導入時の一般的な課題も見られるが、今後、システムの改修、手続の見直し等を進めることで、プロジェクト運営の一連のプロセスの業務改善を図るとともに、事業関連情報の蓄積、共有及び管理の一体的な活用を進めていく。

## **3. 技術協力プロジェクト実施にかかるガイドライン、マニュアルの改善・整備**

独法化以降、16年度の組織改編(課題部の設置等)や在外主管案件の導入など、事業実施環境の変化の中で技術協力事業を的確に実施するため、各種のガイドライン、マニュアル等の整備を進めてきた。18年度においては、次の事項について、検討、改訂等を行った。

検討テーマ	18年度の活動の成果
①課題対応力の強化	共有データベース上の課題部マニュアルについて、在外事業強化費の新規程、戦争特約付保の扱い、国別研修の実施方法等について適時内容を更新した。
②技術協力事業の法人契約化	今後の運用についての方向性を検討すべく、成果達成、効率性、職員育成の観点から、レビューを実施した（19年5月に結果取りまとめ）。
③国別研修の法人一括契約	17年度の試行実施の結果を踏まえ、18年度用に試行実施マニュアルを改訂した。また、19年度以降の本格導入に向けて関係団体との調整を行い、本格導入にあたっての制度のあり方、方針を決定した。
④携行機材のしおり	長期専門家パソコン手当支給と短期専門家パソコン貸与、輸送機材の返送等について整理を行い、携行機材のしおりを改訂した。
⑤マニュアル等の公開	専門家報告書作成の手引き、携行機材のしおり等を派遣予定者向けにパッケージ化し、ウェブサイト上で閲覧可能にした。

## 小項目 No. 15 本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ

### 【中期計画】

(iii) 研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見直しに努める。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。具体的には、

- 各集団研修コースの質を向上させるため、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、同目標を基準にして研修員の達成度を計り、研修コースの評価を行うとともに、同評価結果に基づき、コースの改廃を含め必要な改善策を講じる。
- 帰国研修員が日本で学んだことの実践、普及展開を支援することを目的に、帰国研修員本人又はその所属する機関や帰国研修員同窓会が実施する調査研究、セミナー・ワークショップの開催や、教材、マニュアル、著作物の作成等に対し必要な支援を充実させる。

### 【年度計画】

#### (3) 研修員受入

研修員受入について、事業の選択と集中をさらに進めるために課題別研修のコース体系を途上国のニーズに基づき改善するとともに、個々の研修コースの内容について質の向上を図る。また、帰国研修員との協力関係を強化する。

ア. 平成 18 年度に実施する全課題別研修について、具体的な目標を設定し、本邦で行う技術協力としての強みをより明確にするために必要な改善策を講じる。また、平成 19 年度に新設する課題別研修について、事前評価を行い、コース実施の妥当性を評価し、目標とそれを測るための方法を予め明確にする。

イ. 帰国研修員に対する情報支援・ソフト型フォローアップ等の活動を点検し、帰国研修員や同窓会会員に対する支援をさらに充実させる。

### 【当年度における取り組み】

研修事業の評価については、集団研修の全案件に評価を実施し、その結果を平成 18 年度に協力期間が満了するコースの改廃の検討に活用した。また、17年3月に発表した JICA 改革プラン（第2弾）を踏まえ、「グランド・デザイン」（分野・課題毎に策定する3年程度の整備計画）に基づく課題別研修の改廃・新設、国内機関の分野・課題特性の設定等の改善を行い、開発途上国のニーズに的確に即応できるよう研修事業の再編に向けた取組を進めた。さらに、帰国研修員に対するフォローアップ（ソフト型フォローアップ）件数は14年度比70%増と大幅に増加した。

## 1. 研修コースの評価の実施

### (1) 研修事業の評価

#### 1) 18年度実施案件の評価

18年度に実施した集団研修358件全てについて、終了時に研修員、業務受託機関、研修監理員の意見を聴取し、年次評価を実施した。個々の案件について設定した到達目標（3～5項目）の達成度（19年5月末現在、評価が完了した299件の平均値）は94.7%であった。

## 2) 18年度に終了する案件の評価

18年度に協力期間を満了する集団研修60件について、終了時評価の結果に基づき、23件を廃止し、37件について内容等を見直した上で更新した。また、19年度における新規開設の要望があった57件について事前審査を行い、14件が採択された。

## 3) 評価制度の改善

評価の客観性を高め、計画段階へのフィードバックを強化するために、事前評価の実施方針や年次評価及び終了時評価の改善案を取りまとめた。

## (2) JICA改革プランに基づく研修事業の改善

研修事業を開発途上国のニーズに一層的確に即応したものに再編することがJICA改革プラン(第2弾)として打ち出されており、18年度は以下の改善を行った。

### 1) 課題別研修の計画策定プロセスの改善

課題別研修の改廃・新設の検討を「グランド・デザイン」(分野・課題毎に策定する3年程度の整備計画)により戦略的に行う方式に変更したところ、19年度の集団研修は前年度比9件減、地域別研修は42件増となった。

### 2) 国内機関の分野課題特性の設定

研修事業においても課題別アプローチを強化する観点から、18年度より各分野・課題について幹事国内機関を定め、当該分野・課題に係る研修事業の実施方針の策定、調整やノウハウの集約を進めている。

### 3) 個別の研修案件の改善

18年度当初から技術協力プロジェクトに準じた実施計画書を導入することで、課題別研修の個別の案件の計画プロセスを改善した。その結果、各案件の目標及び研修内容が見直され、全体の35%の案件について従来の研修員個人の人材育成に留まらない、組織開発や制度開発を直接の目標とするものに改編された。さらに、モデル案件として70件を指定し、これらの実施を通じて本邦研修の前後の現地での活動、在外補完研修、遠隔研修等の新たな研修方法の定着を図った。

## 2. 帰国研修員等への各種支援の充実

日本での研修から帰国した研修員が日本で学んだ知見を自国の関係者等と共有し発展させる上で、研修員自身又は所属機関が行うセミナーの開催、調査研究、教材作成等の活動に対して支援する、ソフト型フォローアップ事業を実施している。

現地職員研修及び在外赴任者研修での説明、実施要領の改訂等により、ソフト型フォローアップに対する理解は深まり、現地での有効な活用方法が浸透してきている。特に、17年度から研修の計画段階でソフト型フォローアップ事業を予め組み込めるようにしており、帰国後の現地セミナーの実施支援、業務受託機関による帰国研修員に対する継続的支援(インターネットによる相談サービス、現地への講師の派遣等)、研修員及び所属機関による試行的事業の促進等、研修員の帰国後の活動において具体的な成果を迅速に導き出すための支援が定着しつつある(18年度



46件)。

これらを含め、18年度のソフト型フォローアップの実績は180件（14年度比74件増、17年度比24件増）となり、14年度実績106件に比して70%増となった。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
ソフト型フォローアップ案件実施件数	106件	122件 (15%増)	142件 (34%増)	156件 (47%増)	180件 (70%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

**【地域別研修「アフリカ母子保健看護管理」(マラウイ)】**

マラウイ国保健省管轄の公立ムジンバ地区病院には既存の院内感染予防マニュアルがあったが、実用的でないとの理由で活用されておらず、院内感染予防への適切な対応は十分に行われていなかった。

このような状況の中、本邦研修に参加して、感染予防に対する知識とその手法を学んだ同病院所属の帰国研修員が中心となり、所属先の看護師や地方政府の行政官とともに、研修で習得した知識を活用しつつ、既存のマニュアルをより実践的かつ活用しやすい内容に改訂した。

これに対して、機構はソフト型フォローアップとして、印刷費等の支援を行った。

## 小項目 No. 16 専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価

### 【中期計画】

(iv) 案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、

- 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。その一環として、人選基準を設けるとともに、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。
- 人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の充実を図る。  
またコンサルタントについては、
- コンサルタント選定におけるプロポーザルの記載項目や評価方法を見直し、競争性を高めるとともに、評価表や評価方法を見直すことによりきめの細かい実績評価を行い、その結果を以後のコンサルタント選定に活用することで、より案件に適した質の高いコンサルタントの選定に努める。
- 特に緊急な選定手続きが求められる案件については、コンサルタント選定委員会の運営を柔軟に行うこと等により、選定の迅速化を進める。

### 【年度計画】

(4) 専門家・コンサルタントの適正かつ迅速な選定

(専門家)

(専門家)

- ア. 民間人材の活用が円滑に進むよう、国際協力人材センターを通じて専門家の不足している分野の人材登録を促進する。
- イ. 公示（公募）による人選を拡大する。
- ウ. 人選ガイドライン及び人選基準に沿って透明で公正な人選を実行する。
- エ. 評価ガイドラインに沿った専門家評価を定着させ、その結果を専門家人選に反映させる。また、評価ガイドラインに沿った評価実施結果をフィードバックし、ガイドラインの更なる改善を図る。

(コンサルタント)

- オ. 業務実施に係るプロポーザル競争における価格要素の強化及び実績評価の見直し等、制度の着実な運用と有効性の確認を行う。
- カ. 特に緊急な選定が求められる案件（ファスト・トラック案件等）については、公示から契約締結までに要する期間を30日以内とすることを着実に行うとともに、選定手続き期間の短縮による当該案件の業務の質や契約の公正性にもたらす影響について情報収集・分析・検証を行う。

## 【当年度における取り組み】

専門家においては民間人材の登録者の拡大を引き続き図るとともに、コンサルタントについては新たに指名人材プール制度を試行導入するなど、質の高い専門家・コンサルタントの適正かつ速やかな選定に努めた。

### 1. 民間人材の積極的活用

#### (1) 民間からの専門家候補者の登録者拡大

幅広い人材の確保を目指し、積極的に登録の働きかけを行った結果、平成18年度末の国際協力人材登録者は累計8,492名(17年度末7,316名)と、1,176名増加した。このうち、人材確保の必要性の高い平和構築分野における登録者数も、「PARTNER」ホームページ、国際協力キャリアセミナー等を通じた広報や情報提供に努めた結果、389名となった(17年度末登録者数 316名)。

#### (2) 透明かつ適正な手続きによる選定手続きの整備

機構が主体的かつ適切に専門家候補者を確保することを目的として15年度に策定した、3つのガイドライン(「専門家人選のあり方」、「専門家人選に係る関係各省庁への協力依頼」、「公募の手続きについて」)について、現地事情やニーズに即した語学基準の見直しや、公募の審査基準の見直し(6つの資質と能力)などの改訂を行った上で、これらのガイドラインに沿って、透明で公正な人選が担保されるように努めた。また、18年度は公示(公募含む)による人選によって、計2,292名(17年度1,221名)を派遣した。なお、人選のための委員会については、18年度は開催されなかった。

### 2. 人材の業績評価の充実

17年度に試行導入した専門家評価制度の実施状況について本部及び在外事務所でレビュー(18年3月~6月)した結果、評価が着実に実施されるとともに、専門家とのコミュニケーションの改善等の効果が確認された。また、各種JICA事業で活動する人材に関して横断的、共通的な評価を行う可能性についても検討を開始し、評価結果の円滑な人選への反映等についてさらに改善を進めることとした。

### 3. コンサルタント選定方法の改善

コンサルタント選定の際の評価方法に関し、業務の質を確保しつつ参入を促進して競争性を高めることを目的として、16年度以降、(1)プロポーザル評価表の配点を業務内容に応じて変更するなどの改善、(2)コンサルタント実績評価表の抜本的改訂、(3)コンサルタント実績評価結果の当該法人への通知(開発調査、無償資金協力の基本設計調査に加え、18年度から技術協力プロジェクトも対象)、(4)業務の難易度の低い案件におけるプロポーザル記載内容及び分量の軽減、(5)プロポーザル審査の際に、テレビ会議システム等を利用して海外からのプレゼンテーションを可能とするなど海外で執務するコンサルタントが参加しやすくなる制度の導入を行い、

その定着を図ってきたが、18年度には、さらに（6）予め競争的に選定したコンサルタント人材をプールすることで、自然災害や紛争などの緊急性の極めて高い事業について、公示による選定が時間的に困難な場合でも迅速な派遣が可能となる「指名人材プール制度」を試行的に導入した。同制度の下で、スーダンにおけるファスト・トラック適用案件（2契約）及びインドネシアにおける大規模自然災害対応（6契約）において、契約手続きの開始から契約締結までの日数が平均3.9日と極めて迅速に行われ、現地のニーズに適時に対応することができた。

これまで実施してきた改善の成果及び今後の要望等について、18年11月から12月にかけてコンサルタント11社及び2業界団体からのヒアリングを実施した。その結果、従来認識されていた課題の多くは、上記の各取組によって改善されていることが確認できた。

今後は、ヒアリングで確認された要望等につき、適正な調達という観点から精査を行った上で、制度改善策を検討していく。

#### 4. 緊急案件における選定の迅速化

18年度に実施した緊急案件（全9件）の業務実施契約では、公示から契約までの平均期間は24.1日となり、迅速なコンサルタント選定が行われた。なお、一部の案件では、選定は了した後、現地の受入都合等から、契約の締結自体は30日経過後となっている。

（緊急案件）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
選定手続の期間短縮 （公示から契約までの所要日数）	（通常案件72日）	34.6日	21日	22.7日	24.1日

##### 【18年度の緊急案件】

- ①スーダン国基礎的スキル・職業訓練強化プロジェクト・・・・・・・・・・31日間
- ②パキスタン国保健医療施設建築指導プロジェクト・・・・・・・・・・29日間
- ③インドネシア国ジャワ島地震災害復興支援計画概略設計調査・・・・・・・・19日間
- ④インドネシア国ジョグジャカルタ広域水道整備計画調査・・・・・・・・・・33日間
- ⑤ブルンジ国ブジュンブラ市都市交通改善計画調査・・・・・・・・・・18日間
- ⑥ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興支援調査・・・・・・・・・・22日間
- ⑦パレスチナ自治区ヨルダン渓谷農産加工物流拠点整備計画・・・・・・・・・・23日間
- ⑧パレスチナ自治区ヨルダン渓谷水環境整備計画・・・・・・・・・・20日間
- ⑨パレスチナ自治区持続的農業技術確立のための普及システム強化プロジェクト 22日間  
（平均24.1日）

## (ロ)無償資金協力の実施促進（法第13条第1項第2号）

### 小項目 No. 17 無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上

#### 【中期計画】

無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。

#### 【年度計画】

無償資金協力の実施促進業務については、従前の業務の不断の見直しを行い、各種ガイドラインや標準書式の改訂及び入札関連情報等の公開等に引き続き取り組む。

#### 【当年度における取り組み】

無償資金協力の実施が公正かつ円滑に行われることを支援する実施促進業務については、実施を担当する事業関係者（コンサルタント、建設会社等）を対象に広く情報を公開して積極的な参加を呼びかけるとともに、資格要件の総合的な判断による競争性の促進や外部監査による実施段階のチェックを行った。

### 1. 事業関連情報の公開・提供

平成16年度第4四半期から、被援助国政府が行う入札案件についてJICAホームページ上で公告を行っているが、コンサルタントに対して積極的に利用するよう呼びかけた結果、18年度は合計112件（17年度81件）の公告を行うことができた。

新規参入企業による入札参加を促進すべく、業界紙における入札公示の和文併記を18年9月から導入した（全文和文化も一部実施した）。

また、中堅ゼネコン、地方企業の参加を促進すべく、日本建設業団体連合会及び建築業協会の会員各社に案内を行ったところ、4社が19年1月に開催した説明会に出席し、いずれの社からも前向きに参入を検討したいとの意思表示があった。

また同月、コンサルタント会社、建設会社、商社を対象とした説明会も実施し（144社が参加）、新規参入を促した。

さらに3月には、日本建設業経営協会と日本土木工業協会の会員各社に対し、説明会を開催した（6社が参加）。

以上の取組により、説明会の参加者数は延べ154社に上った。

### 2. 適正かつ効率的な無償資金協力事業実施促進のための取組

被援助国政府が主体となって行う無償資金協力の調達・入札について、応札者の事前資格審査（PQ審査）における総合的見地からの判定を奨励し、審査基準の全項目を厳格に満たしていない場合であっても入札への参加可能性の検討に努めるよう18年7月にコンサルタントに依頼し、想定されるケース等につき説明会を行った（69名参加）。

その結果、3案件において総合的判定による事前審査合格の例が出ており、競争性を高めるこ

とにつながった。

また、コンサルタント推薦状の内容の改定、コンサルタント契約認証前の案件公示の導入、新聞広告の和文追記等について、各種マニュアル（実施促進業務の手引き、コンサルタント業務の手引き等）を改定した。

### **3. 技術的監査の実施**

19年3月、アフリカ、東南アジア及び南米地域における3案件について、技術的監査を実施した。

関係者に事前に通知しない「第三者による抜き打ち監査」として行うことによって、当該案件の施工及び施工監理が適正に実施されているかをチェックするとともに、他の案件を担当しているコンサルタント、施工業者に対して場合によっては抜き打ちの監査があり得ることを周知し、適正な実施を促した。（小項目No. 33にも関連の記載）

## (ハ)国民等の協力活動（法第13条第1項第3号）

### 小項目 No. 18 国民等の協力活動の充実

#### 【中期計画】

(i) 本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。

#### 【年度計画】

広尾センターを4月より市民参加協力の拠点とし、開発教育支援、ボランティアの社会還元等の企画・立案機能を一元的に集約し、NGO、学生、自治体等を中心とした市民による国際協力の促進に幅広く取り組む。また、市民参加協力に関わる全国内機関の経験・知見を取りまとめ、本事業を効率的・効果的に実施するための情報発信機能を整備する。

#### (1) ボランティア事業

ア.青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアについては、事業のさらなる拡充・改善を図るため、平成17年度に策定した参加方法の多様化等のための計画を引き続き促進する。

#### 【当年度における取り組み】

ボランティア活動等を志望する国民の期待に応えるため、参加方法の多様化等参加しやすい環境整備に取り組み、ボランティア事業への参加者数は平成14年度実績に比して10%以上の増となった。また、NGO等との連携事業の一つである草の根技術協力についても、順調に実績を伸ばした。さらに、18年4月に開所したJICA地球ひろばも、市民参加協力の拠点として様々な団体に幅広く活用されている。

### 1. ボランティア事業の充実

ボランティア事業の更なる充実、改善に向けて、以下の取組を行った。

#### (1) 国別の派遣計画の新規策定

開発途上国側のニーズを基本としつつ、国内において応募者の多い職種も念頭に置いた国別の派遣計画の作成を18年度に新規に開始し、これに基づきボランティアの募集、選考、派遣を実施した。

#### (2) 新職種「行政サービス」の設定

17年度秋募集から職種として「行政サービス」を新たに設定し募集を行った。これは、①開発途上国において展開されつつある地方分権化への対応、②開発途上国の産業・就業構造の違いも踏まえて地方自治体職員（一般行政職員）等が国際協力に参加できる機会を拡大することを目指したものである。ニーズ調査及び協力モデルの構築のため、アフリカの3カ国（ケニア、ウガンダ、タンザニア）を対象とした「行政サービス」要請開拓調査団を派遣するとともに、国内では、新職種の紹介と適格者の確保を目的として、地方自治体や自治労に対し、募集・広報の働きかけを行った。この結果18年度には、10件の要請が提出され、うち9件で候補者を確保した。

### (3) ボランティアの選考方法の見直し

青年海外協力隊の選考に関し、18年度春募集から、従来の職種単位の応募でなく、応募者が希望する要請（案件）に基づく選考を試行的に導入した。この結果、合格者の希望要請とのマッチングは70%以上となった。また、この試行実施も踏まえ18年度秋募集においては、①「職種応募」から「案件応募」へ変更、②1次選考を「会場参集型」から「書類選考型」へ変更、③語学試験を1次選考から2次選考へ移行、④技術面接と人物面接の同時実施等の見直しを行った。応募者にとって要望の反映と負担軽減に繋がるとともに、事務局の事務・コストの合理化が図られている。

また、シニア海外ボランティアについては、これまで、技術力に加え語学力と海外経験を重視した人選を行ってきた。このため、技術力はあるが、語学に自信がない人や海外経験のない人は応募を控える傾向が見られた。参加意欲のあるシニア層に道を開くべく、青年海外協力隊と同様に、活動言語を習得できる機会を提供する方向で、訓練・研修方法の見直しを行った。また、語学力を有するボランティアについては、語学講座を免除するなど、きめ細かい対応を行うようにした。

### (4) 短期派遣制度の定着

17年度に導入した短期派遣制度は、長期に派遣される隊員の活動を支援、補完しうるものとして定着しつつある。18年度は、年6回の定期募集等により、258人が派遣された。要請数は908件、充足率は28.4%であった。短期派遣制度は、長期間には参加できない人にとって有効な機会であり、現地からも、緊急性の高い要請にも対応でき、適時に支援を受けられる制度として評価されている。

### (5) 幅広い国民参加に関する取組

シリア、マレーシア、モンゴルの3カ国の5案件で、障害をもつボランティアを派遣した。その派遣に際しては、それぞれの障害の種類や状況に応じ、きめ細かく対応することで、活動が円滑にいくよう努めた。これらボランティアは、日本国内において障害を持つ人が開発途上国で活動するチャンスと挑戦を示しただけでなく、協力相手国の障害を持つ人にとっても、障害克服、自立のきっかけとなった。活動そのものも国内外で高く評価されており、広報の面でも幅広い国民参加の優良事例としてインパクトを与えた。

以上のとおり、参加者の質の確保にも留意した取組を行った結果、18年度のボランティア事業への参加者数（青年海外協力隊(長期及び短期)、シニア海外ボランティア(長期及び短期)の合計数）は、1,875人（14年度比183人増、17年度比75人増）となり、14年度実績1,692人に比して10.8%増となった。

(ボランティア事業)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
参加者数	1,692人	1,682人 (0.6%減)	1,760人 (4%増)	1,800人 (6.4%増)	1,875人 (10.8%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。



## 2. 草の根技術協力事業の充実

(以下は、小項目No. 9と同一の記述)

NGO等との連携事業の一つである「草の根技術協力事業」には、NGOとの連携により実施する「草の根協力支援型」、「草の根パートナー型」と地方自治体との連携により実施する「地域提案型」があり、18年度には合計144件実施し、15年度(112件)に比べ29%増となった(内訳は下記のとおり)。

また、幅広い国民の参加の観点から、応募や実施件数の増加に向けて、本事業の趣旨や事業内容にかかる理解促進のため、18年度においては、ホームページにおいて、33案件の事例紹介(合計128案件)、7案件について169枚の写真(合計38案件、561枚)を追加掲載した。

- ・地域提案型(地方自治体を対象): 57件
- ・草の根協力支援型(開発途上国支援の実績の少ない団体等を対象): 29件
- ・草の根パートナー型(開発途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象): 58件

(草の根技術協力事業)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
実施件数	—	112件	153件 (37%増)	135件 (20%増)	144件 (29%増)

\* カッコ内は15年度実績に対する増減率を示す。

### 【草の根技術協力事業の実施事例】

カンボジア「小学校体育科指導書作成支援プロジェクト」(草の根パートナー型、実施団体:(特活)ハート・オブ・ゴールド)

本事業では、体育科の指導要領のないカンボジアにおいて、指導要領を作成し、カンボジアの子どもたちへの適切な体育教育の実現を目指し、体育科指導に関わる人材の育成および体育指導書、指導要領の作成支援を行っている。

カンボジアでは、体育やスポーツに関する情報が少なく、数十年前の資料がそのまま使われている。また、指導要領を作成するにあたっては、保健、体育、スポーツ教育のみならず、横断的な知識と経験も必要とされる。このため、本事業では、教育省関係各局、その他様々なカンボジア側有識者を招き入れた活動を展開している。

特に、本事業が終了した後も、教育省内のワーキング・グループを中心に自分達自身で指導書の改訂を行えるよう、行政官を対象としたワークショップや実践研修、協議会の設置等を行っている。また、指導要領や指導書作成の技術の移転のみならず、人材開発の視点から、その作成プロセスにカンボジア側関係者が主体的に関与し、共有していく過程も重視して進めている。

なお、本事業では、体育、スポーツ及び青少年育成事業の知見を持つ実施団体に加え、筑波大学や岡山県大学国際交流推進機構からもアドバイザーを迎え、それぞれの分野に係る技術的なアドバイスを得ており、NGOと大学

のそれぞれの知見を活かした好事例となっている。

### **3. その他の取組**

#### **(1) 市民参加の全国的拠点の整備と機能の拡充**

18年4月に開所したJICA地球ひろばは、機構が実施する市民参加協力事業の拠点となるとともに、市民が交流する場としての機能を担っている。開所以来、地域の団体の発意を活かし、市民が直接国際協力に携わる機会を広く提供するべく、セミナー、ワークショップ等の活動を積極的に支援している。また、体験ゾーン（展示スペース）や交流ゾーン（市民団体等への貸出スペース）の利用者数も相当程度に上っている（具体的な活動内容はNo. 20でも報告）。

#### **(2) 日系社会の人材育成**

中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域への貢献を目的として、日系研修員128人に対して本邦で技術研修を行った。また、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本人の中高年齢層（40～69歳）を日系社会シニアボランティアとして21人、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本人青年（20～39歳）を日系社会青年ボランティアとして18人派遣した。

## 小項目 No. 19 ボランティアの人材確保及びサポート

### 【中期計画】

(ii) 青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。

具体的には、

- 青年海外協力隊等については、適格人材の確保のために地方公共団体等組織を通じた募集や登録制度の積極的な活用を行い、また技術補完研修の充実を図る。サポートについては、医療及び交通安全対策の充実等を行う。さらに、国民の当該事業への参加を推進し、現職参加制度を充実させるとともに、特に帰国後の隊員については、その進路対策の充実について必要な措置を講ずる。

### 【年度計画】

イ.現職参加促進のため、参加促進の広報や関係機関への働きかけを引き続き行う。

ウ.登録制度の活用による登録者の派遣を引き続き促進する。

エ.短期・集合型の技術補完研修について、適格な人材確保につながるよう、内容の充実及び効率化の観点から引き続き見直しを進め、すべての見直しを完了する。

オ.ボランティア派遣国に対する健康管理員配置計画に基づく配置を行い、医療面の支援充実に努める。

カ.ボランティアの交通安全対策については、交通安全に関する啓発など必要な取り組みを総合的に行う。

キ. 帰国ボランティアの状況・ニーズに沿ったきめ細かい進路支援ができるように、各支援制度の見直し結果に基づき順次支援策の改善等を行う。また、事業評価の一環として実施する帰国ボランティアへのアンケート調査を通じて得られた結果をフィードバックしていく。

### 【当年度における取り組み】

青年海外協力隊等について、適格な人材の確保及び効果的な社会還元のため、文部科学省等とも連携して教員の現職参加を推進するとともに、より利用者のニーズに応じた登録制度の活用促進に努め、技術補完研修も短期・集合型の見直しをほぼ完了した。さらに、派遣者への医療・交通安全面でのサポート体制を引き続き充実させた。また、帰国後の隊員については、セミナーや研修を充実させて、受講者から好評を得るとともに、ハローワークや地方公共団体とも協力し、進路対策の充実に取り組んだ。

## 1. 適格な人材の確保

### (1) 地方公共団体等を通じた募集

青年海外協力隊等のボランティア事業への参加により得られる異文化体験は、特に現職の教員にとっては、帰国後の生徒に対する影響やインパクトの点で大きな意味を持っており、全都道府県及び政令指定都市の教育委員会に働きかけ、現職教員の参加促進に取り組んできた。

具体的には、①文部科学省とともに都道府県教育委員会を訪問し、現職参加に関する教育委員会の対応についてのアンケート及びヒアリングを実施し、現状及び課題を調査した。②文部科学

省と協力して、派遣中の現職教員に対して大学等による情報提供や教材開発等の支援を行うシステムを構築した。③さらに、現職教員の帰国報告会を文部科学省、筑波大学などと共催し、全国から参加した200名以上の教員関係者に隊員の現地及び帰国後の様々な活動を紹介することができた。

報道、広報の面では、10月にNHKの「土曜フォーラム」で1時間番組として理数科教員（現職教員）の特集が放映された。また、6月にNHK「福祉ネットワーク」でエイズ対策分野で活動した現職教員の事例が紹介された。テレビ朝日の番組では、現職教員が指導するバヌアツの生徒が「30人31脚」で登場し、開発途上国における現職教員隊員の活動の様子を映像で広く伝えることができた。JICAボランティアに関する情報を主として取り扱っている機関紙「クロスロード」においても、毎号「日本の生徒たちへの手紙」という現職教員によるコラムを設け、公立学校の生徒と教員のやりとりを紹介したほか、全国の小・中・高校で購読されている日本教育新聞及び教育新聞が現職教員帰国報告会を取材、報道した。

こうした取組の結果、文部科学省から推薦された現職教員は167名、合格者84名となった。

また、現職公務員、現職教員のボランティア参加に対する教育委員会や自治体関係者の理解を促進すべく「地方自治体JICAボランティア理解促進調査団」を2回派遣し、兵庫県、茨城県の教育委員会、自治体の参加を得て、平成19年度の現職派遣枠や帰国隊員採用制度の新設に前向きな反応が得られた。この他、地方公共団体の国際課と協力して全国で実施した留守家族懇談会では、教員の協力隊への参加の意義や重要性を説明するとともに、現在派遣されている教員の留守家族に対して、活動状況や支援体制などを説明し、きめ細かな情報提供を行った。

## （２）登録者の確保

多くの希望者に参加の可能性を広げることを趣旨として、応募者のうち、選考試験で優秀な成績を修めながら、より適任の応募者が他にいた場合や、応募者の希望する職種の中で適合する要請がないために合格とならない者を登録する「登録制度」を設置している。18年度は登録期間を6カ月とし、在外事務所を通じて登録者向けの要請開拓にも引き続き努めている。

登録者は、14年度の339人から、17年度は614人まで増加したが、急激な増加は、登録者に追加合格の期待を抱かせながら実際には応えられないケースの増加にも繋がると考えられる。むしろ希望者に対するサービスの低下となる懸念などから、18年度は373人（14年度比10%増）の水準を目標とすることを再確認し業務を行った結果、実績として399人（18%増）の登録者を確保した。

なお、18年度春募集においては、登録者226人のうち、53人が合格した。秋募集登録者の要請開拓は18年度末から19年度前半にかけて実施する。

（青年海外協力隊等）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
登録者数	339人	429人 (27%増)	440人 (30%増)	614人 (81%増)	399人 (18%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

### （３）技術補完研修の充実

青年海外協力隊選考合格者のうち、基礎的な知識、技能はあるが実務経験が少ない者について、現場での活動に必要な知識、技能、経験を補完的に習得させることを目的として、技術補完研修を実施している。１８年度は、１７年度に引き続き短期・集合型研修コースを中心に見直しを行うとともに、個別長期研修の効率化や、技術補完研修全体の評価システムの向上を図る取組を実施した。１７年度「ボランティア事業評価報告書（１８年４月）」では、分野によってばらつきがあるが、研修を受講したボランティアの８５％が同研修について「よい」または「非常によい」と評価している。

#### ア．短期・集合型研修コース（２５コース）

全２５コースのうち、１３コースについては１７年度までに見直しを終了しており、１８年度は残り１２コースを見直した。

「自動車整備」については、受講者の持っている技術力にマッチするように、能力別コースを設置した。「理数科教師」等３コースについては、研修期間や内容を見直し、質を維持しつつ短縮化を図った。また、「栄養士」等３コースについては、応募者の技能に応じた選択受講とし、「プログラムオフィサー」については、研修内容が類似する「普及法」（１５年度に見直し済）に統合した。「電子機器」等４コースについては、効率的な研修内容に向けた見直しにつき研修実施機関との間で協議を継続している。

#### イ．個別長期研修

「野菜」は栽培期間の関係から個別研修の中で最も長期間にわたる研修となるが、経費積算方法等を見直し、研修経費の効率化を実現した。また、「日本語教師」について、研修実施機関の変更も含め見直しを行い、研修期間に占める実習期間を増加させた効率的な研修内容とした。

#### ウ．補完研修の評価システム

補完研修の結果については、これまで評価の仕組みが確立されていなかったが、研修内容を指示する技術専門委員が研修の習得状況を確認する仕組みとして「評価シート」を導入した。ボランティアの提出する研修報告に対して、専門委員の所見をボランティアにフィードバックすることで、各自の弱点、今後の活動における技術的な留意点がボランティアに具体的に理解されるようになった。

## ２．医療及び交通安全対策の充実

### （１）ボランティア派遣国に対する健康管理員の配置及び医療面の支援

機構関係者の在外における健康管理支援を強化するため、１８年度においては南アフリカ、ジャマイカ、ウガンダ及びウズベキスタンに新規の在外健康管理員を配置することとし（うち２名は１９年度第１四半期中に派遣予定）、４１カ国に在外健康管理員を派遣する体制を整えた。これにより兼轄国を含めて９１カ国（ボランティア派遣国６６カ国）をカバーしている。また、顧問医や看護師等が現地へ赴き、派遣中の専門家、ボランティア等の健康に関する相談を受け付ける在外医療相談調査団を４チーム派遣した（①南アフリカ、モザンビーク、マダガスカル、②カメルーン、シエラレオネ、③ミクロネシア、マーシャル諸島、④ウズベキスタン、キルギス共和国）。

## (2) ボランティアの交通安全対策及び啓発

車両を運転する機会があるシニア海外ボランティアに対する安全対策の強化として、派遣国54カ国中26カ国にシニア海外ボランティアの交通安全委員会が設置されるとともに、シニア海外ボランティアを対象とした在外事務所主催の交通安全に関する会合が43カ国で開催された(うち30カ国で18年度に2回以上を開催)。

なお、シニア海外ボランティア交通安全委員会が設置されていない国においても、青年海外協力隊員の交通安全委員会などへの参加を促し、24カ国で協力隊員との合同プログラムを実施した。また、交通安全巡回指導調査団を①パキスタン、ラオス、②ガーナ、ウガンダに派遣した。その際周辺国のボランティア調整員に対する講習も併せて行なった。この他に、機関紙に掲載する交通安全標語の募集、派遣前訓練の単車運転実技講習の意義の周知徹底や補講の実施、ボランティアや調整員などの派遣前訓練や研修における交通安全講座の実施等、各種取組を行った。

## 3. 参加環境の改善

帰国隊員に対する進路対策支援の充実のため、関係者の協力も得つつ、以下の取組を行った。

### ア. 進路開拓支援セミナーの改善

テーマ別に13回実施し、331名の出席を得た。帰国ボランティアからは、各分野の実務者の話を聞くことは実践的で有益であるとの評価を受けている(アンケートの結果、各講義に対する「参考になった」以上の評価は平均で9割を超え、高い満足度が示されている)。8月からは、テレビ会議システムによる国内機関への配信を開始し、地方在住者の参加機会を拡大した。特に、演習中心の「ビジネスマナー編」は、当初テレビ会議での参加は困難として配信対象外としていたが、講義内容、手法の見直しを行い、下半期にはテレビ会議による講義に改編し、好評であった。さらに、全講義の録画ビデオを帰国隊員向けの資料閲覧室に配置し、自由な視聴学習ができるようにした。隊員の帰国が集中する時期には、下記イ.の帰国時プログラムの一環として特別に設置した「キャリアパス特別研修」中でも録画ビデオを活用した。

なお、最終回(第13回)は、ハローワーク渋谷との一部共催とし、ハローワークが行う「青年海外協力隊就労支援事業」による「企業説明会」としてハローワークが企画を担当しつつ、機構は開催場所の提供と参加者の募集に協力した。隊員経験者に関心のある企業にとって直接の求人場になるとともに、隊員にとっては実業の中でのボランティア経験の活用の実際について理解する良い機会となった。

### イ. 「キャリアパス特別研修」の新規実施

7、12、1月の帰国集中時に、帰国時プログラムの一つであるキャリアパス研修(任意・選択性)に加え、特別プログラムを実施した。新たに実施した講義「協力隊経験を伝える」は、就職活動においても役立つプレゼンテーションスキルの強化を狙いつつ、社会還元の視点も取りこんだ内容で構成した。下半期には、警視庁との連携により、5回にわたる「警視庁警察官採用」特別プログラムを実施し、受講者22名のうち6名が実際に採用試験を受験した。他にも、進路検討の選択肢を増やす上で、国際協力分野での活動を希望する人向けに「国際協力のキャリアの中

でのNGOの位置付け」講座を設置した。また、教員志望者・志願者増の動きも踏まえて、埼玉県教育委員会から出向研修中の機構職員（教員）を講師とする「国際協力経験を教育現場で活かす」講座を開催した。

#### ウ．協力隊経験者の特別採用

地方自治体への継続的な働きかけ等により、教員採用試験では、16年度より協力隊経験者の特別採用制度が導入された京都市に加え、18年度には社会人経験や国際貢献活動を評価に加えた特別選考制度として長野県、富山県でも協力隊活動経験を応募の資格要件とする選考が導入されるとともに、愛媛県では協力隊経験者に対する1次試験での特別加点制度が導入され、これら合計で19名が採用された。協力隊を終えて、教員に奉職するボランティア本人に大きな充実感と積極的な姿勢が見られ、採用側である各教育委員会からの評価も高い。

また、横浜市の社会人採用制度について、機構が設計段階から協力し、「横浜市職員採用（社会人）」に協力隊経験者も念頭に置いた「国際貢献活動・NPO活動経験者」の特別採用枠が設定され、62名の応募者から11名が採用となった。

#### エ．厚生労働省による青年海外協力隊就労支援事業との連携（ハローワーク渋谷との連携強化）

上記ア．のセミナーに加え、「進路希望票」（111名分）を事前送付することでハローワーク側から個別の求人情報の提供を受けた。

## 小項目 No. 20 草の根技術協力事業に対する国民の参加支援

### 【中期計画】

(iii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、

- 幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努める。
- 国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。
- 手続きの簡素化・迅速化のため、応募受付や経理処理等における事務合理化を行う。

さらに、地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業を推進する。

また、国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国际協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。

### 【年度計画】

- ア. 草の根技術協力については、国民の発意を積極的に支援するため、質の高い案件実施に努める。
- イ. 幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるように、募集要項等の資料を活用しながらわかりやすい事業の説明に努める。また、事業を紹介するホームページについて、閲覧者からの意見をもとに、紹介事例の充実等内容の改善、充実を図る。
- ウ. NGO等の活動に役立つ途上国の情報を引き続き整備し、ホームページ上で公開するとともに、活動報告会等を積極的に開催する。
- エ. 手続きの簡素化・迅速化のため、NGO-JICA連携事業検討会等様々な機会を通じてNGO等との対話を行ない、これまでに導入した合理化策の一層の定着を図る。
- オ. 地域奉仕団体等、様々な団体・個人の国際協力の試みに対する支援を行うため、国際協力推進員をニーズの高い自治体へ配置し、また、NGO-JICA ジャパンデスクの設置及び市民参加協力事業の推進を図る。
- カ. 国際協力の経験者がその体験を国民に還元する活動について、ホームページ上等での広報を拡充する。出前講座については、質の向上に努めながら、引き続き積極的に行う。
- キ. 地域に密着した活動を推進するため、国内機関と自治体、国際交流協会、NGO等とで共催する事業については、質の向上に努めながら、より多くの市民の参加を促す。



## 【当年度における取り組み】

草の根技術協力事業について、幅広い参加を得るためウェブページを通じた各種情報提供を強化した。また、NGO-JICAジャパンデスクの設置を着実に進めるなど、様々な団体・個人の国際協力の取組に対する側面的な支援を充実させた。さらに、自治体や国際交流協会等との共催により、地域に密着した活動の推進に取り組むとともに、市民によるJICA地球ひろばの活用を促進した。

### 1. 草の根技術協力事業にかかる説明・相談等

草の根技術協力事業に係るウェブページについて、わかりやすい説明や情報提供に向けて以下の取組を行った。

- ・平成18年度は、ウェブページに新たに23件の事例を掲載（計128件）するとともに、7件、169枚の写真（計38件、560枚）を掲載して事業内容をよりわかりやすく説明した。
- ・実施団体のホームページへのリンクを2団体追加した（計66団体）。さらに、本事業に係る閲覧者の理解促進のため、募集要項、様式集及び実施の手引きを改訂し、ウェブページも併せて更新した。
- ・本事業の最新情報を常時ウェブページで確認できるよう、採択内定案件31件（計403件）、実施中案件34件（計117件）、事業終了案件46件（計295件）の一覧を掲載した。
- ・現場の様子がわかりやすいと好評の「プロジェクトマネージャーの一日」に加えて、新設コーナー「見てみて！草の根（ちょっといい話）」を立ち上げた。

以上の取組の結果、18年度の草の根技術協力事業及びNGOとの連携事業を掲載した「市民参加」のページのアクセス総数は、51万件（17年度54万件）となり、引き続き50万件を超えるアクセスが得られた。

また、18年度は、草の根技術協力事業に対する理解を促進するため、募集広報用ビデオを製作した。

### 2. 草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供

草の根技術協力事業の実施に係る相手国からの了承取付け方法、相手国におけるNGO登録等の要否、これらの手続きのための概ねの所要期間等、協力を実施する上で必要な最新情報について、実際に案件を実施する過程で得た経験も含めて取りまとめ、順次、ウェブページに掲載した。情報を整備した国は、次のとおり31カ国（14年度比31カ国増、17年度比2カ国増）まで拡大した。

インドネシア、カンボジア、タイ、東ティモール、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、インド、ウズベキスタン、スリランカ、中国、ネパール、パキスタン、パプ

アニューギニア、バングラデシュ、モンゴル、ブラジル、ペルー、メキシコ、アフガニスタン、エチオピア、ケニア、ザンビア、南アフリカ共和国、ヨルダン、ソロモン、パラオ、トンガ、ホンジュラス

※下線は18年度に情報を整備した国を示す。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
HP上に情報を掲載している国数	0カ国	11カ国 (11カ国増)	20カ国 (20カ国増)	29カ国 (29カ国増)	31カ国 (31カ国増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

### 3. 草の根技術協力事業の事務合理化

草の根技術協力事業の手続きについては、16年度のNGO-JICA連携事業検討会において、NGO側からの77の提言について意見交換及び課題整理を行い、これに沿って順次事務合理化を進めてきている。さらに、これまでに提出された事業報告書からの提言の抽出、分析も進めている。

また、草の根協力支援型（開発途上国支援の実績の少ない団体等を対象）については、18年11月に標準工程表を導入するとともに、有識者からのコメント取付けに係る日数を短縮した。

### 4. 国際協力の試みに対する支援体制の充実等

#### (1) 国内外の支援体制の充実

##### 1) 国内における支援体制の充実

国際協力推進員は、国際協力事業に対する国民の理解の増進と国民参加型協力の促進を図るため、全国都道府県や政令指定都市などの地域国際化協会に配置され、機構が実施する事業に対する支援のほか、広報及び啓発活動の推進、自治体の国際協力事業との連携促進等に関する業務を行っている。

国際協力推進員については、18年度にこれまでの配置実績、活動状況、今後の市民参加協力事業のニーズ等を踏まえ、必要とされる全国的な配置体制を見直し、19年度から政令指定都市となることが決定していた浜松市への新規配置を行うこととした。その結果、18年度までに57自治体（14年度比12自治体増）への配置を完了し、効率的な体制を構築した。

(国際協力推進員)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
配置自治体数	45自治体	51自治体 (13%増)	53自治体 (18%増)	56自治体 (24%増)	57自治体 (27%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

### 〈国際協力推進員の活動事例〉

#### 【栃木県における開発教育支援】

JICA国際理解教育支援プログラム～授業実践集2006 in 栃木  
国際理解教育実践セミナー～参加型で広がる国際理解

栃木県では、国際協力推進員がその活動を通じ情報収集した具体的事例や県内のJICA開発教育支援事業の優良事例を基に、学校の授業ですぐに使える開発教育支援実践集を作成するとともに、同実践集を用いた「国際理解教育実践セミナー」を開催した。

実践集は、県国際課、県及び市町村教育委員会、教育事務所、学校長の協力を得て「国際理解教育実践セミナー～参加型学習で広がる国際理解」の案内とともに県内の各学校に配布され、国際理解教育実践集に関心を持った多くの教員がセミナーに参加することとなった。

本セミナーは、18年度教師海外研修に参加した教員4名をワークショップのファシリテーターとし、教員による教員への開発教育の実践指導とした。参加型のワークショップや教員自身による実践指導に刺激を受けた参加者からは「実践集を参考にJICAの開発教育支援メニューを学校でもっと活用したい」、「自分も教師海外研修に参加したい」などの声も聞かれ、県内教育関係者の開発教育への関心を高める契機となった。

## 2) 海外における支援体制の充実

NGO-JICAジャパンデスクは、本邦NGOの現地活動支援とNGO-JICA連携事業の強化を図る目的で設置され、現地の法律・制度や社会情勢、援助の状況等の情報収集及び提供、ニュースレターの発刊やパンフレット、ウェブページの作成、人材リソース情報の整備やセミナー等を通じた交流等を行っている。さらに、現地NGOとの窓口機能を果たしている国もあり、その役割も広がりを見せている。例えば、カンボジア、ネパール、インドでは、現地NGOも巻き込んだワークショップや視察などの活動も行っている。

18年度は、これまで設置国の少なかったアフリカ地域を重点とし、セネガル、マリ、ガーナ、タンザニア、ザンビアの5カ国での設置を決定した。設置国数は、14年度実績5カ国に対して20カ国増の25カ国となった。

(NGO-JICA ジャパンデスク)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
設置国数	5カ国	17カ国 (12カ国増)	19カ国 (14カ国増)	20カ国 (15カ国増)	25カ国 (20カ国増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

## (2) 市民参加協力支援事業の推進

機構は、国内各地において地域の団体の発意を活かし、市民が直接国際協力に携わる新たな機

会を提供するため、セミナー、ワークショップその他の活動を支援する市民参加協力支援事業を行っている。18年度も自治体等と連携して299件を実施した。

**【山形市 地球の文化祭】**

18年10月7日、山形市七日町の「ほっとなる広場」他において、地球の文化祭実行委員会及び（特活）国際ボランティアセンター山形主催、JICA東北共催による「第4回地球の文化祭」が開催され、約12,000人（主催団体推計）が来場した。

本イベントは、多くの地域市民が国際協力・国際交流の活動や異文化に触れる機会を提供するとともに、国際協力や国際交流に関わる様々な団体の情報発信及び情報交換を推進することを目的として4年前から実施されている。当日は、参加団体による写真パネル展（「世界とつながる国際協力写真展」等）や活動紹介・報告（「青年の船」事業に参加した山形の青年による報告等）、フェア・トレード商品の販売等が行われ、多様な文化の紹介や交流の場となった。また、JICAブースでは、JICAfe\*（ジャイカフェ）と青年海外協力隊の応募相談コーナーを設置した。雨にもかかわらず多くの人々が訪れ、様々な質問に協力隊のOB・OGが対応した。

本イベントの開催に当たっては、県内外の国際協力NGOを含む38団体に加え、150名にも及ぶ市民・学生ボランティアが参加し、地域市民が作り上げたまさに市民参加型のイベントとなった。来場者のアンケートでも「初めて参加したが世界を身近に感じた」、「発表で聞いたイラクの現状が印象に残った」といった声が聞かれ、来場者のみならず参加団体やボランティアにとっても、国際協力や国際交流の新たな「つながり」を発見する機会となった。

\*開発途上国産のコーヒーやお茶などを提供しながら、JICA活動の紹介パネル等を見ていただき、機構の活動や国際協力について理解を深めていただくコーナー。

**5. 国際協力の体験を還元する機会の充実等**

**（1）国際協力の体験を還元する機会の充実**

職員、ボランティアや専門家の経験者、研修員等を教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生や教員などの市民に伝える「国際協力出前講座」を推進し、18年度は2,227件（14年度比15%増）を実施した。（詳細については小項目No. 21 1.（1）に掲載）

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
出前講座数	1,937件	2,100件 (8%増)	2,191件 (13%増)	2,174件 (12%増)	2,227件 (15%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

## (2) 地域に密着した活動の推進

国内各地で機構の国内機関と地方自治体、国際交流協会、NGO等との関係を強化し、これら団体との共催や後援として協力することにより、市民講座や研修などの各種事業を支援した。18年度は448件の共催事業を実施した。

### 【JICA地球ひろばの活用】

18年4月に開所したJICA地球ひろば（広尾センター）は、機構が実施する市民参加協力事業の拠点としての機能に加え、市民が交流する場としての「ひろば」機能も担っている。18年度の主な利用実績は以下のとおり。

- 体験ゾーン（展示スペース）では「人間の安全保障」に関する基本展示のほか、環境、アフリカ、砂漠化防止、教育等の企画展示を行い、学生をはじめ多くの来訪者から好評を得ている。18年度の利用者数は約23,000人であった。
- 交流ゾーン（セミナールーム等の使用）の利用者は延べ43,000人（延べ350団体）に上った。
- 地球ひろば主催のイベントは50件、市民団体主催の展示は31件、その他セミナー、報告会等が約320件実施された。これらには、関西に拠点を置くNGOの報告会も含まれており、地域のNGOの全国向け発信の場としても活用されている。NGO側からは、「地球ひろばの開設により、自らの活動に係る情報発信やネットワーク構築が容易になった」といったコメントが寄せられている。
- 8月に在京アフリカ大使館によるアフリカの文化や自然を紹介する展示が行われるなど、海外の機関の利用も始まっている。また、10月には、英国国際開発省（DFID）及び国際NGOとの共催により、公開シンポジウム「2005年グレンイーグルズサミットから何を学べるか」を開催し、タンザニア、英国のNGO等の参加も得て、活発な議論が行われた。

## 小項目 No. 21 開発教育支援

### 【中期計画】

(iv) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、

- 講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を強化する。
- 開発教育において重要な役割をになう教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを充実させる。

### 【年度計画】

- ア. 教育現場への講師の派遣に当たっては、講義内容の標準化・体系化を行うなど質の向上に努め、引き続き積極的に行う。
- イ. 国内機関の訪問を希望する学校について、訪問による学習効果に留意しつつ引き続き積極的に対応する。
- ウ. 教育現場における開発教育に関するニーズに対応するため、開発課題に関するホームページ上の教材及び情報の提供を引き続き充実させるとともに、教育現場での事例をより積極的に収集・提供し、ホームページを利用しやすい内容に改善する。
- エ. 開発課題等への理解を促進するため、機構が実施する教師海外研修、青年海外協力隊現職教員派遣等への参加者の活動をフォローアップし、開発教育支援事業の一環として地域毎に実施される教員向けプログラムについて内容の改善を図る。

### 【当年度における取り組み】

平成18年4月に開所したJICA地球ひろばでは、修学旅行等で多くの学生を受け入れるとともに、ウェブページを開設し開発教育に関する情報提供を一元的に実施し、アクセス数が大幅に増加した。また、教師海外研修に参加した教員によるネットワーク作りの支援を通じて、開発教育の面的拡がりや質の向上を図った。開発教育の裾野拡大の観点から、開発教育指導者研修についてNGOとの共催により一般の参加者も受け入れた結果、参加者数は大幅に増加した。

## 1. 教育現場との連携強化

### (1) 国際協力経験者による体験の還元

職員、ボランティアや専門家の経験者、研修員等を教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生や教員などの市民に伝える「国際協力出前講座」を推進し、18年度は2,227件(14年度比15%増)を実施した。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
出前講座数	1,937件	2,100件 (8%増)	2,191件 (13%増)	2,174件 (12%増)	2,227件 (15%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

また、18年度は、マルチメディア教材の一つとして、本講座の紹介CDを製作した。19年

度以降、国内機関を通じて全国の中学校・高等学校への配布を予定しており、受講者の裾野拡大とともに、開発教育の効果の面でも講座の前後に行う校内学習に活用されることが期待される。

併せて、出前講座の講師強化に向けた取組を実施した。帰国後の青年海外協力隊員や日系社会青年ボランティアは講師となる機会が最も多いため、帰国時オリエンテーションにおいて、開発途上国での経験を如何に社会還元するか、またその還元のための活動上の工夫やアイデアについての講義を実施した（325件実施）。特に現職教員隊員は、学校現場での開発教育の実践者として高く期待されており、18年度は現職教員隊員を対象として、開発教育の視点をより強調した特別プログラムを実施した。また、これら帰国時オリエンテーションとは別に、帰国隊員の就職活動を支援する観点から、講師スキル向上に特化した講義を「進路対策支援セミナー」の一環としても行った。

## （２）本部・国内機関での学生・生徒への対応

国内機関等への学生等の訪問に際し、職員やボランティア経験者、開発途上国からの研修員が、業務の説明や開発途上国の現状等を説明している。18年度の実績としては1,081校（14年度比238校増）の訪問があり、14年度の843校に比して28%増となった。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
本部・国内機関を訪問した学校数	843校	873校 (4%増)	915校 (9%増)	1,115校 (32%増)	1,081校 (28%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

なお、18年度は市民参加協力の拠点として開所したJICA地球ひろばに、修学旅行等で多くの学生・生徒が訪れた。地球ひろばでは、「体験ゾーン」と呼ぶ常設の展示スペースを設け、来場者は、開発途上国での国際協力の経験をもつ「地球案内人」の説明を受けながら、展示を自由に「見て、聞いて、触れて」体感できるようにしている。この「体験ゾーン」のみに来場した場合、職員等による説明・講義を受けた訪問学校件数に含めていないが、地球ひろばへの訪問者数は6,789人に上り、地球ひろばを含めた本部・国内機関の訪問者数も大幅に増加した（18年度27,620人）。

## （３）開発教育に関する情報提供の充実

18年10月にJICA地球ひろばのウェブページを開設し、その中で開発教育に関する情報を提供している。JICAトップページの「みんなで学ぼう」からリンクさせたところ、アクセス数が大幅に増加し、103,789件（9月末までの「クラスルーム」アクセス数31,637件に10月以降の地球ひろばウェブページアクセス数72,152件を加えた合計数）となり、14年度実績48,204件に比して115%増となった。また、18年度は「ぼくら地球調査隊」（環境、人口問題、貧困等の地球上の様々な問題を紹介し、自分たちに何ができるのかを学ぶことができる教材コンテンツ）の最新シリーズ「ゴミだらけの地球にしないために」を製作し、ウェブページ上で公開した。

(開発教育に関する JICA ホームページ)	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
アクセス数	48,204 件	55,615 件 (15%増)	58,082 件 (20%増)	59,650 件 (24%増)	103,789 件 (115%増)

\*カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

## 2. 開発課題等への理解の促進

### (1) 教員の国際協力現場の理解促進

機構は、教員が国際協力の現場を訪れて、開発途上国の抱える問題への理解を深め、開発教育に役立てるために、小学校、中学校及び高校の教員を対象にした教師海外研修を実施している（日当・宿泊費等、派遣費用の一部は本人負担）。18年度も、文部科学省から各都道府県の教育委員会に対して本研修を周知・推奨する文書が発出されるなど、文部科学省との連携強化も図りつつ、本事業の質の向上の観点から、開発教育NGOへの委託型コース、開発教育NGOや開発教育に関する知見を有するファシリテーターが同行するコース（地球ひろば、大阪、中部、中国、兵庫及び四国の各国内機関が所管）を実施した。さらに、参加者同士のネットワーク作りを進めた結果、研修終了後もネットワークを通じた情報交換が行われ、学びがさらに深まることにより、各々参加者が勤務先で質の高い授業を実践することに繋がった。

また、従来県別に実施してきた「実践報告会」に加え、18年度は地球ひろばにおいて、7都府県合同の報告会を実施した。報告会では、関心のある教員を中心に海外研修参加者以外の参加があったほか、派遣国のJICA事務所とテレビ会議システムを通じて事務所へのフィードバックも行われた。

18年度の国際協力現場への教員派遣数は、154名（計18チーム）の派遣となり、15年度実績126名（計9チーム）に比して22%増となった。

(国際協力現場への派遣)	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
教員数	89人**	126人	191人 (52%増)	153人 (21%増)	154人 (22%増)

\*カッコ内は 15 年度実績に対する増減率を示す。

\*\*14 年度は小学校教員を対象としていない。

### (2) 開発教育指導者への研修の拡充

機構の国内機関では、開発教育で重要な役割を担う学校教員等を対象として、授業で開発教育を実践するための各種研修やワークショップ等を実施している。

開発教育の裾野拡大の観点から、受講者を教員に限定せず、NGOとの共催により一般の参加者を募集した。また、17年度に引き続き、出前講座の要請やエッセイコンテストの応募状況を踏まえ、開発教育に積極的に取り組む学校や教師海外研修の参加者に対して受講の勧奨を行った。その結果、18年度の開発教育指導者向け研修の参加者数は、5,146名（14年度比3,652名増、17年度比795名増）と、14年度実績比で244%増と大幅に増加した。

内容面では、教師海外研修を本研修の一部として双方を関連させた構成にしたり、教師海外研



修で作成した教材を紹介したほか、研修を複数回で実施して理解を深めるなどの取組も行った。

(開発教育指導者への研修)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
研修参加人数	1,494人	2,118人 (42%増)	2,656人 (78%増)	4,351人 (191%増)	5,146人 (244%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

## (二)海外移住（法第13条第1項第4号）

### 小項目 No. 22 海外移住者に対する支援

#### 【中期計画】

本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。

#### 【年度計画】

本事業については、移住者の定着・安定化を見つつ、引き続き高齢者福祉・日本語教育を含む人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。

#### 【当年度における取り組み】

平成17年度に引き続き高齢者福祉および日本語教育を中心とした人材育成事業の重点化を図るとともに、ドミニカ共和国移住者への特別支援策を実施した。また、一般の経済・技術協力の枠組のなかで日系社会の支援を合わせて行っていくため、経済・技術協力事業との連携を進めた。海外移住資料館の利用も順調に増加している。

### 1. 事業の重点的な取組

18年度海外移住関係費の総額は502百万円であり、17年度予算（525百万円）比4.3%減と引き続き減少傾向にある。その中でも高齢者福祉と人材育成（日本語教育を含む）に重点を置き、日系団体への助成事業や日系社会リーダー育成事業などを実施している。

また、ドミニカ共和国移住者への特別支援策として、高齢者医療衛生対策、学生寮改修事業及び大学生奨学基金への助成（以上、援助指導事業として日系団体へ助成）並びに若手リーダー短期本邦研修（人材育成事業）を実施した。

#### ア. 援助指導事業での取組

移住事業のコアの部分である援助指導事業（営農普及、医療衛生、教育文化及び施設等整備の4事業）は、主に日系団体への助成を通じ実施した。

援助指導事業においては、高齢者福祉対策を中心とする医療衛生事業と日本語教育を中心とする教育文化事業の一層の重点化を図り、ドミニカ共和国移住者に対する特別支援策（高齢者医療衛生対策）を含めて同事業の割合は77.2%（事業費実績121百万円）となった（特別支援を除いた場合89.6%、事業費実績118百万円）。

具体的な事業内容は、ブラジルにおいては高齢移住者・日系人向けの巡回診療サービスへの支援を継続するとともに、17年度に引き続きアルゼンチンで、高齢移住者への生活困窮者訪問調査事業を行う日系福祉団体への支援を行った。また、パラグアイ、ブラジルにおいて、持続的な日本語教育の発展のために、現地日本語教師の合同研修に教師謝金等経費を集中するなどの見直

しを継続して行っている。

#### イ. 人材育成事業での取組

日系社会リーダー育成については、わが国での修士号取得を目的として来日する日系人留学生を対象とした支援を行っており、本年度は新規に14人を受け入れた。

ドミニカ共和国移住者に対する特別支援策として、若手リーダー3名を短期本邦研修として受け入れた。

また、日系人中学生を本邦に招聘し、中学校での体験入学、日本人家庭でのホームステイ等のプログラムを行う日本語学校生徒研修は、日系子弟のアイデンティティー形成等の観点からも日系社会の評価が高く、18年度は49人を受け入れた。

## **2. 経済・技術協力との連携**

経済・技術協力の枠組の中で日系社会の支援を併せて行っていくことを目的として、以下の協力を行っている。

ア. ドミニカ共和国、パラグアイ、ブラジル、ボリビアにおいて、日系社会も裨益する農業、保健医療等分野の事業を11件実施している。

イ. 中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日系研修員を128人受け入れ、技術研修を行った。

ウ. 中南米の日系社会を対象に、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本の中高齢層（40～69歳）を日系社会シニアボランティアとして21人、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本の青年（20～39歳）を日系社会青年ボランティアとして18人派遣した。

## **3. その他の取組**

横浜国際センター海外移住資料館（14年10月開館）の運営に当たっては、常設展示に加え、企画展等を実施して、海外移住の歴史や日系社会の現状等に関する国民への啓発を行っている。特に、教育機関に対し青少年層に対する開発教育の一環として同資料館の活用を働きかけている。18年度は、入館者が30,039人となり、17年度（25,389人）と比較し約18%増となった。また、資料館ホームページのアクセス数は、17年度621,996件から18年度2,271,672件となり、約265%増となっている。

## (木)災害援助等協力事業（法第13条第1項第5号及び第2項）

### 小項目 No. 23 災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施

#### 【中期計画】

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

(i) 緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。

(ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被供与国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。

#### 【年度計画】

##### (1) 緊急援助隊派遣

ア. 携行機材電子備蓄台帳について、平成17年度の利用実績を踏まえ改善を行う。

イ. 緊急援助隊の派遣については、外務省の指示を受けてから日本を出発するまでに要する時間が、救助チームに関しては24時間以内、医療チームに関しては48時間以内の派遣とする。オペレーション実施時にチャーター便の利用の可能性も検討しつつ最も迅速な派遣を目指したオペレーションの実施を行う。

ウ. 救助チームの訓練、医療チームの研修について、17年度に開始した合同訓練や急性期対応の研修等の取り組みを更に強化・充実させる。

##### (2) 緊急援助物資供与

ア. 平成17年度に設置したヨハネスブルク、フランクフルト倉庫の運用状況を確認し、各倉庫からの物資供与についてさらに強化・改善するべき点を検討する。

また、被災者のニーズに適合し、緊急援助フェーズから復旧フェーズという災害サイクルに沿って継目のない支援となる物資供与のあり方に関する検討を行う。

イ. 緊急援助、とりわけ物資供与においては日本を中心としたNGOとの連携の可能性に絶えず配慮しつつ、効果的な援助を行う。

#### 【当年度における取り組み】

国際緊急援助隊の派遣については、チャーター機の利用を可能とする体制を立ち上げるとともに、必要機材・物資の備蓄と整備、隊員の訓練・研修等必要な準備に平時から取り組み、緊急援助活動を迅速かつ確実に実施した。緊急援助物資の供与についても平成17年度末に確立した4倉庫体制により効率的に実施した。また、NGO等との具体的な連携に向けた取組を行った。

## 1. 国際緊急援助隊の派遣

### (1) 緊急援助隊の迅速な派遣

18年度は5月27日に発生したインドネシアジャワ島中部地震災害に対して医療チーム26人を派遣命令発出後13時間で派遣した。(17年度に引き続き、迅速発動指標の達成率100%)

#### 【主務大臣命令後、派遣までに要した時間】

	派遣命令日時	成田出発日時	派遣までの時間
ジャワ島中部地震災害			
医療チーム	5月28日22:30	5月29日11:25	12時間55分

#### 【国際緊急援助隊医療チーム ジャワ島中部地震災害】

18年5月27日、インドネシアのジャワ島中部で発生した大地震により、死者約6,000名、負傷者約38,000人の被害が出たほか、家を無くした多くの被災者が困難な生活を強いられた。

地震発生後まもなく、日本は国際緊急援助隊医療チームを派遣。最大の被災地、パントゥールにて医療活動を行い、被災者に希望と大きな安心感を与えた。医療チームの診療テントには連日多くの患者が詰めかけ、診療者数は10日間で1,200人に上った。

今回26名が派遣された医療チームの隊員のほとんどが、普段は日本各地の医療機関で仕事をしている方々であり、災害発生後、JICA国際緊急援助隊事務局の呼びかけに応え参加意思を表明し、迅速な選考過程を経て被災地に派遣された。

また、18年度には、さらに迅速なチーム派遣を行うため、派遣の手段としてチャーター便の利用も選択できるように、日本航空及びエアチャーター社とチャーター便利用に関する覚書等を締結した。実際のチャーター便利用を想定したシミュレーションを日本航空及び関係者により実施し、必要な手続きと流れについて理解を共有するとともに、課題についても共通認識を得た。

さらに、携行機材の備蓄台帳の電子情報を活用し、インドネシアジャワ島中部地震では、パッキングリスト等をスムーズに作成し、迅速な通関に繋がった。また、過去に調達したヘリコプター関連機材についてオペレーション時に迅速に搬出入できるよう、消防庁とともに搬送方式の区分を明確にした上で、整理、保管した。

### (2) 研修・訓練の実施状況

18年度の研修・訓練実績は次のとおり

- ・ 救助関係者対象：総合訓練（1回・159人）
- ・ 医療関係者対象：導入研修（2回・85人）、中級研修（4回・516人）
- ・ 業務調整員研修（3回・96人）

救助関係者対象の総合訓練では、10月2～6日、兵庫県広域防災センターにおいて、実際に救助チームを構成する警察庁、消防庁、海上保安庁の参加の下、医療班との連携など医療関連の講義の充実等、内容を大幅に見直して過去最大規模で実施した。海外からも、JICA大阪で救急救助技術の研修を受けている9カ国からの研修員のほか、フィリピン、韓国等のレスキュー関係者計18名が実際の訓練に参加し、日本の救助チームの活動に対する理解と国際連携を促進できた。

医療チームの研修においては、導入研修では、発災から派遣、活動、撤収まで実際の災害を想定したシミュレーション方式でのより現実的かつ具体的な内容に特化した研修を実施し、中級研修では、17年度に見直した新カリキュラムに基づき、研修ニーズや重要度の高いテーマを抽出して分科会形式による実践的な研修を行った。さらに、災害現場における医療ニーズの高さに鑑み、18年度の医療チームの課題検討会において、救助チーム医療班向けの基礎研修を企画し、試行的に実施した（1回12人）。

## **2. 緊急援助物資供与**

### **(1) 適切な物資供与の実施と業務改善の状況**

18年度中の物資供与は11カ国に対し、計15件（約176百万円相当）の実績となった。

物資供与の実施にあたっては、災害の種類に応じて複数の情報源から情報収集と分析、ニーズ把握を行い、供与内容、数量、供与先機関を判断している。なお、備蓄物資の供与を基本とするとともに、物資供与の現地調達ガイドラインを定めて、現地に与える影響にも配慮しつつ現地調達を行っている。

また、供与物資の活用状況のフォローアップについては、引き続きモニタリング調査実施要領に基づき案件ごとに被災地を管轄する在外事務所及び在外公館などを通じて実施している。さらに、18年12月のフィリピン台風災害被害に対する物資供与に関して、外務省国際緊急援助室と共同で災害現場を本部（国際緊急援助隊事務局）職員が訪問し、物資の活用状況を確認した。

物資供与実施体制の強化については、17年度末に整備された在外4倉庫体制（マイアミ、シンガポール、ヨハネスブルグ、フランクフルト）について、輸送にかかる期間の短縮等期待どおり運用されていることを確認した。また、被災国側が被災状況に応じて適切な物資を選択できるように、備蓄物資の写真や仕様を記したカタログを12月に作成し、災害頻発地域の在外事務所に配布した。

### **(2) NGOとの連携の実施状況**

NGOのジャパン・プラットフォームと定期的な会合をもち、災害発生時の情報の発信、共有のための関係者間の連絡表を作成した。また、緊急物資援助を被災者に迅速に届け、効果をより高めることを目的としたNGOとの連携のフレームワークを策定中である。なお、5月のインドネシアジャワ島中部地震災害に対する物資供与では、ジャパン・プラットフォームと連携し、被災地で活動する日本のNGOを通じて物資を被災者に配布する可能性を探った。結果的に、被災国政府が迅速に物資配布を行っていることが日本のNGOを通じて確認されたため、当該オペレーションでは日本のNGOを通じた物資供与は実現しなかったが、このように日本のNGOと具

体的な協力の方向性を共有して活動を進めたことは、今後の連携の第一歩となった。

また、日本のNGO以外の組織との連携として、ジャワ島中部地震の際に、医療チームが診療した患者の搬送のため国際機関のIOM（International Organization for Migration、国際移住機関）が手配した救急車を活用する等の連携が行われ、効果的な援助の実施に繋がっている。

なお、大規模災害発生時に自衛隊部隊が派遣されるケースの増加傾向を踏まえて、オールジャパンとしての取組の強化を目指し、自衛隊と実務レベルの定期会合を開催し、相互理解の促進と情報共有を図っている。

## (へ)人材養成確保（法第13条第1項第6号）

### 小項目 No. 24 人材養成確保の充実

#### 【中期計画】

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。そのため、以下の措置を講ずる。

- 国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- ニーズに応じた弾力的な人材養成を行うため、専門家ニーズの把握に努めるとともに専門家養成研修の研修内容の見直しを行う。
- 人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、NGO人材育成プログラム、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

#### 【年度計画】

ア. 国際協力関連機関・団体と連携しつつ、引き続き「PARTNER」利用者、利用団体並びに情報提供件数の拡充、人材登録の勧奨に努める。特に多様化する援助ニーズに伴い不足する分野について、引き続き人材の登録を促進する。

また、現場の援助ニーズと有為な人材のよりの確かつ効率的なマッチングのために、既存の人材データベースとのリンクやキャリアガイダンス機能の一層の充実を図る。

イ. 平成17年度に策定した研修内容の見直し計画に基づき、研修コース等の所要の改編を行い、在外における援助の現場の知見や援助の各課題についての調査研究の成果を活かしながら、研修を実施する。また、技術協力案件の実施状況等により変化する専門家ニーズの動向及び研修成果の評価結果等に応じて、今後に向けた研修実施計画を策定する。

ウ. 人材育成を更に幅広く行うため、国際開発問題を専攻する大学院生などの人材を対象としたインターンの受入れを引き続き積極的に行う。

エ. NGOの人材育成に関しては、NGOスタッフ研修(NGO人材育成研修)、NGO-JICA相互研修等各種研修について、NGO職員とJICA職員が共同で計画・実施し、引き続き、質の向上に努める。また、その際、NGO関係者等市民がより主体的に国際協力を計画・立案する能力を高めていくことに留意しつつ実施していく。

オ. 国内機関を通じて、地域の大学との連携講座の推進を図るとともに、質的向上を図る。

#### 【当年度における取り組み】

国際協力人材の確保及びマッチングの促進の観点から、国際協力人材センターの専用ホームページ「PARTNER」の利用者を増やすとともに、キャリアガイダンス機能を強化した。また、専門家派遣前研修のカリキュラムの刷新、従来の専門家養成研修を改編し、即戦力人材への能力付加型研修である「能力強化研修」の設置を行った。さらに、インターン受入を始め、大学やNGOと連携した人材養成に取り組んだ。



## 1. 国際協力人材センターによる専門家人材の公募、登録の推進

### (1) 国際協力人材センターの情報提供、相談業務の実施状況

国際協力人材センターでは専用ホームページ「PARTNER」を通じた情報提供を進め、利用者数も後述のとおり順調に推移している。

また、JICA事業を始めとする国際協力への参画を目指す人へのキャリアガイダンス機能の強化に引き続き取り組んでおり、8月にはキャリア相談員による人材登録者向けの面談サービスを開始した。こうした面談サービスでは、事業の現場で求められる資質や能力、そのために望ましい実務経験などについて、直接助言及び指導を行っている。従来のメールによる相談サービスと併せ、平成18年度の相談件数は208件に達し(17年度195件)、利用者からは好評を得ている。

加えて、企画調査員や業務調整員などを目指す人材向けに9月末より「PARTNER」内に「JICA公募案件情報サイト」を開設し、JICA事業で求められる能力、資質等の紹介や、応募手続きの説明等様々な情報提供を行っている。

さらに、JICA事業への参画を志す人を対象に、「国際協力人材セミナー」を3カ所で開催し(東京・神戸・北九州)、JICA事業における民間人材の確保及び活用の現状を紹介したほか、キャリア相談員及び機構職員による個別相談会を実施した。このうち神戸では、外務省国際機関人事センターとの共催により、国連人口基金(UNFPA)や国連地域開発センター(UNCRD)などの国際機関やNGOの協力も得て、参加者のニーズに多角的に応えるプログラムを構成した。各セミナーには、専門家やコンサルタントなど、プロフェッショナルとしてJICA事業への参画を志す約60名～150名の参加があり、このうち約30名～110名に及ぶ参加者の個別相談に対応した。アンケート結果によれば、各セミナーの参加者の8割以上から「大変有意義であった」または「有意義であった」との評価を得た。

### (2) 情報提供件数、情報提供制度の利用者数

「PARTNER」における情報提供団体として国際協力関連機関・団体が登録した件数は18年度も順調に推移し、累計で288団体(17年度比14.3%増)に達した。その内訳は、NGO/NPOが全体の35.8%、法人コンサルタント22.9%、公益法人18.8%、(本邦に事務所をおく)国際機関5.9%、政府関係機関5.9%、学校法人3.8%、その他6.6%となっており、主要な国際協力関連機関・団体はほぼ登録されている。これら登録機関・団体による「PARTNER」を通じた情報提供件数は、18年度は2,521件となり、17年度比約10%増となった。

●登録機関・団体数 36団体 (累計288団体)

●情報提供件数(求人情報、研修・セミナー情報等)

2,526件 (累計7,058件)

一方、「PARTNER」を通じた情報提供制度の利用者も順調に増加している。求人情報の利用者数(アクセス数)は、月平均約3万件を超え、通年のアクセス件数は17年度比約55%増

となった。

加えて、前述のとおり、各種キャリアガイダンス機能の強化を通じた情報提供を積極的に行った。

#### 【情報提供制度ごとの利用状況】

- ・ 求人情報利用者数（アクセス件数） 374,908件（累計 794,810件）
- ・ 研修・セミナー情報利用者数（アクセス件数） 51,357件（累計 121,744件）
- ・ メール配信サービス（登録者数） 3,258件（累計 18,690件）
- ・ キャリア相談サービス利用者数（相談件数） 207件（累計 572件）

（情報提供制度）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
提供件数	—	358件 (716件)	1,883件 (163%増)	2,291件 (220%増)	2,526件 (253%増)
利用者数 （「PARTNER」トップページのアクセス数）	—	106,571件 (213,142件)	233,368件 (9.5%増)	282,216件 (32.4%増)	289,727件 (35.9%増)

\*1. 15年度のカッコ内は、通年換算した件数を示す。

\*2. 16年度以降のカッコ内は15年度実績（通年換算）に対する増減率を示す。

### （3）専門家等登録件数

「PARTNER」を通じた国際協力人材の登録について、17年度末の登録者数7,316名に対し、18年度末の登録者数は、1,176名増の8,492名となった。この背景として、前述のとおり、「PARTNER」やその他の広報活動での人材登録制度の紹介及び登録勧奨を推進したことに加え、登録団体の増加と情報提供件数の増加により「PARTNER」の有用性が高まった点が考えられる。

（専門家等登録件数）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
登録件数	3,352人	4,607人	6,038人	7,316人	8,492人

また、登録者のうち41.2%にあたる3,500人が、「PARTNER」上で専門性や海外活動歴などの自己プロフィールを公開している。これらの情報については、上記登録団体が随時検索、閲覧できるため、国際協力における人材リクルートの機会を広げるものとして活用されている。登録団体による検索、閲覧件数は月100件を超え、登録団体からは「『PARTNER』を通じ、良い人材を確保できた」という報告があったほか、人材登録者からも「登録団体より仕事のオファーがきた」「（自分の専門性を活かす）仕事に就くことができた」などの声が寄せられている。

## 2. 専門家養成研修の見直しと充実

専門家となる人材の養成について、従来の専門家養成研修を廃止し、即戦力人材に対する能力

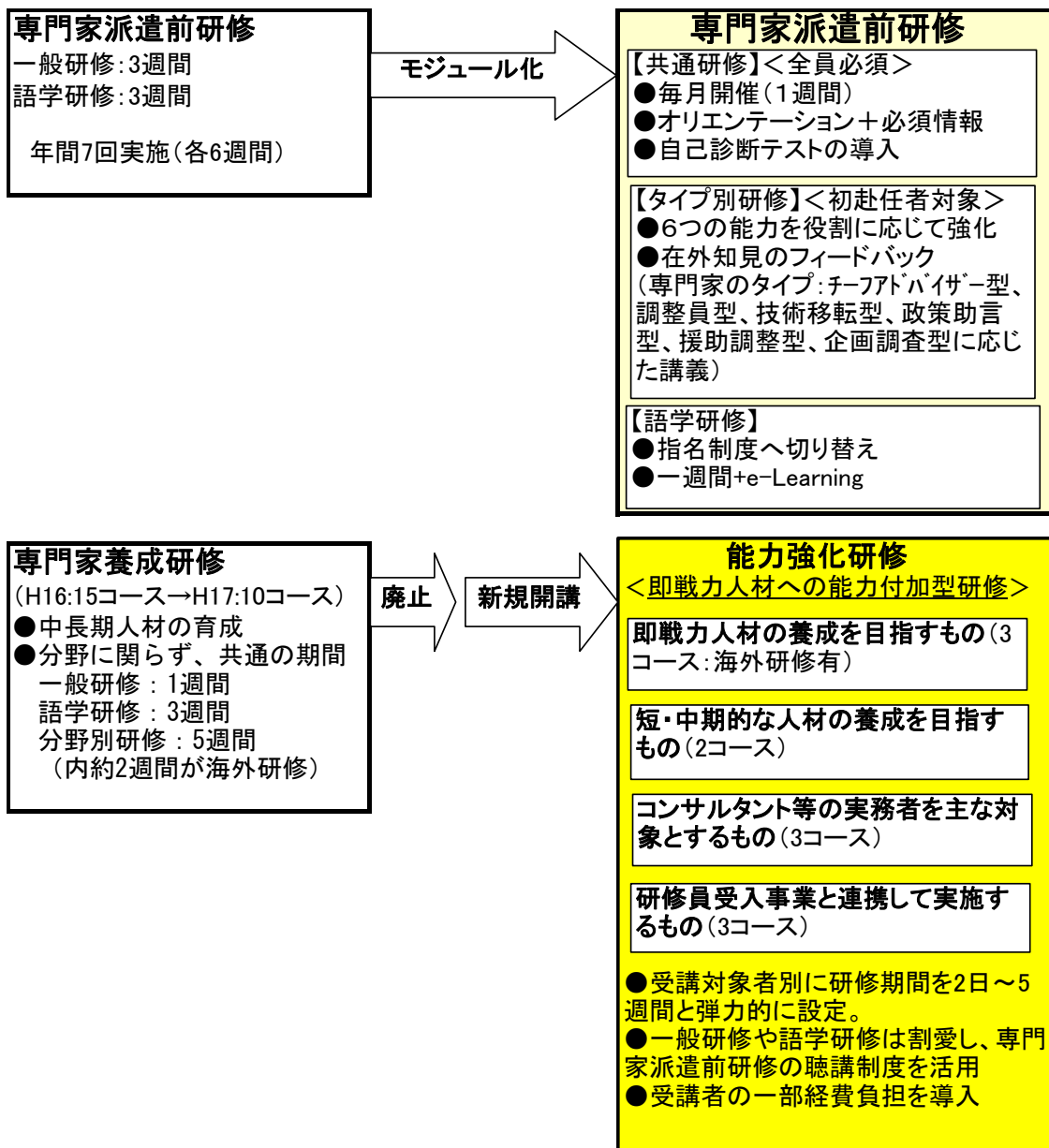
付加型研修として、受講対象者別に研修期間や経費負担を弾力的に設定する「能力強化研修」を新たに設置した。旅費等の受講者負担を導入したにもかかわらず、研修期間の短いコースを中心に従来より応募が増加し、6～7倍の競争率となるコースも出てきたのを始めとして、全コース平均の応募倍率は約4倍となった（平成17年度における専門家養成研修の応募倍率は約2倍）。また研修員受入事業と連携して実施する研修を拡充するとともに、専門家派遣前研修との連携型研修も試行実施した。18年度の能力強化研修の実績は、11コース、受講者数104名となった（17年度専門家養成研修実績は11コース84名）。

また、開発途上国に派遣される専門家の派遣前研修については、17年度に実施したアンケート調査の結果も踏まえ、派遣タイプ（チーフアドバイザー型、業務調整型、技術移転型、政策助言型、援助調整型、企画調査型）に応じたモジュール型の新カリキュラムを導入した。研修内容は機構が実施してきた調査研究の成果を踏まえた講義（キャパシティ・ディベロップメント、国を見る視点等）も組み込み、より実践的なものになっている。派遣のタイミングに合うように、従来の年7回から毎月開催の、年12回（共通及びタイプ別6回、共通のみ6回）の実施に変更し、339名が受講した。専門家経験者を研修コーディネーターとして新規配置し、講義内容の調整、受講アンケートや自己診断シート（18年度新規導入）の分析、関係者へのフィードバック等により研修の質を確保する体制を整えた。自己診断シートの分析によれば、研修受講前後を比較し、専門家に求められる能力の各項目が十分かつバランスよく伸びていることが確認された。

さらに、18年度下半期から聴講制度を導入し、省庁等の専門家候補者、ジュニア専門員、専門家養成個人研修生等が、派遣前研修の講義を予め受講し、実際に派遣が決定する前でも能力強化を図れるようにした。聴講者には聴講手帳を配布し、5年以内に受講した記録は「単位」として承認し、専門家としての派遣が決定した場合には希望により専門家派遣前研修の講義を免除することとした。聴講者の実績は延べ1,018名、聴講手帳の配布実績は54名となった。

また、語学研修の効率的実施のため、18年度下半期より研修期間を3週間から1週間に短縮し、個々人の状況に応じた効果的な学習法の習得に重点を置くとともに、赴任後の継続学習のためのe-Learningシステムを導入した。

< 専門家関連研修の見直しの全体像 >



**3. 幅広い人材育成のための取組**

**(1) インターンの受入**

大学院生を対象にした公募型インターンは126名が応募し、最終的に49名を受け入れた。(実習先は本部10名、国内機関8名、在外事務所31名。)また、国内機関等が所管地域の大学を中心に学部生も対象として、インターンシップ受入に関する覚書を交わし、大学側のニーズに応じて受入れたインターンは32大学69名であった。

(インターンの受入)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
受入人数	89人	110人 (24%増)	112人 (26%増)	133人 (49%増)	118人 (33%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

## (2) NGO人材育成研修等の実施

18年度で9回目を迎えるNGO-JICA相互研修は、ガバナンスをテーマとした研修を東京で開催(9月)した。さらに、従来からあった東京以外での開催の要望に対応すべく、大阪でも開催(11月)した。いずれも、NGOと機構双方の検討委員が協働して研修の企画立案に取り組むプロセスも含め、よりよい連携のあり方を探ることを重視した。PCM(プロジェクト・サイクル・マネジメント:国際協力プロジェクトの計画立案・実施・評価の手法)研修は、18年度は、東京に加え、兵庫、九州、沖縄で開催した。NGOが企画立案に参画したほか、草の根協力支援型事業に応募する上でのヒントとなるような工夫を盛り込むなど、受講者側のニーズに応える研修を実施した。また、参加促進の観点から研修期間が1日と2日間の2パターンで開催した。これらのNGO人材育成研修等の18年度の参加実績は134人となった。なお、これら以外にも、国内拠点を中心に市民参加協力事業の一環として地域のNGO等に対して連携事業に関する研修や勉強会を実施している。

(NGO人材育成研修等)	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
参加人数	51人	59人 (16%増)	99人 (94%増)	132人 (158%増)	134人 (163%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

### 【JICA沖縄におけるPCM研修】

JICA沖縄では19年1月27日、28日の2日間、市民参加協力事業の一環としてPCM研修を実施し、県内のNGOや大学など6団体21名が参加した。

研修は3グループに分けて行われ、グループ毎に、設定された事例から対象地域の関係者は誰か、地域の問題点は何かといった点を分析し、その分析結果に基づいて対象地域の問題を解決するためのプロジェクトを立案・計画した。

- ・仕事を増やそうプロジェクト(グループA)
- ・農業収入向上プロジェクト(グループB)
- ・牛豚鶏プロジェクト(グループC)

参加者からは、「自分達のプロジェクトに活かしたい。今後の活動に役立たい」、「実際に海外でのプロジェクトを担当しているが、今回の研修で勉強したことが実はとても重要であり、現場で活動している際の考えが甘かった点や抜けている点などを実感した。」などのコメントが寄せられた。沖縄県からはこれまでに採択されている草の根パートナー型「ブラジル国北部沿岸の荒廃マングローブ生態系復元事業」、地域提案型「緩速ろ過を使用した上水道の管

理技術研修」等が提案、実施されており、今後もそのような地域特性を活かした草の根技術協力事業やNGOとの連携事業、NGO自身の活動に、PCM研修の成果が活用されることが期待される。

さらに、NGO向け研修の改善のための調査を実施し、19年度以降の研修の方向性として、①地方での展開、②NGOが企画段階から参加する研修、の二点を基本とする案を取りまとめ、新規研修の企画案を作成した。

### **(3) 大学との連携講座の実施**

大学との連携講座は、18年度に99大学で155件実施した。このうち単位認定がなされる大学は60大学になり、17年度の31大学から大幅に増えており、単に国際協力について触れるというだけでなく、大学との連携が着実に進んでいる。

さらに、研修員受入、専門家派遣、技術協力プロジェクトの実施、連携講座の実施等、機構との協力実績を有する大学について、包括的な枠組を設けて関係を強化する連携包括協定を16年度に導入した。18年度は、12月に筑波大学と、19年2月に大阪大学との間で締結し、協定を締結している大学は累計で5大学となった。連携協定第一号（16年度締結）である帯広畜産大学では、国際協力ユニットが設置され、①学生の青年海外協力隊短期派遣としての参加、②卒業生の協力隊への参加、③協力隊から帰国後の大学院進学者への奨学金特別枠の設定等を有機的に組み合わせて、将来、国際協力の専門家、研究者、教育者等として活躍できる国際協力人材の育成が図られている。

また、17年度に引き続き、これまで機構との協力実績が豊富でない場合でも、今後の国際協力事業への熱意、発展性が見込まれる大学について、近隣の国内機関との間で協力枠組を強化することを目的とした覚書を締結することとし、11月に九州大学と締結し、連携講座を実施した。

さらに、18年度は、これまでの大学との連携実績の取りまとめと分析を行った。その結果を踏まえ今後の連携方針を策定し、①知的発信、②事業実施、③援助人材育成、④開発教育の面で、大学のリソースの活用及び連携によるメリットを双方が得られる関係に留意しつつ、複合的な連携の枠組を強化することとした。

## (ト) 附帯業務（法第13条第1項第7号）

### 小項目 No. 25 附帯業務（案件形成支援、調査研究）の実施状況

#### 【中期計画】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。

#### 【年度計画】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。

#### 【当年度における取り組み】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府の政策や方針に基づき、優良案件や緊急性の高い案件の発掘・形成支援事業を適確に実施した。

また、重要な開発課題に係る調査研究の実施により、新たな事業戦略課題の分析や事業経験の体系化を行うとともに、その成果を積極的な発信し共有を図った。

## 1. プロジェクト形成調査等の実施状況

平成17年度に引き続き開発途上国の重点開発課題について、現地ODAタスクフォースの枠組を用いた在外主導により、課題を解決するための中長期のプログラムをデザインし、具体的な技術協力プロジェクトや開発調査、専門家派遣など協力案件の形成支援を進めた。

18年度は、88カ国で325のプログラムについて案件形成支援事業を実施した（東南アジア55プログラム、その他のアジア63プログラム、大洋州18プログラム、中南米65プログラム、アフリカ85プログラム、中東30プログラム、欧州9プログラム）。この結果、これまでに618件の具体的な案件を形成し、20年度の新規案件として検討される予定である。このうち、17年度から継続検討し、18年度に形成された案件、また18年度新規に形成された緊急性が高く熟度のある案件267件については、18年度下半期もしくは19年度の新規案件として既に採択された。

なお、17年度に実施した案件形成支援事業（88カ国307プログラム）においては、498件の具体的な案件形成を行い、18年度及び19年度の新規案件検討にて、厳しい予算削減の状況下267件が採択され、さらに40件が予算等の状況により追加採択される候補案件として挙げられている。

#### 【案件形成プログラムの実施事例】

インドネシア「民間セクター開発プログラム」では、民間や大学などと連携し、その知見を活用した案件形成を行った。

##### ア. 民間との協力及び知見の活用

「日伊官民合同投資フォーラム」の支援に際し、基礎資料の作成や議論の

過程での課題抽出、分析等について現地の民間シンクタンクに委託を行った。また、同議論のプロセスにジャカルタ日本人商工会議所の協力を得て、投資促進に向けた提言を多く盛り込んだ。これらの提言は日伊間経済連携協定（EPA）交渉に反映され、EPAの枠組形成の促進を支援する技術協力個別案件「工業開発アドバイザー」の要請に結びつき、19年度案件として採択された。

#### イ. 大学との協力及び知見活用

企画調査員、インドネシア政府（国民教育省）、同国内の関係国立大学等によるタスクを設置し連携してインドネシアの高等教育に係る課題を抽出した。その結果が活用され、技術協力広域案件「アセアン工学系高等教育ネットワーク（フェーズ2）」に係る要請がなされ、19年度案件として採択された。

## 2. 調査研究等の実施状況

### （1）事業実施に効果的な調査研究の拡充・強化

機構は、案件形成支援及び事業の質の向上に貢献するため、援助課題や事業戦略の分析・検討、事業経験のレビューと援助手法の改善を目的とした調査研究を行っている。18年度は、新たな事業戦略課題の分析、提言と、現場の実践事例の分析から知見を集約する事業経験の体系化を念頭にテーマを選定し、合計28件を実施した。

新たな事業戦略課題の分析については、ODA政策・指針に資するものとして「クリーン開発メカニズム（CDM）」、「途上国の人口高齢化」、「東南アジア地域援助研究」等を完成させ、17年度からの継続案件として「国のリスク対応能力を踏まえた中長期的な支援」「アフリカ地方分権化」等を実施した。また、新JICA発足に向けた準備、昨今の気候変動への国際世論の高まりを踏まえ、新規案件として「資金協力と技術協力の一体的実施」、「気候変動に対する適応策」等に着手した。

事業経験の体系化については、キャパシティ・ディベロップメント（CD）事例研究で、17年度末からの継続案件3件（「省エネルギー分野」、「ケニア中等理数科教育」、「ネパール森林保全協力」）を完成させた。また、新たにCD事例研究として「タイ地方行政」、「コミュニティ防災」、「タンザニア・モロゴロ州保健行政強化」等を実施し、20年にOECD/DAC（経済協力開発機構（OECD）下の開発援助委員会）がガーナにおいて開催予定の援助効果向上ハイレベルフォーラムでの発信を念頭に置いた事例の蓄積を進めた。

### （2）調査研究の効果的発信の促進

調査研究の効果的共有を念頭に、機構内の調査研究調整委員会、質の向上検討会及び理事会による新規実施案件の承認という一連の案件決定プロセスに加え、より影響力のあるテーマを選定すべく、調査研究調整委員会に諮る前に外部有識者6名からなる調査研究懇談会や各部長からの意見聴取を行うこととした。また、研究会の公開や、外部講師を迎えての連続セミナーの開催な



ど、調査研究の実施過程でも幅広く情報の発信、共有を図り論点整理や分析を行う取組も強化した。

また、引き続きホームページ等を通じて調査研究結果を発信するとともに、国際場裡での研究成果の発信も各種実施した。「途上国の人口高齢化」については、国内で公開セミナーを開催したほか、9月の世銀IMF年次総会では分科会をIMFと共催し、1月のグローバル・ディベロップメント・ネットワーク（GDN：開発に関する世界各国の政策・研究機関からなるネットワーク）北京年次会合では調査概要報告をベースにした分科会を主催した。さらに、他機関の主催する国際シンポジウム（2月九州大学による日中韓シンポジウム、19年5月アジア開発銀行（ADB）京都年次総会）で発表を依頼されるなど、その取組は国内外で高く評価された。CD事例研究「省エネルギー分野」、「ケニア中等理数科教育」及び「ネパール森林保全協力」については、10月のLenCD（Learning Network for Capacity Development：CD支援や援助機関内のCD主流化の教訓を共有し学び合うことなどを目的とする援助機関間のネットワーク）ナイロビ会合での発表に使用し、機構が現場レベルで行っているCDの実践に対する他ドナー、国際機関の理解や評価に繋がった。

さらに、専門家派遣前研修、能力強化研修、研修員受入事業（本邦研修）でCD調査研究成果の実践事例を用いた講義を行うとともに、援助計画立案のための国・地域を把握する手法に関する調査研究「国を見る能力」の成果を活用して、在外赴任者研修、専門家派遣前研修、新入職員海外OJT派遣前オリエンテーションで講義を行った。課題別研修「官民パートナーシップ（PPP）」のケーススタディでは、「官民パートナーシップ（PPP）を導入したODA事業のあり方」の成果が活用された。いずれの講義についても、受講者からは高い評価を得ている。

### 3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

#### 小項目 No. 26（予算、収支計画、資金計画）

##### 【中期計画】

##### （1）予算（人件費の見積を含む。） 別表 1

運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

##### [人件費の見積り]

期間中 49,000 百万円を支出する。

但し、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び技術協力派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

##### [運営費交付金の算定方法]

ルール方式を採用

##### [運営費交付金の算定ルール]

①平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までは積み上げ方式とする。

②平成 16 年度以降

次の算定式による

$$\text{運営費交付金額} = [\text{人件費} + \{\text{業務経費 (A)} + \text{一般管理費 (B)}\} \times \alpha] \times \beta + \gamma - \text{自己収入 (C)}$$

$\alpha$  : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\beta$  : 効率化係数。業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\gamma$  : 特殊要因。政府主導による重点施策の実施等の事由により時限的に発生する経費であって、業務の運営に影響を与えうる規模の経費であり、各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

##### (i) 人件費

毎事業年度の人件費については、以下の数式により決定する。

$$\text{人件費} = \text{基本給等} + \text{退職手当}$$

基本給等 : 役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当等の人件費（退職手当を除く）をいい、次式により算定する。

$$\text{基本給等} = \text{直前の事業年度の基本給等} \times \sigma$$

$\sigma$  : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇給原資、給与改定及び外国為替変動等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

退職手当：当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される、毎事業年度の退職手当額。

(ii) 業務経費（人件費を除く）

毎事業年度の業務経費（A）については、以下の数式により決定する。

$$\text{業務経費 (A)} = \{A (y - 1) - \gamma (y - 1)\} \times \varepsilon 1$$

A (y - 1)：直前の事業年度における業務経費（A）。

$\gamma (y - 1)$ ：直前の事業年度における特殊要因。

$\varepsilon 1$ ：政策係数。法人の業務の進捗状況や新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案した係数として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。

(iii) 一般管理費（人件費を除く）

毎事業年度の一般管理費（B）については、直前の事業年度における一般管理費（B）と同額とする。

(iv) 自己収入

毎事業年度の自己収入（C）については、以下の数式により決定する。

$$\text{自己収入 (C)} = C (y - 1) \times \varepsilon 2$$

$\varepsilon 2$ ：政策係数。自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。

(2) 収支計画 別表 2

寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

- 固定経費節減のため、国内外の施設・事務所のあり方について見直しを行う。

(3) 資金計画 別表 3

融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。

【年度計画】

1. 予算（人件費の見積を含む。）別表 1（略）

2. 収支計画 別表 2（略）

寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

国内機関再編の方針に基づき、対象となる機関の機能の再編を実施する。

3. 資金計画 別表 3（略）

融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。

## 【当年度における取り組み】

### 1. 予算、収支計画、資金計画に関する実績

決算報告書：別表1

損益計算書：別表2

キャッシュフロー計算書：別表3

### 2. 自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行の実績

自己収入のうち、寄附金については、平成18年度においては全6件（72万円）の受入実績があった。なお、19年度からは、国際協力に対する国民の参画機会を広げるなどの観点から、寄附金を受け入れる活動を積極的に行うこととしている。

雑収入については、別表1（決算報告書）のとおり878百万円の収入があったが、そのうち予算編成時には見積もることのできない過年度経費の戻し入れ等を除くと収入は596百万円であり、265百万円の増収となった。この主な要因は、利息収入増加、在外事務所における借上住宅使用料収入増加等によるものである。

固定経費は、事務所賃借料、公用車経費、パソコン借料、通信運搬費及び光熱水料を対象とし、その節減を図っている。18年度は、17年度に実施した通話料金サービス契約の見直しによる節減効果の平年度化等もあり、17年度実績に比べて約33百万円の通信運搬費の節減を図ったほか、光熱水料についても約31百万円削減した。固定経費の主なものの経費実績は、財務諸表附属明細書の費用明細内訳に記載している。

予算の効率的執行については、引き続き、長期派遣専門家の新規派遣人数の削減、専門家手当の合理化、研修員滞在経費の削減等に取り組んだ。運営費交付金債務の残高は、5,120百万円となっており、その内訳は以下のとおりである。

契約済で支払が翌年度になるもの	3,176百万円
前渡金	1,268百万円
人件費不使用額	432百万円
（うち退職手当）	365百万円
たな卸し資産、前払い費用、仮払金	185百万円
その他不用額	59百万円

※端数処理の関係で合計と一致しない。

このうち、繰越し（3,176百万円）は、ミンダナオ、パレスチナ等紛争地域への緊急支援、新JICA発足に係る組織統合に向けたシステム改修等を行う必要があったものの、計画的な事業の実施等により、17年度実績（3,186百万円）と同程度の金額に抑制した。

### 3. 国内外の施設・事務所のあり方にかかる見直し実績

#### (1) 国内機関

18年度は、16年度に実施した「国内機関の総合的あり方調査」の結果に基づき、首都圏の3国内機関（JICA東京、JICA八王子、JICA広尾（改編前））の再編を実施した。JICA八王子の施設については、18年度中はJICA東京別館として宿泊業務に限定して使用していたが、19年3月をもって業務を終了した。また、JICA中部の建替計画については、合理的、経済的になるよう計画を見直し、基本設計、実施設計を行った。

また、首都圏及び中部を除く各地域の国内機関については、国内機関再編検討委員会においてそのあり方について検討を進めてきたが、各機関とも、研修員受入における経済性の観点からも一般ホテルに宿泊するよりも合理的であると判断されることに加え、地域に開かれた拠点としても活用されており、現状において廃止すべき機関はないとの結論に至った。この見直し結果については、18年度の各国内機関の利用状況、事業実施実績等においても妥当であることを確認した。

#### (2) 在外機関

「現場強化を促進するための在外体制の強化」、「事業の選択と集中に沿った在外拠点の再編」及び「限られた人材リソースの効果的な再配分」の3つの目的による在外体制の整理に係る方針に基づき、在外拠点及び兼轄体制の改編を実施した。従来の駐在員とボランティア調整員は、「駐在員」制度として一本化するとともに、事務所と駐在員の基準に係る考え方を整理し、19年度中に「駐在員」への移行を完了する予定。

### 4. 融資事業における債権回収の実績

特殊法人等整理合理化計画（13年2月）に基づき、開発投融资事業は14年度をもって廃止となり、14年度以降新規の融資承諾はない（債権の返済期限（最終）は43年度）。また、移住融資事業についても、17年度末をもって廃止となり、18年度以降の新規融資はない。また、政府方針に基づき、18年度にドミニカ共和国分の融資債権の債務緩和措置（ドル建てからペソ建てへの変更等）を実施し、回収促進を図っている（返済期限（最終）は34年度）。

#### (1) 開発投融资

貸付金元金及び利息の回収を実施した。一部繰上げ償還があったため、回収額は年度当初の計画額と比較し500百万円の増となった。（下表のとおり）

（単位：百万円）

	計画額	実績額	差額
元金	1,481	1,981	500
利息	175	175	0
合計	1,655	2,156	500

（注）端数処理の関係で合計と一致しない場合がある。

## (2) 移住関係

移住融資債権及び入植地割賦債権の元金及び利息等の回収を実施した。

18年度は、農作物市況の低迷、自然災害（集中豪雨による水害）等もあり、返済が延滞している債務者が多く、計画額437百万円に比して51百万円減の386百万円を回収した。

(単位：百万円)

	計画額	実績額	差額
元金	356	306	△50
うち融資	345	298	△47
入植地	11	8	△3
利息	81	80	△1
うち融資	77	75	△2
入植地	4	5	1
合計	437	386	△51

## 別表 1

平成18年度 決算報告書  
(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	157,516	157,516	0	
受託収入	3,108	2,753	△355	注1
開発投融资貸付利息収入	175	175	0	
入植地割賦利息収入	4	5	1	
移住投融资貸付金利息収入	77	75	△2	
その他収入	2,803	3,353	550	
うち施設利用収入	2,493	2,475	△18	
寄附金収入	1	1	0	
雑収入	309	878	569	注2
施設整備資金より受入	624	461	△164	
計	164,307	164,338	31	
支出				
一般管理費	10,249	9,956	293	
うち人件費	7,285	7,111	174	注3
物件費	2,964	2,845	119	注4
業務経費	147,669	148,649	△979	注5
うち国・課題別事業計画関係費	4,615	4,874	△260	
技術協力プロジェクト関係費	84,749	85,835	△1,086	
無償資金協力関係費	4,487	4,400	86	
国民参加型協力関係費	24,869	25,687	△818	
海外移住関係費	502	532	△29	
災害援助等協力関係費	852	585	267	
人材養成確保関係費	3,270	3,108	163	
事業評価関係費	910	714	197	
事業附帯関係費	8,168	8,932	△764	
国内機関関係費	3,789	4,161	△371	
在外事務所関係費	11,458	9,821	1,637	注6
施設整備費	624	461	164	注7
受託経費	3,108	2,591	517	注8
業務支援経費	2,750	2,527	223	
うち施設運営費	2,493	2,451	42	
民間協力特別支援費	257	76	181	注9
計	164,400	164,183	217	

## 予算額と決算額の差異説明

- 注1 相手国等の事情により計画に変更が生じたため。  
注2 予算段階では見積もることのできない過年度経費の戻し入れ等があったため。  
注3 退職者が少なかったため。  
注4 固定経費の見直し等による経費節減を行なったため。  
注5 前年度までの運営費交付金債務の執行等による差額。  
なお、内訳の差額については、当初予定していた執行配分の見直しを行ったため。  
注6 在外事務所機能の見直し等による経費節減を行ったため。  
注7 想定以上の入札残が発生したため。  
注8 相手国等の事情により計画に変更が生じたため。  
注9 事業未実施分があるため。

## 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

経常費用			
業務費			
国・課題別事業計画関係費	4,868		
技術協力プロジェクト関係費	84,298		
無償資金協力関係費	4,400		
国民参加型協力関係費	25,594		
海外移住関係費	527		
災害援助等協力関係費	557		
人材養成確保関係費	3,108		
事業評価関係費	714		
事業附帯関係費	8,671		
国内機関関係費	4,081		
在外事務所関係費	9,717		
業務支援経費	2,527		
受託経費	2,591		
減価償却費	459	152,110	
一般管理費		9,943	
財務費用			
支払利息	16		
外国為替差損	23	38	
雑損			120
経常費用合計			162,212
経常収益			
運営費交付金収益		161,854	
受託収入		2,591	
開発投融资収入		173	
入植地事業収入		5	
移住投融资収入		80	
施設利用収入		1,988	
寄附金収益		2	
貸倒引当金戻入		202	
資産見返運営費交付金戻入		357	
資産見返補助金等戻入		23	
財務収益			
受取利息	110	110	
雑益			719
経常収益合計			168,103
経常利益			5,891
臨時損失			
固定資産除却損		88	
固定資産売却損		11	99
臨時利益			
固定資産売却益		1	1
当期純利益			5,793
当期総利益			5,793



## キャッシュ・フロー計算書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：百万円、単位未満四捨五入)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 140,639
	業務支援費支出	△ 2,004
	受託経費支出	△ 2,953
	人件費支出	△ 16,032
	その他の業務支出	△ 170
	運営費交付金収入	157,516
	受託収入	2,897
	貸付金利息収入	250
	入植地事業収入	14
	利息収入	5
	割賦元金	9
	施設利用収入	2,471
	寄附金収入	1
	その他の収入	741
	小計	2,092
	利息の受取額	80
	利息の支払額	△ 16
	業務活動によるキャッシュ・フロー	2,156
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 1,205
	固定資産の売却による収入	25
	貸付けによる支出	0
	貸付金の回収による収入	1,942
	定期預金の預入による支出	△ 2,800
	譲渡性預金の預入による支出	△ 1,500
	関係会社の清算に伴う残余財産 の分配による中間収入	35
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,503
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 252
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 252
IV	資金に係る換算差額	△ 70
V	資金減少額	△ 1,669
VI	資金期首残高	6,862
VII	資金期末残高	5,192

## 4. 短期借入金の限度額

### 小項目 No. 27 短期借入金の限度額

#### 【中期計画】

410億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

#### 【年度計画】

410億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

#### 【当年度における取り組み】

実績なし

## 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

### 小項目 No. 28 重要な財産の譲渡等の計画

#### 【中期計画】

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）及びアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設の処分を計画

#### 【年度計画】

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）の財産の譲渡の手続きを完了する。

#### 【当年度における取り組み】

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮は、ドミニカ共和国の地方在住の農業移住者等の生活状況が不安定な中、子弟を首都圏の大学、高等教育機関等へ就学させたいとの強い要望等があることを踏まえ、1981年に建設されたものである。

機構は、その管理運営をドミニカ日系人協会に委託しており、これまで適切に運営・維持管理が行われてきた。その中で地方在住の移住者には子弟を首都圏の大学等へ就学させたいとの要望が以前にも増して強くあり、今後とも同協会の管理の下で適切に運営されることが求められている。また、同協会は、学生寮を日系社会全体の共有施設や高齢化が進む日系社会の福祉支援活動の拠点として、多目的に活用する計画を策定している。このような状況を踏まえ、譲渡により学生寮が有効活用されるとともに、日系社会の融和、安定定着が期待されることから、平成19年1月11日にサント・ドミンゴ学生寮土地・建物をドミニカ日系人協会に無償譲渡した。

なお、土地・建物の残存価額は、約1,100万円であるが、同協会の運営は会費収入のみであり、会員の不安定な経済状況により会費収入が大きく左右されるなど、財政的に厳しい状況にあることに加え、譲渡後も施設の老朽化による修繕費や光熱水料等の維持管理に係る経費負担が見込まれることなどを総合的に勘案し、無償譲渡することとしたものである。

（アルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設は、16年度に処分済。）

## 6. 剰余金の使途

### 小項目 No. 29 剰余金の使途

#### 【中期計画】

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。

#### 【年度計画】

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。

#### 【当年度における取り組み】

実績なし

## 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 施設・設備に関する計画

#### 小項目 No. 30 施設・設備に関する計画

##### 【中期計画】

業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。さらに、業務の適切な実施のため及び運営・利用の効率化のために、全国内機関を対象とした総合的あり方調査（1年以内に実施）を実施する。

##### 平成15年度から平成18年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容	財源	予定額
中部国際センター建替え	施設整備資金	2,118
身障者対応施設整備	施設整備資金	200
既存施設改修	施設整備資金	3,214
計	施設整備資金	5,532

##### 【年度計画】

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。

国内機関の再編の方針に基づき、対象となる機関の機能の再編を実施する。

##### 平成18年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容	財源	予定額
中部国際センター建設	施設整備資金	90
既存施設改修	施設整備資金	535
計	施設整備資金	625

##### 【当年度における取り組み】

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施するとともに、国内機関について、「国内機関の総合的あり方調査」に基づき、JICA八王子の閉鎖を含む首都圏の国内機関の再編（平成18年4月）を実施した。

### 1. 18年度の施設・設備の整備に関する実績

国内機関等の既存施設整備については、18年度の施設・設備改修計画に基づき、設計・施工監理、工事を行った。また、中部国際センター建替えについては、18年度は調査（測量、地質調査等）、基本設計及び実施設計（積算等を除く）を行った。一般競争入札、プロポーザル方式による業者選定等の結果、残額が生じた。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	執行額
中部国際センター建設	90	69
既存施設改修等	535	392
計	625	461

## 2. 国内機関の再編の実績

18年度は、16年度に実施した「国内機関の総合的あり方調査」の結果に基づき、首都圏の3国内機関（JICA東京、JICA八王子、JICA広尾（改編前））の再編を実施した。JICA八王子の施設については、18年度中はJICA東京別館として宿泊業務に限定して使用していたが、19年3月をもって業務を終了した。また、JICA中部の建替計画については、合理的、経済的になるよう計画を見直し、基本設計、実施設計を行った。

また、首都圏及び中部を除く各地域の国内機関については、国内機関再編検討委員会においてそのあり方について検討を進めてきたが、各機関とも、研修員受入における経済性の観点からも一般ホテルに宿泊するよりも合理的であると判断されることに加え、地域に開かれた拠点としても活用されており、現状において廃止すべき機関はないとの結論に至った。この見直し結果については、18年度の各国内機関の利用状況、事業実施実績等においても妥当であることを確認した。

さらに、18年度においては、開発途上国のニーズによりの確に対応した研修事業の展開を図るべく各国内機関の機能（分野特性）の明確化、機関間のネットワークの強化等の検討を進めた。

（具体的な取組）

（ア） 研修事業

各国際センターが比較優位を有する分野・課題について幹事国内機関となり、研修の内容面で国内機関を横断的に調整する体制を整備することとした。その一例として、兵庫センターは兵庫県と連携し、防災分野における研修コース編成計画の策定、研修コース内容の改善、研修教材の開発、帰国研修員のフォローアップ、日本のコミュニティ防災の知見の整理・分析等を実施した。

（イ） 市民参加協力事業

地域に開かれた拠点としての機能を強化すべく、国内機関毎に所掌する地域の状況、ニーズを把握し、都道府県毎の効果的、効率的な連携戦略を策定した。また、市民参加の拠点である地球ひろばを中心とするネットワーク化を促進し、JICA中部建替計画においては、地球ひろばのコンセプトを取り入れた設計を行った。

## (2) 人事に関する計画

### 小項目 No. 31 人員の勤務評価、適正配置、能力開発の計画

#### 【中期計画】

##### (イ) 方針

効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適性配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、

- 的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。
- 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。

#### 【年度計画】

- ア. 新人事制度を的確に運用するとともに、職員の意識調査の結果も参考にしつつ定着に努める。
- イ. 人事評価者研修の継続、改善等に努め、的確な人事評価の実施体制を強化する。
- ウ. 組織改革及び現場（在外）強化の方向性を踏まえた人事ローテーションに基づき、適材適所の人事配置を行う。
- エ. 再任用制度を本格導入する。
- オ. 新人材育成計画、職員研修体系及び研修プログラムの充実を図る。また、職員の能力開発については、実務を通じた研修機会の提供に加え、在外における援助の現場の知見や援助の各課題についての調査研究の成果等を活かしながら、各種の研修を実施する。

#### 【当年度における取り組み】

平成18年度は、新人事制度の的確な運用のための研修を実施し、人事評価制度の定着を図るとともに、全職員を対象に評価結果を給与及び賞与に反映させた。在外強化の方向性を踏まえた在外事務所への人員シフトについては、当初の計画を達成した。職員研修については、中堅チーム長研修の新設や在外赴任前研修のカリキュラムの全面改訂など、研修の拡充及び内容の充実に取り組んだ。

### 1. 勤務成績の評価の実績並びに適材適所の人事配置の実績

#### (1) 勤務成績の評価の実績

16年度に導入した新人事制度に基づき、全職員を対象に17年度の評価結果を賞与（18年6月、12月）及び昇給（18年7月）に反映した。また、新人事制度の定着や的確な運用のための研修等を以下のとおり行った。

- ・18年度新卒採用職員に対し、評価・処遇制度を始めとした人事制度の理解のための研修を実施（新卒採用職員第1次導入研修）。
- ・評価制度の的確な運用の観点から、管理職に登用された直後の主査、新任のチーム長に加え、グループ長への登用を控えた中堅のチーム長を重点対象層として、人事制度を深く理解するための講義及びグループディスカッションを実施（主査研修、新任チーム長研修及び中堅チーム長研修）。
- ・評価制度を含む人事制度全般の定着を目的として17年度下半期から毎月22日を「人事の日」と定めており、18年度も継続して昼休みに職員からの質問や疑問に答える場を設けた。
- ・18年度の経験者採用職員に対する導入研修において、人事制度全体の説明の中で、評価制度の理解促進のための講義を行った。
- ・新人事制度の定着状況については、毎年職員へのヒアリング調査等を通じて確認しているが、これらの研修等の効果もあり、評価制度や資格制度についての職員の理解が進んできている。特に評価制度については、制度導入当初は評価面接の内容や、評価手順・方法（評価のしやすさ）等について不満を感じる職員が多かったが、制度の目的・内容の周知等の取組を重ねることにより、肯定的に捉える職員の割合が着実に増加している。

## （2）適材適所の人事配置の実績

18年度が最終年度となる在外体制強化のための在外事務所への人員シフトについては、当初の計画を達成した。また、在外強化の方向性も踏まえた若手職員を対象とするキャリアパスモデルに基づき、適材適所の配置に努めた。

18年4月から導入した再任用制度について、再任用職員の募集と選考を行った。（採用した職員は、19年4月から業務を開始。）

なお、子育てしやすい職場環境づくりを目指し、17年度に「JICA行動計画（仕事と家庭（子育て）の両立に向けて）」（17年度からの3カ年）を策定するとともに、同計画の推進委員会を設置して進捗状況をモニタリングし、計画が着実に実施されるよう取り組んだ。

これまで、「母親と父親が交代で育児休業ができる制度」等制度面の整備や育児相談員（職員）の配置、管理職向けの制度説明会の開催等により職場環境の整備を図ってきている。行動計画を策定後の17、18年度は、32名（うち男性4名）が育児休業を取得した。（計画策定前の2年間（15、16年度）の育児休業者数は27名（うち男性1名））

## 2. 職員の能力開発

18年度は、新人事制度に基づく職員研修を拡充するとともに内容の充実を図った。

階層別研修については、中堅チーム長研修（今後数年のうちにグループ長に登用される可能性のある中堅のチーム長を対象とし、上級管理職となるための心構えや具体的なスキル習得のための研修）を新設し、7月と11月に実施した（受講者50名）。

専門研修については、一部を除き専門家等の研修を担当する国際協力総合研修所が主管する体制に移行し、在外赴任前研修のカリキュラムを全面的に改訂して、内容の充実及び専門家の派遣



前研修との連携を行った。また、新JICAにおける資金協力と技術協力の一体的実施に向け、円借款業務の理解促進のための研修、在外事務所員の専門能力強化のための研修等を新たに実施した。さらに、職員のコアスキル強化のための研修（法務・経理・調達分野、国を見る能力（初級、中級））を拡充すべく検討会を立ち上げ、研修のあり方についての検討を進めた。19年度以降、この検討結果に基づき、順次研修を実施していく。

職員の自己研鑽に対する支援については、その拡充に向けて職員を対象としたヒアリングを実施した。その結果を踏まえ、学位（修士号、博士号）取得支援の強化や語学補助の対象範囲の拡大（対象言語を現在の6言語以外に拡大するとともに、通信教育、e-Learningも補助対象に含める）等制度の見直しを行った。

18年度の職員研修については、「階層別研修」344人、「語学研修」150人、「専門研修」741人を実施した。この他、国際機関及び省庁との人事交流、職員の専門家としての派遣など、実務を通じた職員の能力開発の機会を提供した。

## 小項目 No. 32 常勤職員数と人件費総額

### 【中期計画】

(ロ) 人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の3人減とする。

(参考1)

期初の常勤職員数 1,329人

期末の常勤職員数 1,326人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 49,000百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び技術協力派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

### 【当年度における取り組み】

平成18年度末の常勤職員数は1,326名となった。

また、18年度の人件費は、予算額13,887,084千円に対し、支出実績額13,287,972千円であった。その結果、中期計画期間中の人件費総額は46,837百万円となり、49,000百万円の見込額を下回った。

人件費については、政府の「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、機構として、公務員に準じた人件費削減に取り組み、18年度からの5年間において5%以上の削減を行うとともに、同取組を通じて、ラスパイレス指数の低下を図ることとしている。

18年度は、12月期賞与において前年度比で役員4%、職員2%の削減を行い、18年度の人件費は、17年度決算額13,433,009千円に対し、1.1%減となった。

今後も、給与制度の見直し等により計画的な人件費の削減を図っていく方針である。

### (3) その他中期目標を達成するために必要な事項

#### (イ) 監査の充実

##### 小項目 No. 33 外部監査の実施等監査の充実

###### 【中期計画】

###### (イ) 監査の充実

外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。

###### 【年度計画】

会計監査人による外部監査に加え、引き続き内部監査について「現場（在外）の強化」方針に基づく在外事務所への業務移管内容及び実施状況等をテーマとして監査の充実を図る。

###### 【当年度における取り組み】

会計監査人による監査及び内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示・再発防止への注意喚起を行うとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織全体としてフォローアップを行った。また、無償資金協力事業における技術的監査を実施した。

#### 1. 会計監査人による監査

平成17事業年度の財務諸表について、会計監査人（新日本監査法人）による監査を受け、18年8月11日に外務大臣から承認を受けた。また、18事業年度については期中監査を18年10月から19年3月までの間に、本部においては毎月実施し、国内機関及び在外事務所については以下のとおり実施した。（なお、18事業年度の財務諸表についての本部期末監査は19年5月から2週間実施。）

4 国内機関：JICA中部、JICA兵庫、JICA地球ひろば（広尾センター）、JICA大阪（19年4月に実施）

7 在外事務所：ブラジル事務所、サンパウロ支所、チリ駐在員、ラオス事務所、カンボジア事務所、マダガスカル事務所、タンザニア事務所

会計監査人からの指導例は次のとおりであるが、いずれも速やかに是正しており、今後、同様の指導を受けることがないよう注意喚起している。

##### ア. 出張旅費、物品購入時の立替払い（カンボジア事務所、サンパウロ支所）

出張旅費等の支払に関して、立替払が行われているケースが見受けられるが、事前に申請が行われていることから、原則として概算払とすべきこと、また、物品購入時の立替払はやむを得ない事情がある場合にのみ認められるものであり、立替払を行う場合は理由書を会計書類に添付すべきとの指導を受けた。今後については、立替払はやむを得ない事情がある場合にのみ限定するとともに、その場合は理由書を添付することとした。

##### イ. 固定資産の取得原価の範囲（マダガスカル事務所、チリ駐在員）

固定資産の取得原価に引取費用、工事費等の付随費用及び事務所の内装工事費が含まれていないものがごく一部見受けられ、取得原価の計上範囲について注意が必要であるとの

指摘を受け、速やかに当該費用を取得原価として計上した。

## **2. 内部監査**

本部、国内機関及び在外事務所（プロジェクト等の協力活動現場を含む。）を対象として、監査室が業務・会計監査を行い、関係部署に対してその改善を指示した。監査結果は、理事長に報告するとともに、その内容について取りまとめた報告書をグループウェアを通じて全職員に周知し、再発防止への注意喚起を図った。

18年度には、以下を対象に内部監査を実施した。

本部：総務部、人事部、経理部他（13部局）

国内：JICA東京（別館である旧JICA八王子分のみ）、JICA兵庫、JICA中国、JICA二本松、JICA東北（5機関）

在外：アメリカ合衆国事務所、エルサルバドル事務所、ホンジュラス事務所、ウズベキスタン事務所、キルギス事務所、パキスタン事務所、ネパール事務所、フランス事務所、チュニジア事務所、サウジアラビア事務所、インドネシア事務所、シンガポール駐在員（12事務所）

プロジェクト：「貝類増養殖開発計画プロジェクト」（エルサルバドル）、「算数指導力向上プロジェクトフェーズII」（ホンジュラス）他（8プロジェクト）

また、特定テーマを対象とした監査（情報セキュリティー監査（本部5部署、2国内機関）及び内部環境監査（本部及び全国内機関））についても実施した。

## **3. 無償資金協力事業に係る技術的監査**

19年3月に3カ国（ザンビア、カンボジア、ボリビア）の3案件について技術的監査を実施した。対象案件は、地域及び分野に偏りがないようアフリカ、東南アジア、南米から選定し、当該案件の施工及び施工監理が適正に実施されているかなどについて調査を行った。この監査は、直前までコンサルタントや業者だけでなく、相手国政府、在外公館、機構の在外事務所等の関係者に実施することを伝えない「第三者による抜き打ち監査」であり、他のコンサルタントや施工業者に対しても抜き打ちの監査が実施される場合があることを周知し、適正な実施の促進に努めた。

## (ロ) 各年度の業績評価

### 小項目 No. 34 各年度の業績評価と業務運営への反映

#### 【中期計画】

##### (ロ) 各年度の業績評価

各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。

#### 【年度計画】

年度計画に基づき執行された各事項の業績及び中期目標期間全体の業績について、外部有識者を含めて内部で評価を行い、その結果を以降の計画立案及び業務運営に反映させる。

#### 【当年度における取り組み】

平成18年度は、17年度の年度評価と中期目標期間の暫定評価についての的確に対応し評価結果を業務運営へ反映させるとともに、19年4月からの第2期中期計画の策定作業に取り組み、第2期中期目標期間における業務運営の準備を行った。

### 1. 業績評価結果の業務運営への反映

#### (1) 年度評価及び中期目標期間の暫定評価への対応

18年度は、17年度の年度評価と中期目標期間の暫定評価について、的確に対応し、評価結果を業務運営に反映させるとともに、18年度業績のモニタリング、取りまとめ、内部評価等を行った。業績評価の専管部署（業績評価チーム）が機構の業績のモニタリング（年2回）、取りまとめ、評価結果のフォローアップ等を行い、総務担当理事を長とする「業績評価委員会」が業績の報告、自己評価、業務運営への反映等について審議を行い理事会に報告した。また、自己評価の質の向上と客観性の担保を図るため、外部有識者3名を外部検討委員として委嘱し、17年度業績報告や18年度の進捗管理等についてその意見を反映させた。

18年度は、中期目標期間の最終年度として中期計画の確実な達成を目指すとともに、当該計画の取組を一層強化するため、「JICA改革プラン」（16年3月）及び「JICA改革プラン（第2弾）」（17年3月）に基づく業務運営や組織体制の改革の仕上げに注力した。また、実績報告に対する各種の指摘事項については、機構としての確かつ具体的な対応を図り（例：開発教育参加者による事後の協力についてフォローアップを然るべく行い、事業効果の面的拡がりにつなげていく必要があるとの指摘を受け、教師海外研修参加者のネットワークを順次県別に構築するとともに、機構、NGO、教育委員会等が参画する「開発教育連絡会」の設置を奨励し、一部の県で実現した。）、この取組状況については19年1月の外務省独立法人評価委員会において報告した。

また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を受けて、行政改革推進法（「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」）に基づく人件費削減や、随意契約の見直しに向けた取組状況について報告できるよう準備した。

#### (2) 第2期中期計画の策定

18年度は、独立行政法人通則法第35条に基づく中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しが行われた。18年12月に外務省による機構の「見直し案」が、政府行政改革推進本部に

よる議を経て正式に決定されたことを踏まえ、19年3月1日に外務省から第2期中期目標の指示がなされた。機構は、同中期目標に基づき、19年4月から5年間にわたる第2期中期計画の策定作業に取り組むとともに、第2期中期目標期間における業務運営の準備を行った。

## **2. 部署毎の業務運営への反映**

中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営、人事評価と連動させるため、引き続き「部署別年間業務計画」の定着に取り組んだ。本部・在外事務所・国内機関の全部署の計画について担当理事が確認をし、本部分については理事会で討議した。18年度においては、第2期中期計画の達成に向けて組織横断的に取り組む課題を整理し、19年度部署別年間業務計画に的確に反映されるよう関係部署に指示を行った。また、年2回の人事評価の際に、部署別計画の実施・達成状況が部門長の業績として取り扱われることにより、部門長の人事評価との連動を図っている。

## **3. 機構内部への周知**

業績評価制度や評価結果に関する職員の意識向上を目的として、18年9月に業績評価セミナーを開催した（計6回）。在外職員向けにもテレビ会議システムを利用して40事務所（17年度は20事務所）を対象としたことなどから、17年度実績（249名）を大幅に上回る361名（前年度比45%増。ナショナルスタッフを含む。）が参加した。アンケートでは、回答者のほぼ全員から「有意義だった」との回答が得られている。

また、18年度はグループウェア上に業績評価に関連する資料及び最新情報のデータベースを作成し、随意更新して、関係者の理解促進と評価結果の業務運営への反映の一助とした。また、在外赴任者研修、新入職員研修等向けに資料を作成し、独立行政法人評価に係る基礎知識の習得を促した。

以上



## 〈資料編〉

### 1. 国別・課題別の取組

#### (1) 国別の取組

18年度に実施した国別のプロジェクトの概況は以下のとおり。(プロジェクト件数は技術協力プロジェクト、開発調査及び無償資金協力基本設計調査の合計数。)

##### ①東南アジア・インドシナ地域

###### ア. インドネシア

(ア) 「民間主導の持続的な成長」実現のための支援：24件

(イ) 「民主的で公正な社会造り」のための支援：61件

(ウ) 「平和と安定」のための支援：8件

また、「アチェ州住民自立支援ネットワーク形成プロジェクト」を実施し、スマトラ沖地震・津波被害からの復興に関する支援を継続した。

###### イ. マレーシア

(ア) 経済連携強化：10件

(イ) 環境と持続的開発：6件

(ウ) 社会福祉向上：1件

(エ) 南南協力：10件

(オ) 非伝統的安全保障：5件

###### ウ. フィリピン

(ア) 雇用機会の創出に向けた持続的成長：26件

(イ) 貧困削減：28件

(ウ) ミンダナオ地域等における平和と安定への支援：5件

###### エ. タイ

(ア) 競争力の強化：13件

(イ) 社会開発と貧困削減：7件

(ウ) 持続的開発：5件

(エ) 地域協力：12件

(オ) その他：5件

###### オ. ミャンマー

(ア) 経済構造調整：3件

(イ) 農業・畜産業・水産業開発：2件

(ウ) 保健／医療の改善：6件

(エ) 教育の改善：1件

(オ) 市民生活の確保：3件

(カ) グローバル・イシュー：3件

###### カ. ベトナム

(ア) 成長促進：19件

(イ) 生活・社会面での改善：31件

(ウ) 制度整備：4件

###### キ. ラオス

(ア) 基礎教育の充実：2件

(イ) 保健医療サービス改善：5件

(ウ) 農村地域開発及び持続的森林資源の活用：6件

(エ) 社会経済インフラ整備及び既存インフラの有効活用：6件

(オ) 民間セクター強化に向けた制度構築及び人材育成：5件

(カ) 行政能力の向上及び制度構築：4件

(キ) その他：1件



#### ク. カンボジア

- (ア) グッド・ガバナンスの推進：11件
- (イ) 経済・産業振興：9件
- (ウ) 農業・農村開発：9件
- (エ) 社会セクター開発：13件

### ②東アジア地域

#### ア. 中華人民共和国

- (ア) 環境問題など地球規模の問題に対処するための協力：21件
- (イ) 改革・開放支援：5件
- (ウ) 相互理解の促進：1件  
技術協力プロジェクトのほか、草の根技術協力等による協力を行った。
- (エ) 貧困問題克服のための支援：9件
- (オ) その他  
対中ODAの理解促進のための協力等を行った。

#### イ. モンゴル

- (ア) 市場経済を担う制度整備・人材育成：8件
- (イ) 地方開発：2件
- (ウ) 環境保全：4件
- (エ) 経済活動促進のためのインフラ整備：1件
- (オ) その他  
感染症特別機材を供与した。

### ③南西アジア地域

#### ア. バングラデシュ

- (ア) 経済成長（民間セクター開発、運輸、電力、農業・農村開発）：7件
- (イ) 社会開発と人間の安全保障（教育、保健、環境、災害対策等）：3件
- (ウ) ガバナンス：1件
- (エ) その他  
地図作成支援に係る協力を実施した。

#### イ. ネパール

- (ア) 社会分野：1件
- (イ) 農業開発：3件
- (ウ) 経済基盤整備：4件
- (エ) 環境保全：2件
- (オ) 紛争後の復興と紛争要因の排除  
プロジェクト形成支援を行うとともに、選挙支援のためのセミナーや技術支援を行った。
- (カ) その他  
援助協調の専門家派遣や、開発事業のモニタリング支援等に係る協力を実施した。

#### ウ. パキスタン

- (ア) 人間の安全保障の確保と人間開発（保健・衛生・教育）：5件
- (イ) 健全な市場経済の発達（水資源・灌漑、農業、経済基盤・経済発展）：10件
- (ウ) 分野横断的イシュー（ジェンダー、環境、ガバナンス）：2件
- (エ) バランスのとれた地域社会・経済の発展：2件

#### エ. スリランカ

- (ア) 平和の定着と復興支援：4件
- (イ) 中長期開発ビジョン援助計画（経済基盤整備、外貨獲得能力向上に対する支援、貧困対策）：12件
- (ウ) 津波災害復興：5件

#### ④中米・カリブ地域

##### ア. ドミニカ共和国

- (ア) 教育：1件
- (イ) 保健医療：3件
- (ウ) 農業・農村開発：2件
- (エ) 環境保全：2件
- (オ) 産業開発：2件

##### イ. ホンジュラス

- (ア) 教育：1件
- (イ) 保健医療：2件
- (ウ) 農村開発：2件
- (エ) 経済社会インフラ整備：4件

##### ウ. メキシコ

- (ア) 人間の安全保障の向上と貧困削減：9件
- (イ) 産業開発と地域振興：2件
- (ウ) 地球環境問題及び水の衛生と供給：5件
- (エ) 日墨パートナーシップ・プログラム、南南協力：2件

#### ⑤南米地域

##### ア. アルゼンチン

- (ア) 経済再生：2件
- (イ) 社会開発：2件
- (ウ) 環境保全：4件
- (エ) 南南協力支援：10件

##### イ. ボリビア

- (ア) 社会開発：13件
- (イ) 生産向上支援：6件
- (ウ) 制度・ガバナンス：1件

##### ウ. ブラジル

- (ア) 環境保全：5件
- (イ) 格差是正のための地域振興・社会開発：2件
- (ウ) 三角協力の推進（日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム）：12件

##### エ. パラグアイ

- (ア) 貧困層への社会サービスの充実と収入の維持向上：5件
- (イ) メルコスール域内外の競争時代に対応しうる経済競争力強化：12件
- (ウ) 環境保全と天然資源の持続的開発：1件
- (エ) 行政組織・制度整備（グッド・ガバナンス）：1件

#### ⑥アフリカ地域

##### ア. ガーナ

- (ア) 地方農村部の活性化：8件
- (イ) 産業育成：8件
- (ウ) 行政能力の向上・制度整備：1件

##### イ. ケニア

- (ア) 人材育成：4件
- (イ) 農業開発：4件
- (ウ) 環境保全：4件
- (エ) 保健・医療：6件
- (オ) 経済インフラ整備：5件

ウ. マラウイ

- (ア) 食糧安全保障：4件
- (イ) 人的資本開発：5件
- (ウ) 持続的経済開発：3件

エ. タンザニア

- (ア) 農業・零細企業の振興：4件
- (イ) 人口、エイズ及び子供の健康問題への対応：3件
- (ウ) 基礎教育支援  
在外技術研修による協力をおこなった。
- (エ) 都市部における基礎インフラ整備等による生活環境改善：9件
- (オ) 貧困削減のための行政能力強化：4件

オ. ザンビア

- (ア) 農村開発を中心とする貧困対策への支援：5件
- (イ) 費用対効果の高い保健医療サービスの充実：7件
- (ウ) 貧困削減のための経済成長に資する産業開発：1件
- (エ) 自立発展に向けた人材育成・制度構築：4件
- (オ) 地域相互協力の促進：1件

カ. セネガル

- (ア) 基礎生活の向上（水供給、教育・人的資源開発、保健医療）：6件
- (イ) 環境（砂漠化防止）：2件
- (ウ) 経済成長を通じた貧困削減（農水産業、インフラ）：4件

**⑦中東地域**

ア. アフガニスタン

- (ア) 地方農村総合開発（農業・農村開発）：3件
- (イ) 中長期的開発のためのキャパシティ・ディベロップメント（教育、保健医療、運輸交通、水資源、ジェンダー、ANDS（国家開発戦略）支援）：12件

イ. トルコ

- (ア) 経済社会開発促進のための人材育成：5件
- (イ) 地域間格差是正のための農漁業の振興：3件
- (ウ) 南南協力の支援：2件
- (エ) 地震災害振興・防火制度強化：1件

ウ. エジプト

- (ア) 持続的成長と雇用創出の実現：6件
- (イ) 貧困削減・生活の質の向上：10件
- (ウ) 地域安定化の促進：10件

## (2) 開発課題別の取組

18年度に実施した開発課題別のプロジェクトの概況と質の向上のための取り組みは以下のとおり。(プロジェクト件数は技術協力プロジェクト、開発調査及び無償資金協力基本設計調査の合計数。)

### ①ガバナンス

ア. ガバナンス分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 民主化支援：6件
- (イ) 法整備支援：8件
- (ウ) 行政全般に対する能力向上：26件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 課題別指針については、「法整備」分野の概念整理に着手するとともに「統計」分野の草案を作成した。
- (イ) ガバナンス課題タスクフォースの運営を通じ、民主化支援、行政基盤整備、メディア支援及び地方行政に関する勉強会やワークショップを実施した。また、ナレッジサイトの分野課題情報を更新するなど内容の充実を図った。
- (ウ) JICA-Netを利用した在外事務所との検討会や課題アドバイザーの派遣等を通じてガバナンス分野の在外主導案件の形成支援及び実施段階での在外事務所への技術支援を行った。

### ②平和構築支援

ア. 平和構築支援については、ガバナンスの改善に向けた協力、紛争終結後の国家にとって重要な治安回復、生活再建のための社会基盤整備、基本的な経済ニーズの充足や経済基盤の安定化を図るための経済基盤整備等の支援を実施した。併せて、社会的弱者にも目を向けた支援を実施した。具体的には、ネパールに対する選挙制度に関する協力、パレスチナにおけるリプロダクティブヘルスへの協力、ルワンダにおける障害を持つ除隊兵士のための技能訓練、スーダン及びブルンジにおける首都のインフラ整備計画策定に係る支援、フィリピンのミンダナオ地域における地域振興計画策定支援、コンゴ民主共和国等に対する今後の迅速な協力開始のためのプロジェクト形成調査を実施した。

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

課題別指針の検討、初動体制強化のためのロジチーム（復興支援等の現場において、通信機能等事業拠点の確保、現地人員確保などのロジスティックス整備のために派遣されるチーム）設立準備、移任期支援に係るワークショップ、アフリカ地域における平和構築支援ワークショップ等を実施した。

### ③ジェンダー主流化/WID

ア. ジェンダー/WID分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) WID案件：20件
- (イ) ジェンダー平等案件：7件
- (ウ) ジェンダー関連案件：113件

イ. 協力事業の質の向上を目的として、以下の各種会合を開催した。

- (ア) 課題別支援委員会 2回
- (イ) 分野課題タスク会合 3回
- (ウ) ジェンダー担当者会議 3回（本部2回、アジア地域1回）

### ④情報通信技術

ア. 情報通信技術分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) IT政策策定能力の向上：1件
- (イ) IT人材の育成：8件
- (ウ) 通信基盤の整備

フォローアップ協力を実施した。

- (エ) 各分野へのIT活用による効率・効果の向上：4件
- (オ) IT活用による援助における効率・効果の向上  
遠隔講義・セミナーの実施やマルチメディア教材の作成を中心とする遠隔技術協力を実施した。
- (カ) 放送分野：6件

- イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
  - (ア) 課題別支援委員会を立ち上げ、必要に応じて委員に助言を求めた。
  - (イ) ナレッジサイトの情報を13件追加した(計170件)。また、マルチメディア教材(電波管理)を作成した。
  - (ウ) UNESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)の地域機関である APCICT(Asian and Pacific Training Centre for Information and Communication Technology for Development)が開催したデジタルデバインド是正のための ICT 分野の人材育成に係る国際フォーラムにて機構の情報通信分野の取組や教訓などを紹介し情報共有を図った。
  - (エ) 有識者の参加を得て、JICA-Netを利用した情報通信分野に関する公開勉強会を6回実施した。また、プログラムの視点を促進するため、国際協力銀行との連携案件であるベトナム・ハノイ工科大学 ITSS 能力強化プロジェクトに関し、機構及び国際協力銀行の協力を包括的に表した関連図を取りまとめた。
  - (オ) アフリカにおける情報通信の協力方針に係る調査・分析を行い、その結果を「概論編」、「コミュニティ編」に分けて取りまとめた。また、電子政府の取り組みの考え方に係る調査・分析を行った。

## ⑤運輸交通

- ア. 運輸交通分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。
  - (ア) 運輸交通インフラ整備：49件
  - (イ) 運輸交通セクターにおけるキャパシティ・ディベロップメント支援：15件
- イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
  - (ア) 途上国固有の特性に対応した適正技術の検証及び定着に向けた計画策定(社会実験、試験的事業を含む)を行うため、コスタリカ、ボリビアにおいてカウンターパートとともに橋梁点検作業や防災必要箇所の選定を行い、試験的な事業を実施するよう調査内容の設計を行った。
  - (イ) 第2回課題別支援委員会を開催した。
  - (ウ) 運輸交通に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図った。
  - (エ) 運輸交通分野の課題別指針を策定した。
  - (オ) クロスボーダー交通インフラ(フェーズ2)のプロジェクト研究を実施した。
  - (カ) プログラムの視点を促進するため、国際協力銀行との連携案件であるベトナムの港湾管理制度改革プロジェクトの実施に当たり、17年度に取りまとめた南部港湾整備に係るプログラムを活用している。

## ⑥都市開発

- ア. 都市開発・地域開発分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。
  - (ア) 都市の持続的成長：14件
  - (イ) 都市内貧困削減：2件
  - (ウ) 都市開発セクターでのキャパシティ・ディベロップメント支援：3件
  - (エ) 都市基本情報整備：11件
  - (オ) 地域間格差の是正：6件
  - (カ) 地方自治体におけるキャパシティ・ディベロップメント支援：4件
- イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
  - (ア) 都市開発・地域開発分野の課題別指針を策定した。
  - (イ) 都市開発・地域開発に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図った。特に都市開発・地域開発に関連する国際会議、当該分野の他ドナーの動向についての情報収集を強化し、整理、掲載した。

## ⑦教育

- ア. 教育分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。
  - (ア) 基礎教育：54件
  - (イ) 高等教育：9件
  - (ウ) 技術教育/訓練：13件
- イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
  - (ア) 高等教育分野の課題別指針案を作成し、同指針を反映しつつインドネシア産学地連携プロジェクト、アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクトを形成した。

- (イ) 事業の戦略的な実施を目指した中南米基礎教育協力方針を作成(平成18年12月)し、協力重点課題及び重点国を定めた。
- (ウ) 教育分野のナレッジサイトの情報を115件追加したほか、102件の更新を行なった。また、グループウェアに教育タスクフォース電子会議室を開設し、タスクフォース会議の議事録等20件を公開した。
- (エ) 以下の調査研究を国際協力総合研修所と共同で実施した。
  - 調査研究：「JICA 理数科教育改善プロジェクトの事業経験の分析：研修教材作成、事業評価方法を中心に」
  - 客員研究：「基礎教育とジェンダー」、「アフリカにおける職業・産業人材育成 (TVET) - 変化する支援環境と人材需要への対応 - 」
- (オ) 公開シンポジウムを3回開催した(第1回「日本の教室と世界をつなぐ～これからの理数科教育協力～」、第2回「国際協力における高等教育の役割～地域に届くアプローチとは～」、第3回「EFA グローバルモニタリングレポート 2007 Launching Seminar」)。

## ⑧社会保障

ア. 社会保障分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 社会保険・社会福祉：4件
- (イ) 障害者支援：8件
- (ウ) 労働・雇用：5件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 社会保障分野(医療保障・年金・社会福祉)の課題別指針を策定し、ホームページで公開した。
- (イ) 調査研究「地域に根ざしたりハビリテーション(CBR)」を実施し、同分野における過去の協力実績を調査・分析し、事業実施上のガイドラインを策定した。
- (ウ) アジア地域及び中東地域の在外事務所を対象とした在外技術支援セミナーを行った。
- (エ) 「高齢者福祉」「タイ30パーツ医療保障制度」及び「障害とHIV/AIDS」に関する公開セミナーを実施した。また、復興支援及び社会的弱者配慮に関する勉強会並びに障害者支援に関する職員研修を実施した。

## ⑨保健医療

ア. 保健医療分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 保健人材開発：28件
- (イ) 保健医療システム整備：30件
- (ウ) リプロダクティブヘルス・母子保健：28件
- (エ) 感染症対策：43件
- (オ) 復興支援・平和構築のうち、保健医療に関連するもの：7件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 17年度に作成した報告書(「紛争・災害後の国に対する機構の保健医療分野支援のあり方」)の提言を踏まえ、復興支援国に対する緊急・復旧支援から開発支援につなぐ適切な事業を検討・実施中。復興支援国への協力として、例えば、アフガニスタンではプログラム化に向けた事業評価を実施し、イラクでは研修員受入を中心に救急医療と地域医療分野の協力を実施した。また、パレスチナにおいてもコミュニティベースの母子保健事業を国際機関等と連携しつつ実施した。
- (イ) 国別保健医療情報の整備の一環として、保健医療分野に関するポジションペーパー及びプログラム計画書の作成の手引きを作成した。
- (ウ) 保健医療分野のナレッジサイトに教材情報、関連資料を継続的に掲載するとともに、各種ニュースレターの発行やメーリングリストの運営を通じて機構内外の保健医療関係者に最新の保健医療事業の動向に関する情報発信を行った。さらに、HIV/AIDS対策分野の協力隊員を対象とした研修への講師派遣、結核対策分野の客員研究、保健システム体系化をテーマとした調査研究による知見蓄積、保健医療分野の地域会議・セミナー開催支援等を通じ、在外事務所への技術支援を行った。
- (エ) HIV/AIDS、結核、鳥インフルエンザ、リプロダクティブヘルス、地域協力等に関するWHO(World Health Organization)、UNICEF(United Nations Children's Fund)及びUSAID(U.S. Agency for International Development)との技術的な意見交換や具体的な事業連携を通じて事業効果の拡大と効率化を図った。

## ⑩自然環境保全

ア. 自然環境保全分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 地域住民による自然資源の管理能力の向上：35件

(イ) 生物多様性の高い地域・生態系の保全：18件

(ウ) 荒廃地の植生の回復：6件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 自然環境保全分野の課題別指針の改訂草案を作成した。

(イ) 17年度に引き続きナレッジサイトのコンテンツの充実を図り、その一環として案件ごとの教訓の蓄積に着手し、18年度は15件の教訓を蓄積・共有した。また、過去に実施した「森林・林業分野協力に関するセクター評価調査報告書」を基に案件共通の教訓を抽出し、ナレッジサイトに掲載した。さらに、自然環境保全分野の勉強会を月2回程度実施するとともに、その資料をナレッジサイトに掲載し、案件の教訓の共有、職員の専門性向上を図った。

(ウ) ナレッジサイトに案件別業務文書一覧を作成し、基本文書の共有を促進した。

(エ) 定期報告書には必ずしも反映されていないプロジェクトの日々の取組を共有するため、ナレッジサイトにプロジェクトのホームページ、ニューズレター、メールマガジンの一覧を掲載した。

(オ) 参加型自然環境保全・生計向上に関連する案件について、事例分析を行い、今後の案件形成・実施に資する教訓を抽出した。

(カ) 環境教育に関する好事例を収集し、環境教育を実施する上でのポイントを取りまとめ、途上国で環境教育を実施する専門家や協力隊員が活用できる環境教育のテキストの草案やマルチメディア教材を作成した。

## ⑪環境管理（公害対策）

ア. 環境管理（公害対策）分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 大気汚染・酸性雨：6件

(イ) 水質汚濁：21件

(ウ) 廃棄物処理：24件

(エ) その他環境管理：17件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 環境管理分野の課題別指針の草案を作成した。

(イ) ナレッジサイトに35件の情報を追加し、計54コンテンツとした。

(ウ) 環境管理分野のセミナー・勉強会を計37回開催した。

## ⑫水資源

ア. 水資源(防災を含む)分野の協力については、以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 安全な水の安定した供給：53件

(イ) 総合的な水管理の推進：12件

(ウ) 水質の改善を通じた環境保全：2件

(エ) 防災対策の強化：30件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 水資源分野の課題別指針の改訂草案及び水質管理マニュアルを作成した。また、調査研究「村落給水・衛生改善手法」を実施し、報告書を取りまとめた。

(イ) 防災関連

・「防災」に関する課題別指針案を作成した。

・インドネシア・ジャワ島中部地震において緊急のニーズ調査を実施した。

## ⑬貧困削減

ア. 貧困削減分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

(ア) 貧困削減に対する体制整備：12件

(イ) 貧困層の収入の維持・向上：15件

(ウ) 貧困層の基礎的生活の確保：14件

(エ) 外的脅威の軽減：3件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

(ア) 貧困削減配慮案件のさらなる発掘・形成支援、実施のため、専門家派遣前研修において貧困削減の取組の説明、事例研究を行った。また、専門家や在外事務所からの要請に応じて随時情報提供を行った。

- (イ) 貧困削減タスクフォースにおいて実施した各種セミナー結果、報告書等から抽出した教訓等をナレッジサイトに掲載し、内容の更新・充実を図った。
- (ウ) 参加型地域社会開発研修、貧困削減案件の事例紹介等を通じ、職員の理解促進及び情報共有を図った。また、ニューズレターを発刊し、貧困削減に係る情報共有・発信を促進した。
- (エ) 貧困削減分野の課題別指針の改訂に係る検討会を行い、開発課題体系図案等を作成した。

#### ⑭農業開発・農村開発

- ア. 農業・農村分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。
- (ア) 政策立案・実施能力の向上：29件
  - (イ) 持続可能な農業生産：62件
  - (ウ) 安定した食料供給：6件
  - (エ) 活力ある農村の振興：25件
- イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
- (ア) 農業・農村開発課題別支援委員会において、地域別指針「中南米における農業・農村開発」を審議し、同指針の骨子案を作成した。
  - (イ) 農業・農村開発分野に係る途上国有用技術調査を実施し、日本の大学が開発した（又は開発中の）途上国に適用可能な有用技術に関する基本情報を収集・整理した。また、砂漠化防止のための農村開発アプローチに係る基礎情報を収集した。
  - (ウ) 各種統計データや技術協力プロジェクト案件に関する広報資料等を掲載するなどナレッジサイトの内容を拡充し、ナレッジサイトの利用促進を図った。また、ナレッジサイトに業務関連文書一覧を作成してアクセス方法を改善した。
  - (エ) 在外主管案件を含む技術協力プロジェクト及び開発調査全てに担当となる課題アドバイザーを配置し、案件形成及びモニタリングの強化を図った。なお、案件の計画・実施に当たっては、住民の視点に立った生活の改善と住民のエンパワーメントを重視し、協力の成果が住民に面的かつ持続的に裨益するよう人間の安全保障に係る部内研修を実施し、概念の理解促進及び実践を図った。また、生活改善のマルチメディア教材に関するセミナーを支援し、同教材の活用を図った。

#### ⑮水産開発

- ア. 水産分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。
- (ア) 水産資源の有効利用：24件
  - (イ) 水産資源の保全：4件
  - (ウ) 住民の組織化や行政機関等の能力向上：24件
- イ. 協力事業の質の向上を目的として、水産分野の課題別指針案を作成した。また、これまでの水産開発関連案件の教訓を取りまとめ、ナレッジサイトに掲載した。

#### ⑯経済政策

- ア. 経済政策分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。
- (ア) 財政・金融制度、経済制度の構築：4件
  - (イ) 開発途上国側の政策実施・運営能力の向上：25件
  - (ウ) 市場経済化の促進：1件
- イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
- (ア) 金融分野の課題別指針を作成した。
  - (イ) 在外事務所への技術支援を目的として、特に在外事務所にとって参考にしやすい過去の案件資料を整理し、ナレッジサイトに掲載した。また、当該情報の活用方法や経済政策分野の協力ニーズの把握について、在外事務所向けに勉強会を開催した。
  - (ウ) 国内外の関係機関や他ドナーとの連携・情報交換
    - ・財務省、国税庁、金融庁、日本銀行及び機構の五者間における TA (Technical Assistance : 技術協力) 連絡会の実施
    - ・日本政府拠出金による IMF の技術支援に係る財務省国際局との情報交換
    - ・課題別研修「国際課税」に係る国税庁との共同案件形成
    - ・金融分野における技術協力人材に係る IMF との情報交換
    - ・政府系金融機関（政策投資銀行、国民金融公庫等）との技術協力に係る情報交換
    - ・ツーステップローンと技術協力の連携に係る国際協力銀行との意見交換
    - ・証券市場制度運用に係る東京証券取引所及び証券業協会との意見交換
  - (エ) 近年重要性が高まっている途上国の公共財政管理に関して、当該分野の協力のあり方を検討す



るための勉強会を継続して開催し、その結果を報告書に取りまとめた。

#### ⑩民間セクター開発

ア. 民間セクター開発分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 中小企業振興：13件
- (イ) 貿易・投資促進：14件
- (ウ) 産業基盤制度整備：11件
- (エ) 産業技術向上：14件
- (オ) 観光開発：3件
- (カ) 地場産業の振興：2件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) アフリカ支援のための案件形成に係る調査・研究の実施
  - ・中小企業分野について、「サブサハラ・アフリカ地域中小企業振興に係る協力量針」（和文・英文）を作成した。
  - ・アフリカ9カ国にプロジェクト形成調査団を派遣し、マラウイで実施中の案件（「一村一品運動のための制度構築と人材養成」）を中心に一村一品運動の紹介を行った。
- (イ) 国際協力銀行及び日本貿易振興機構との連携の強化
  - ・中小企業分野（タイ自動車人材育成計画及び一村一品関連）について、日本貿易振興機構との継続的な意見交換・調整を行った。また、円借款及び技術協力をそれぞれ実施中のチュニジアのプロジェクト（ボルジュセドリアテクノパーク運営管理向上）に関し、国際協力銀行と意見交換を進めた。
  - ・貿易分野について、日本貿易振興機構と継続的な意見交換・調整を行い、エジプト輸出振興センタープロジェクトを開始した。
- (ウ) 課題対応力の強化
  - ・民間セクター開発タスクフォースにおいて、各分野の要望調査票の取りまとめ方法等に関するセミナー（JICA-Netを利用）を在外事務所に対して実施した。
  - ・アセアン地域を対象として、計量標準システムの現状と効果的な技術力に関するプロジェクト研究を実施し、報告書を作成した。
- (エ) 優良プログラム・プロジェクトの形成促進支援
  - ・パレスチナ支援における工業団地開発案件及び観光開発案件形成及びラオスにおける観光案件形成のためのプロジェクト形成調査を実施した。

#### ⑩エネルギー・鉱業

ア. 資源・エネルギー分野の協力については以下のとおりプロジェクトを実施した。

- (ア) 電力・エネルギー：28件
- (イ) 省エネルギー：5件
- (ウ) 資源・鉱業振興：8件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。

- (ア) 調査・研究
  - ・エネルギー分野及び資源・鉱業分野の公開セミナー、勉強会をそれぞれ3回、8回実施した。また、「エネルギー」、「資源循環・3R」、「鉱業」の各分野の課題別支援委員会を開催した。
  - ・これまで実施した案件又は実施中の案件について体系的に必要な情報を取りまとめるとともに、教訓についてもナレッジサイトに掲載した。
- (イ) 研修員とのネットワーク連携強化
  - 本邦におけるエネルギー分野、鉱業分野等の研修において機構の取組方針について講義を行うとともに、研修員とのネットワーク強化を図った。

## 2. 独立行政法人国際協力機構の概要

### (1) 業務内容

#### (ア) 目的

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。（独立行政法人国際協力機構法 第三条）

#### (イ) 業務の範囲

- 一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。
  - イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。
  - ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。
  - ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。
  - ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。
  - ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。
- 二 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。
  - イ 次に掲げる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。
    - (1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力のための施設（船舶を含む。以下この号において同じ。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。以下この号において同じ。）を目的として行われる無償資金協力
    - (2) 条約その他の国際約束に基づく技術協りに密接な関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われる無償資金協力
    - (3) 条約その他の国際約束に基づく技術協りに密接な関連性を有するものとして外務大臣が指定する無償資金協力
  - ロ イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。
- 三 国民、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該

開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

- イ 開発途上地域の住民と一体となって行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
- ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。
- ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であって外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

- (1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修
- (2) 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣
- (3) 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与

ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

- イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。
- ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
- ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

五 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

六 第一号、第三号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること
- 二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

（独立行政法人国際協力機構法 第十三条）

## （2）事務所の所在地

〒151-8558 東京都渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー6～13 階

Tel : (03) 5352-5311～5314（受付台）、Fax : (03) 5352-5032・5150（総務部）

### (3) 資本金の額

88,508百万円（平成19年3月31日現在）

### (4) 役員の様況

平成19年3月31日現在の役員の様況は以下の表のとおり。

No	役職名	氏名	就任日	前職
1	理事長	緒方 貞子	H15.10.1	国連難民高等弁務官
2	副理事長	畠中 篤	H15.10.1	駐オーストラリア特命全権大使
3	理事	黒木 雅文	H18.5.8	駐インドネシア国公使
4	理事	松岡 和久	H17.10.1	国際協力事業団アジア第一部長
5	理事	伊沢 正	H17.10.1	経済産業省大臣官房審議官
6	理事	金子 節志	H17.10.1	国際協力機構人事部長
7	理事	上田 善久	H17.10.1	米州開発銀行理事
8	理事	松本 有幸	H18.1.26	農林水産省関東農政局長
9	監事	庵原 宏義	H17.10.1	駐エチオピア特命全権大使
10	監事	船渡 享向	H17.12.16	会計検査院第5局長

### (5) 職員の様況

常勤職員数：1,326人（平成19年3月31日現在）

### (6) 設立の根拠となる法律

独立行政法人国際協力機構法（平成14年12月6日法律第136号）

### (7) 主務大臣

外務大臣

### (8) 沿革

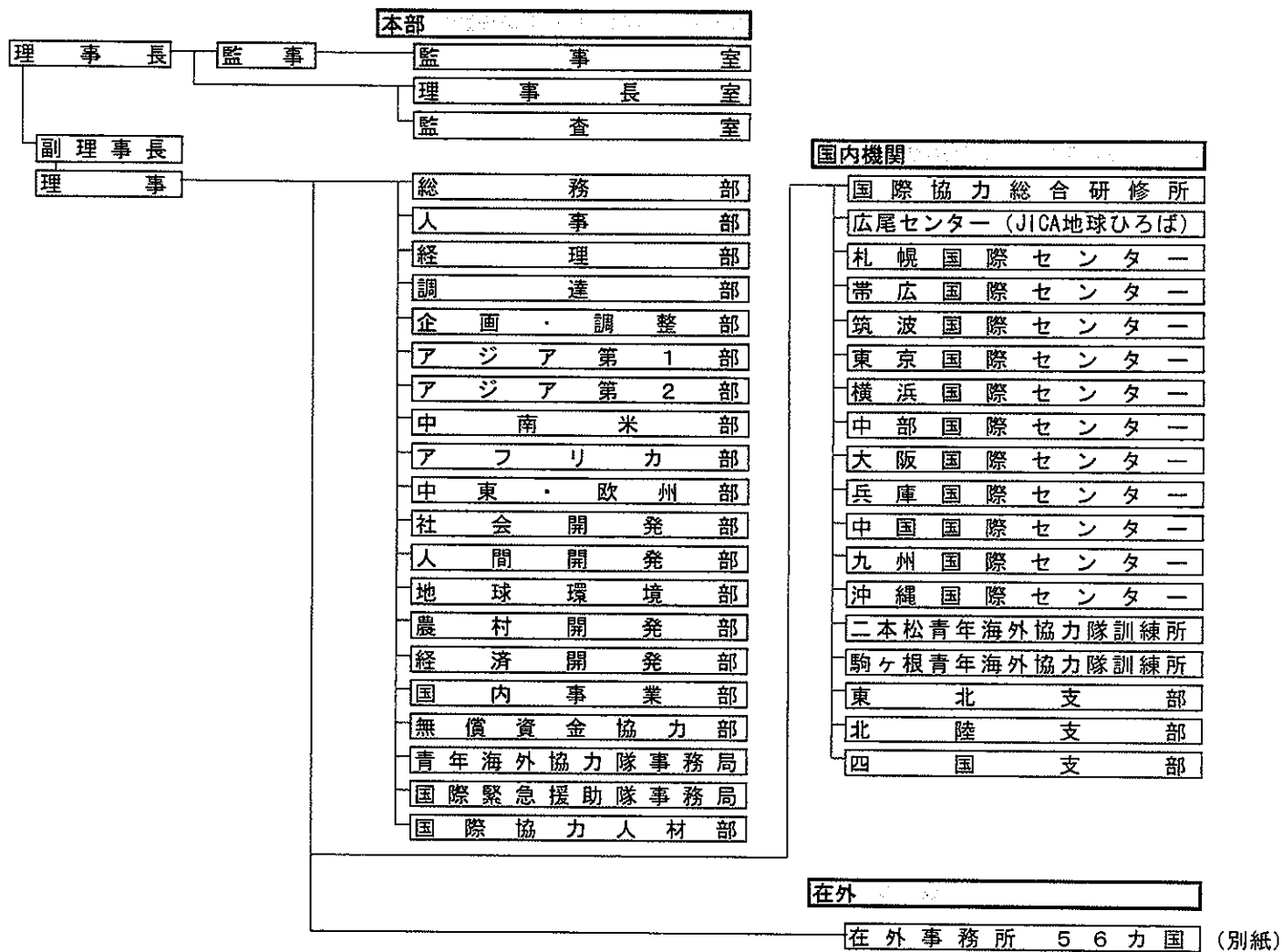
- 1962年 海外技術協力事業団が設立され、政府の技術協力事業が一元的に実施される基盤が整備された。
- 1963年 海外移住事業団が設立され、移住者の送付と移住先における支援を一貫して行う体制が整備された。
- 1974年 海外技術協力事業団、海外移住事業団及び（財）海外農業開発財団の業務、並びに（財）海外貿易開発協会の業務の一部が統合され、国際協力事業団（JICA）が発足した。発足当初の業務内容は、技術協力、青年海外協力隊派遣、開発投融資、海外移住、援助人材の養成及び確保であった。
- 1978年 業務内容に無償資金協力の実施促進事業が追加された。
- 1984年 業務内容に青年招へい事業が追加された。

- 1987年 業務内容に災害援助等協力事業が追加された。
- 1988年 業務内容に援助効率促進事業が追加された。
- 1990年 業務内容にシニアボランティア派遣業務が追加された。
- 2001年 特殊法人等整理合理化計画により、国際協力事業団は独立行政法人とすることが決定された。また、開発投融资事業は廃止すること（平成15年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う）、海外移住事業については入植地事業及び移住者送出業務を廃止すること、並びに融資事業は段階的に整理し平成17年度末に廃止すること、が決定された。
- 2003年10月 独立行政法人国際協力機構が発足した。

## **(9) 組織図**

次頁のとおり。

独立行政法人国際協力機構 組織図 (平成19年3月)



独立行政法人国際協力機構 組織図別紙 在外の体制 (平成19年3月)

事務所 (56カ国) 地域支援事務所 (6地域)

アジア地域

インド事務所
インドネシア事務所
ベトナム事務所
ウズベキスタン事務所
カンボジア事務所
スリランカ事務所
タイ事務所 (アジア地域支援)
中華人民共和国事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
バングラデシュ事務所
フィリピン事務所
マレーシア事務所
ミャンマー事務所
モンゴル事務所
ラオス事務所
東チモール事務所
キルギス共和国事務所

大洋州地域

パプアニューギニア事務所
フィジー事務所 (大洋州地域支援)

北中米・カリブ地域

アメリカ合衆国事務所
アルゼンチン事務所
ドミニカ共和国事務所
パラグアイ事務所
ブラジル事務所
ペルー事務所
ボリビア事務所
ホンジュラス事務所
エルサルバドル事務所
メキシコ事務所 (中米・カリブ地域支援)

アフリカ地域

エチオピア事務所
ガーナ事務所
ケニア事務所 (東南部アフリカ地域支援)
ザンビア事務所
ジンバブエ事務所
セネガル事務所 (中西部アフリカ地域支援)
タンザニア事務所
ナイジェリア事務所
マラウイ事務所
南アフリカ共和国事務所 (アフリカ地域支援)
マダガスカル事務所
モザンビーク事務所
ニジェール事務所
ウガンダ事務所
ブルキナファソ事務所

中東地域

アフガニスタン事務所
エジプト事務所
サウジアラビア事務所
ヨルダン事務所
シリア事務所
チュニジア事務所
トルコ事務所
パレスチナ事務所
モロッコ事務所

欧州地域

フランス事務所
バルカン事務所

